

わが国におけるシステム監査の現状

ーシステム監査普及状況調査結果ー

平成19年3月



財団法人 日本情報処理開発協会



この資料は競輪の補助を受けて作成したものです。
<http://www.keirin.jp>



序

この報告書は、財団法人日本情報処理開発協会が日本自転車振興会の補助金を受けて実施した平成18年度情報化の進展に関する補助事業「情報セキュリティ基盤の強化に関する調査研究」事業の一環としてとりまとめたものです。

当協会では、このたびわが国におけるシステム監査の普及状況を把握するため、「システム監査普及状況調査」を実施いたしました。

今回の調査は監査担当部門および被監査部門（情報システム部門）の双方を対象に行い、システム監査普及の傾向を把握することを狙いとしています。

調査にあたっては、417事業体の監査担当部門、478事業体の被監査部門からご回答いただき、信頼できる調査データを収集することができました。ご回答いただいた事業体、および調査項目の検討、調査結果とりまとめ等にご協力いただいた皆様をはじめとする関係各位に心から謝意を表します。

本調査結果が、システム監査推進の一助となれば幸いです。

平成19年3月

財団法人 日本情報処理開発協会

「システム監査普及状況調査」 分析者一覧

(敬称略)

鳥居 壮行 駿河台大学 文化情報学部 教授

喜入 博 株式会社KPMG ビジネスアシュアランス 常勤顧問

目 次

1. 調査の概要	1
1. 1 調査の概要	1
1. 1. 1 調査の目的	1
1. 1. 2 調査の対象	1
1. 1. 3 調査時期	1
1. 1. 4 回収状況	1
1. 1. 5 回答事業体の平均従業員数	1
1. 1. 6 調査項目	1
2. 調査結果の要約	5
2. 1 システム監査一般について	5
2. 2 回答事業体の監査体制について	6
2. 3 システム監査の実施について	7
2. 4 システム監査のあり方について	9
2. 5 未実施および実施可能性について	11
2. 6 システム監査結果の開示と保証型監査について	11
2. 7 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について	11
3. 調査結果	13
3. 1 監査担当部門対象	13
3. 1. 1 システム監査一般について	13
3. 1. 2 回答事業体の監査体制について	19
3. 1. 3 システム監査の実施について	34
3. 1. 4 未実施および実施可能性について	50
3. 1. 5 システム監査結果の開示と保証型監査について	53
3. 1. 6 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について	57
3. 2 被監査部門対象	72
3. 2. 1 システム監査一般について	72
3. 2. 2 システム監査の実施について	79
3. 2. 3 システム監査のあり方について	94
3. 2. 4 システム監査結果の開示と保証型監査について	103
3. 2. 5 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について	108
付属資料：「システム監査普及状況調査」アンケート様式	125

1. 調査の概要

1. 1 調査の概要

1. 1. 1 調査の目的

本調査は、わが国におけるシステム監査の普及状況を、監査担当部門および被監査部門（情報システム部門）に対して調査し、現状と問題点を把握するとともに、今後のシステム監査の普及促進に役立てることを目的として実施したものである。

1. 1. 2 調査の対象

当協会が隔年で実施している「システム監査普及状況調査」の母集団 40 業種 4,000 事業体を対象とした。

1. 1. 3 調査時期

調査票発送	平成 18 年 9 月 29 日
回収締切	平成 18 年 11 月 17 日

1. 1. 4 回収状況（表 1－1－1、1－1－2 参照）

発送数	4,000 件
監査担当部門	417 件（回収率：10.4%）
被監査部門	478 件（回収率：12.0%）

1. 1. 5 回答事業体の平均従業員数

監査担当部門	3,654 人
被監査部門	3,455 人

1. 1. 6 調査項目

（1）監査担当部門対象

- I. システム監査一般について
- II. 貴事業体の監査体制について
- III. システム監査の実施について
- IV. 未実施および実施可能性について
- V. システム監査結果の開示と保証型監査について
- VI. 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について

（2）被監査部門対象

- I. システム監査一般について
- II. システム監査の実施について
- III. システム監査のあり方について
- IV. システム監査結果の開示と保証型監査について
- V. 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について

表 1－1－1．監査担当部門の回収状況

業務グループ	業 種	回収数	平均従業員数	業務グループ	業 種	回収数	平均従業員数	
食品・紙・パルプ・繊維・印刷	5. 食品製造業	12	944.1	情報処理サービス業	32. 情報処理サービス業・ソフトウェア業	57	918.2	
	6. 繊維工業	4	1,495.3		1. 農・林・漁・狩・水産養殖業	0	-	
	7. 紙・パルプ・紙加工品製造業	0	-			2. 鉱業	0	-
	9. 印刷業・同関連産業	3	784.7				4. 建設業	17
石油・化学・鉄鋼・非鉄・金属	10. 化学工業	14	3,311.2	その他対事業所サービス		8. 新聞業・出版業	1	640.0
	11. 石油製品製造業	2	1,039.0		27. 不動産業	1	5,708.0	
	13. 鉄鋼業	6	4,870.0		28. 運輸・通信・倉庫業	15	2,195.1	
	14. 非鉄金属製造業・金属製品製造業	7	942.6		29. 電力・ガス業	10	5,970.9	
電気・一般・輸送・精密機械	15. 一般機械器具製造業	7	864.9		30. 放送業	2	119.5	
	16. 電気機械器具製造業	27	21,006.6			31. 広告・調査・情報提供サービス業	7	1,017.3
	17. 輸送用機械器具製造業	16	6,051.3				40. その他のサービス業	9
	18. 精密機械器具製造業	5	3,651.4			公共サービス		33. 医療業
その他製造業	12. 窯業・土石製品製造業	5	2,480.4		34. 宗教法人		0	-
	19. その他製造業	14	2,533.9		35. 高校		1	89.0
商 業	21. 卸業・商社	19	1,072.7	36. 大学	8		410.9	
	22. 小売業	10	3,554.8	37. その他の教育機関	3		215.0	
金融・保険業	23. 金融業	59	1,574.3	38. 学術研究機関	1		104.0	
	24. 証券業・商品取引業	5	1,878.4		39. 法人団体・農協		8	429.0
	25. 生命保険業	8	11,985.6			政府・地方公共団体	42. 政府	1
	26. 損害保険業	5	5,224.4	43. 地方公共団体	46		3,502.1	
小 計		228	-	小 計		189	-	
合 計						417	3,654.2	

表 1－1－2．被監査部門の回収状況

業務グループ	業 種	回収数	平均従業員数	業務グループ	業 種	回収数	平均従業員数		
食品・紙・パルプ・繊維・印刷	5. 食品製造業	22	1,100.4	情報処理サービス業	32. 情報処理サービス業・ソフトウェア業	58	822.7		
	6. 繊維工業	7	2,478.0		その他対事業所サービス	1. 農・林・漁・狩・水産養殖業	0	-	
	7. 紙・パルプ・紙加工品製造業	1	1,240.0			2. 鉱業	2	430.5	
	9. 印刷業・同関連産業	2	177.0			4. 建設業	22	2,088.4	
石油・化学・鉄鋼・非鉄・金属	10. 化学工業	15	2,177.0			8. 新聞業・出版業	1	500.0	
	11. 石油製品製造業	1	280.0			27. 不動産業	2	2,974.0	
	13. 鉄鋼業	6	2,368.3			28. 運輸・通信・倉庫業	12	631.8	
	14. 非鉄金属製造業・金属製品製造業	11	3,929.1			29. 電力・ガス業	9	6,223.1	
電気・一般・輸送・精密機械	15. 一般機械器具製造業	10	1,564.3			公共サービス	30. 放送業	2	117.0
	16. 電気機械器具製造業	25	18,821.5				31. 広告・調査・情報提供サービス業	6	1,246.8
	17. 輸送用機械器具製造業	10	15,099.1	40. その他のサービス業			10	4,824.4	
	18. 精密機械器具製造業	4	8,985.8	33. 医療業	3		725.7		
その他製造業	12. 窯業・土石製品製造業	4	2,799.3	政府・地方公共団体	34. 宗教法人		0	-	
	19. その他製造業	26	2,455.3		35. 高校		0	-	
商 業	21. 卸業・商社	29	1,319.8		36. 大学		12	594.4	
	22. 小売業	15	3,475.6		37. その他の教育機関		3	1,256.0	
金融・保険業	23. 金融業	60	1,421.9		38. 学術研究機関		1	3,000.0	
	24. 証券業・商品取引業	7	3,184.1		39. 法人団体・農協		8	656.0	
	25. 生命保険業	6	10,221.0		42. 政府	3	7,380.0		
	26. 損害保険業	6	5,842.3	43. 地方公共団体	57	3,706.4			
小 計		267	-	小 計		211	-		
合 計						478	3,454.6		

2. 調査結果の要約

本調査は監査担当部門および被監査部門に対し、それぞれの立場からみたシステム監査の実施状況等について質問を行っている。また、本調査は平成2年から隔年で計9回の調査を行っているが、本文「3. 調査結果の詳細」では平成14年度以降の調査結果を基に、どれだけシステム監査に対する意識が変化してきたかも分析している。

ここでは調査項目（前述「1.1.6」）ごとに集計結果を要約している。なお、両部門共通の質問項目については、調査項目の分野、質問番号順に限らず、一方の調査項目の中でとりまとめて紹介しているものがあるため、多少質問番号が前後している。

文末に記載している【監／被Q××】はそれぞれの調査票での質問番号を、また、（H×：○○％）は各年度の調査結果を表している。

2.1 システム監査一般について

経済産業省のシステム監査基準（昭和60年策定、平成8年改訂）が平成16年10月に改訂された。またその前年には「情報セキュリティ監査制度」が発足されたが、これら監査関連基準、制度等の認知度について両部門に対し調査を行った。

システム監査関連基準の認知度について、平成16年に改訂されたシステム監査基準の認知度は、監査担当部門80.8%、被監査部門86.6%（H16 監：61.1%、被：57.8%）、新設されたシステム管理基準はそれぞれ77.7%、80.7%（H16 監：63.5%、被：63.9%）と約8割が「知っている」と回答した。このうち、基準の利用率についてはシステム監査基準が監査担当部門13.2%、被監査部門9.0%、システム管理基準がそれぞれ12.9%、9.8%と、いずれも1割前後となっている。前回は基準が改訂されて間もない時期での調査であったため、改訂基準自体を「知らない」と回答した割合が4割前後を占めていたが、基準改訂後2年が経過していることもあり、今回調査では「知らない」との回答は1～2割程度まで減少した。

また、平成15年に策定された情報セキュリティ監査基準の認知度は、「知っている」が監査担当部門76.7%、被監査部門82.6%（H16 監：76.7%、被：80.9%）、情報セキュリティ管理基準ではそれぞれ75.7%、79.7%（H16 監：71.0%、被：78.7%）と、策定・公表から3年以上がたっており、かなり高い認知度となった。ただし、利用率については、システム監査／管理基準同様、15%にも満たない結果となった。

以上、4つの基準の認知度については、いずれも被監査部門の方が監査担当部門の認知度を上回っている。【監／被Q1～2、5～6】

経済産業省では、監査実施にあたり、外部のシステム監査企業／情報セキュリティ監査企業に監査を委託する際の参考とすることを目的として監査企業台帳制度を制定し、同省のHPで公開・普及を促進している。

システム監査企業台帳制度（平成3年施行）の認知度について、「知っている」との回答はH14調査では両部門にほとんど差がみられなかった（監：33.8%、被33.0%）。前回調査では両者に

約 10 ポイントの差が出た（監：48.7%、被：39.3%）が、今回調査では 44.1%、42.1%と差があまりなくなった。

監査実施時にシステム監査企業台帳登録企業（以下、「システム監査企業」という。）を「参考にしたい」とする回答は、前回調査同様、監査担当部門（70.7%）の方が被監査部門（66.7%）を若干上回っている。（前回調査では 2.2 ポイント、H14 調査では、被監査部門の方が 9.4 ポイント高い。）【監／被Q 3～4】

同様に情報セキュリティ監査企業台帳制度（平成 15 年施行）の認知度についてもシステム監査企業台帳と同様、監査担当部門の方が被監査部門より認知度が高く、「参考にしたい」との意見も同様に監査担当部門の方が微小ではあるが高い。【監／被Q 7～8】

経済産業省が遂行している情報処理技術者試験制度の 1 つとして「システム監査技術者試験」があるが、この試験の認知度については、被監査部門が監査担当部門を大幅に上回っている。（11 ポイント差）。なお、両部門ともに、前回調査に比べ減少傾向にあるが、特に監査担当部門では、前回と比べ 7.2 ポイント減少した。（被監査部門は 1.7 ポイント減）【監／被Q 9】

2.2 回答事業体の監査体制について

監査担当部門を中心に、自社の監査体制について調査を行った。

全回答事業体の 77.7%が自社に内部監査部門を設置しており、内部監査人の平均人数は 12.4 人、平均年齢 50.8 歳である。（前回調査：76.0%、9.7 人、47.3 歳）

システム監査人（監査担当者）の設置については、「いる」との回答が監査担当部門で 29.7%（H16:25.4%）、被監査部門では 27.2%（H16:24.7%）であった。システム監査人の平均人数は 3.4 人（H16：3.0 人）、平均年齢 49.9 歳（H16：46.4 歳）である。内部監査人の設置状況と比較すると、設置状況、人数ともかなりの差がでている。

システム監査技術者試験合格者でシステム監査人に配置されていると回答したのは 37.1%で前回調査（20.4%）と比べ、16.7 ポイントの増加がみられた。

システム監査人の設置人数で最も多いのは「1 人」（30.6%）であるが、事業体として必要と考える監査人の数で最も多いのは「2 人」（25.7%）、次いで「3 人」（18.2%）であった。（前回調査でも 2 人が最も多く、この傾向は 14 年度以前の調査から変わっていない。）【監Q10～15、17、23、被Q10】

システム監査実施規程類の策定状況について、前回調査では「定められている」（37.9%）が「定められていない」（40.5%）を下回ったが、今回調査では 8.9 ポイント上回った。なお「他の規程内にシステム監査の実施が明記されている」との回答は 18.2%あり、約 6 割がシステム監査実施にあたり、何らかの規程が定義づけられていることになる。【監Q19】

体制上の問題点としては「システム監査人の不足」（38.3%）が、最も充実すべき点は「事前調査」（23.8%）、「実地調査」（19.2%）との指摘が多い。「事前調査」について被監査部門では 10.9%と、その差は約 13 ポイントあり、一方、被監査部門で最も充実すべきとなった「改善勧告内容」（27.4%）について監査担当部門では 16.8%と、その差は約 10 ポイントとなっている。両部門

の上位5位までをみると、第2位としてあげた「実地調査」以外、順番が逆転しており、両部門での意識の違いがわかる。【監Q20、22、被Q34】

システム監査人の不足している知識・能力としては「情報システムの知識」、「業務知識」、「情報分析能力」があげられた。【監Q24～25】

システム監査実施に際し、監査対象、監査テーマの決定は、両部門ともに「内部監査部門（長の判断）」による事業体が多い。【監Q26～27】

システム監査基本（年度）計画書の策定状況について、前回調査では「策定していない」が「いる」を約6ポイント上回っていたが、今回調査では「いる」が「いない」を8.4ポイント上回っている。

作成していない理由として最も多かったのは「内部監査計画に含まれている」が34.7%（H16:31.0%）、次いで「必要に応じてシステム監査を実施しているため、作成していない」が31.6%（H16:20.0%）となった。

システム監査を実施する際、事前に被監査部門に通知を行うか否かについては、93.0%の事業体が事前通知を行っている（H16:88.2%）【監Q28～30】

今回調査では、被監査部門に対し、実施を希望する監査テーマについて調査を行った。第1位は、「セキュリティ対策」（59.2%）、次いで「内部統制」（49.2%）、「情報システム関連のリスク管理」（47.5%）、「ネットワーク管理」（29.1%）、「個人情報保護対策」（28.7%）となっている。【被Q35】

システム監査は誰が実施するのが効果的であるかを両部門に調査した。監査担当部門で最も多かった「内部の監査人」（47.7%/H16:42.6%）について、被監査部門では15.3%（H16:15.2%）、被監査部門で最も多かった「システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業」（35.1%/H16:35.5%）について監査担当部門では9.3%（H16:13.3%）であり、両者の意見にかなり大きな差がみられる。【監：Q21、被：Q36】

2.3 システム監査の実施について

過去のシステム監査の実施状況について、監査担当部門では51.3%（H16:46.3%）が、また被監査部門では51.9%（H16:48.7%）の事業体が監査を実施している。初めて本調査を行った平成2年度調査（監：24.3%、被：22.2%）から実施率は両部門ともに倍増していたが、今回調査でようやく実施率が過半数となった。システム監査の重要性が認識され、実施する事業体が徐々にではあるが増加してきていることがわかる。【監Q18、被Q11】

次に過去に監査を実施したことがある事業体に対し、過去2年以内での監査実施内容について調査を行った。以下は、監査担当部門は監査実施者の立場から、また被監査部門は監査を受けた現場の立場からの意見である。

過去2年以内に監査を「実施した」との回答は監査担当部門が85.0%（H16:87.8%）、被監査部門が93.5%（H16:90.2%）である。

今回のシステム監査基準の改訂により、従来からの助言型監査に加え、保証型監査が定義づけられたことから、今回調査ではそれぞれの実施状況についても調査した。保証型監査を「実施し

た」事業体は、監査担当部門で 16.5%、被監査部門では 18.5%である。【監：Q31～32、被：Q12～13】

監査担当部門では「内部監査部門型」67.0%（H16:60.8%）、被監査部門では「外部委託型」77.2%（H16:73.4%）による監査が多い。

外部委託型を採用している場合、監査担当部門でシステム監査企業を利用している事業体は 66.7%（H16:47.1%、19.6 ポイント増）であった。一方、被監査部門では、外部委託先がシステム監査企業か否かを把握していないケースが過半数を超えている。両部門とも、「監査法人（公認会計士）」による実施が最も多い。（監：81.9%/H16:83.8%、被：83.8%/H16:77.9%）【監Q33～35、被Q16～18】

監査実施業務で最も多いのは「運用業務」（監：90.1%、被：96.1%）、「開発業務」（監：78.0%、被：75.4%）となったが、一部の業務のみを監査するというよりは、全体業務を監査する事業体が多い。【監Q36、被Q14】

また、監査対象テーマ別の実施状況については、両部門ともに「セキュリティ対策」の監査が圧倒的に多い（監：86.3%、被：88.4%）。次いで、監査担当部門では「個人情報保護対策」（74.7%、「ドキュメント管理」（67.6%）が、一方被監査部門では「情報システム関連のリスク管理」（66.8%）、「変更管理」（63.8%）であった。監査担当部門で前回調査で 2 位であった「コンピュータウイルス対策」は 5 位に下がった。

（参考：前回調査の順位は、監査：セキュリティ対策、コンピュータウイルス対策、ドキュメント管理およびネットワーク管理、被：セキュリティ、ドキュメント管理、情報システム関連リスク管理である。）【監Q37、被Q15】

被監査部門に対する調査で、監査を受けた際のシステム監査人に対する印象について「問題があった」とする回答は 9.1%と低い割合ではあったが、原因として最も多くあげられたのは「監査人の権限および役割分担が不明確」（33.3%）が、前回（17.6%）と比べ 15.7 ポイント増加し、前回 1 位であった「監査人の監査対象業務に対する知識不足」（H16:23.5%）は、今回調査で 9.5%と 14.0 ポイント減少した。

また、監査を受けた際の現場での負担の有無については、「負担は多少あったが、通常業務に支障をきたすほどではなかった」との意見が圧倒的に多いが、「通常業務に支障をきたした」（11.2%）が「負担がなかった」（6.9%）を約 4 ポイント上回った。

全体的にみて、「特に問題を感じなかった」との意見が 42.2%を占めたが、問題点としてあげられたのは「資料要求が多すぎた」（28.9%）、「システム監査人へ提出すべき資料を整理していなかった」（27.2%）であった。【被Q19～22】

監査担当部門からみた自社の情報システムの状態について、信頼性、安全性、効率性の観点から調査を行った。いずれも 4～5 割が「普通」とみなしている。

信頼性について、36.2%がプラスの評価をしているが、信頼性を高めるための「改善の余地」、「投資すべき」との意見がそれぞれ 92.3%、66.5%である。

安全性について、37.9%がプラスの評価をしているが、安全性を高めるための「改善の余地」、

「投資すべき」との意見がそれぞれ 91.2%、66.5%である。

効率性について、23.6%がプラスの評価をしているが、効率性を高めるための「改善の余地」、「投資すべき」との意見がそれぞれ 88.5%、62.1%である。

以上、信頼性、安全性、効率性ともに必ずしも「十分」とみなしていないという結果を踏まえ、自社の情報システムを総合的にみると、30.2%が「満足」(H16:33.9%)しているが、「なんともいえない」が 31.9% (H16:34.5%)、「多少不満」が 32.4% (H16:25.1%) との意見も多い。前回調査に続き、「十分満足」との回答は「0件」であった。【監Q38～47】

監査終了後、監査報告書を作成する前に意見交換、確認等を行う講評会は、監査担当部門が 90.1% (H16:80.7%)、被監査部門では 81.0% (H16:84.2%) が実施している。

監査報告会については、監査担当部門が 74.2% (H16:66.1%)、被監査部門では 69.8% (H16:66.0%) が実施している。報告会へは、主に最高経営者、内部監査人、監査を受けた情報システム部門（被監査部門）の担当役員や管理者が参加している。

監査担当部門は最終的に監査報告書を「最高経営者」に提出するケースが多い。

指摘事項や改善勧告内容について、被監査部門の 65.1%が「妥当」と判断し、改善命令に従って対策を実施している。【監Q48～51、被Q23～28】

被監査部門が監査を受けた結果、76.7%の事業体が「効果があったと思う」(H16:73.4%)と回答している。効果があった点については「要員が規定・ルール等を意識して業務を実行するようになった」(53.9%)、「リスク対策をどこまで考慮すればよいか明らかになった」(51.7%)をあげている事業体が多い。また、監査により改善が図れたと思われる点は「セキュリティ対策の向上」(33.1%)、「情報の保護対策の向上」(27.0%)である。【被Q29～31】

2.4 システム監査のあり方について

監査担当部門に対しては過去2年以内の監査実施業務および実施テーマに対し最も重視した着眼点について、また被監査部門に対しては監査の実施経験の有無に限らず、監査実施の際に重視すべき着眼点について調査した。結果は次のとおりである。

(1) 業務別にみた着眼点

- ・企画業務で重視すべき着眼点は、監査担当部門、被監査部門ともに「有効性」(監:38.3%、被:44.6%)
- ・開発業務で重視すべき着眼点は、両部門ともに「信頼性」(監:31.7%、被:28.9%)
- ・運用業務で重視すべき着眼点は監査担当部門は「安全性」(33.5%)、被監査部門は「信頼性」(39.5%)
- ・保守業務で重視すべき着眼点は両部門ともに「信頼性」(監:34.1%、被:39.1%)

(2) テーマ別にみた着眼点

今回調査では、管理基準項目にあわせ、新たなテーマとして「情報戦略」、「変更管理」、「内部統制」を追加した。

- ・情報戦略で重視すべき着眼点は両部門ともに「有効性」(監:54.3%、被:46.4%)

- ・ドキュメント管理で重視すべき着眼点は、監査担当部門が「準拠性」(35.0%)、被監査部門が「信頼性」(23.6%)
- ・進捗管理で重視すべき着眼点は両部門ともに「適時性」(監：22.8%、被：28.7%)
- ・品質管理で重視すべき着眼点は両部門ともに「信頼性」(監：65.5%、被：59.8%)
- ・コスト管理で重視すべき着眼点は両部門ともに「採算性」(監：53.0%、被：59.2%)
- ・人的資源管理で重視すべき着眼点は、監査担当部門が「有効性」(20.3%)、被監査部門が「生産性」(25.5%)
- ・外部委託（開発の委託）で重視すべき着眼点は両部門ともに「信頼性」(監：36.9%、被：30.8%)
- ・外部委託（運用の委託）で重視すべき着眼点は両部門ともに「信頼性」(監：26.2%、被：35.1%)
- ・変更管理で重視すべき着眼点は両部門ともに「信頼性」(監：31.3%、被：30.5%)
- ・セキュリティ対策で重視すべき着眼点は両部門ともに「安全性」(監：39.5%、被：40.2%)
- ・ネットワーク管理で重視すべき着眼点は、監査担当部門が「安全性」(37.8%)、被監査部門が「信頼性」(44.4%)
- ・ソフトウェアの適正利用（ライセンス管理）で重視すべき着眼点は両部門ともに「準拠性」(監：54.3%、被：45.6%)
- ・個人情報保護対策で重視すべき着眼点は両部門ともに「機密性」(監：42.6%、被：49.6%)
- ・PC 管理、モバイル機器管理で重視すべき着眼点は、監査担当部門が「安全性」および「機密性」(31.2%)、被監査部門が「安全性」(26.8%)
- ・コンピュータウイルス対策で重視すべき着眼点は両部門ともに「安全性」(監：59.5%、被：58.8%)
- ・情報システム関連のリスク管理で重視すべき着眼点は両部門ともに「安全性」(監：27.9%、被：42.1%)
- ・災害対策で重視すべき着眼点は両部門ともに「安全性」(監：48.3%、被：56.9%)
- ・内部統制で重視すべき着眼点は両部門ともに「有効性」(監：38.9%、被：26.4%)

(3) 着眼点別にみた監査対象テーマ

- ・安全性を重視すべきテーマは両部門ともに「コンピュータウイルス対策」(監：59.5%、被：58.8%)
- ・信頼性を重視すべきテーマは両部門ともに「品質管理」(監：65.5%、被：59.8%)
- ・機密性を重視すべきテーマは両部門ともに「個人情報保護対策」(監：42.6%、被：49.6%)
- ・準拠性を重視すべきテーマは両部門ともに「ソフトウェア適正利用」(監：54.3%、被：45.6%)
- ・採算性を重視すべきテーマは両部門ともに「コスト管理」(監：53.0%、被：59.2%)
- ・適時性を重視すべきテーマは両部門ともに「進捗管理」(監：22.8%、被：28.7%)
- ・生産性を重視すべきテーマは両部門ともに「人的資源管理」(監：17.7%、被：25.5%)
- ・効率性を重視すべきテーマは監査担当部門が「進捗管理」(21.7%)、被監査部門が「人的資源管理」(24.3%)
- ・有効性を重視すべきテーマは両部門ともに「情報戦略」(監：54.3%、被：46.4%)

両部門ともにそれぞれの着眼点を最も重視する業務、監査対象テーマはほぼ同一という結果と

なった。【監Q36～37／被Q32～33】

2.5 未実施および実施可能性について

監査担当部門で過去または2年以内にシステム監査を実施しなかった事業体に対し、未実施の理由および実施可能性について調査した。

監査未実施の理由として最も多いのは「システム監査を実施する担当者（部門）の確保が難しい」で、今回調査は27.7%、前回調査（22.1%）から約5ポイント増加した。

今後の対応については、「当面導入の予定はない」、「将来とも導入の予定がない」をあわせると61.3%（H16:57.1%、4.2ポイント増）の事業体が導入を予定していない。

監査を計画中または導入を予定している場合の監査形態・体制について、約半数がまだ「決まっていない」との回答であった。【監Q52～55】

2.6 システム監査結果の開示と保証型監査について

システム監査実施事業体に対し、監査実施後にその結果をステークホルダーに開示するか否か、調査を行った。

両部門ともに過半数以上が「内部の利害関係者に報告書を開示」（監：65.1%、被：51.8%）し、次いで「経営者に提出し、取締役会に報告している」（監：35.8%、被：29.6%）となっている。一方、経営者層を含め、内外の関係者に対し開示をしていない、という事業体は1割にも満たない結果（監：2.3%、被：6.3%）であり、ほとんどの事業体がいずれかの関係者に対し、開示または報告していることになる。

実態とは別に、監査結果を利害関係者に開示すべきかとの調査に対し、監査担当部門では66.9%、被監査部門では60.7%が「開示すべき」と回答した。

平成16年10月のシステム監査基準改訂により、保証型監査の形態が新たに定義されたが、システム監査を保証型監査で実施すべきか否かの意識調査について、両部門ともに「思う」（監：22.8%、被：22.8%）が「思わない」（監：30.2%、被：24.1%）を下回った。

保証型監査の実施主体については、「外部監査でなければ保証型監査にならない」（監：35.5%、被：47.1%）が「内部監査で保証監査が実施できる」（監：14.4%、被：7.7%）を大幅に上回った。【監Q56～60／被Q37～41】

2.7 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について

米SOX法の影響から日本でもJ-SOX法（金融証券取引法の第24条の4の4）により、平成20年4月からの会計年度において、企業は有価証券報告書とともに、内部統制報告書の提出が義務付けられた。

本調査は調査時点で1年後に制定される日本版 SOX 法対策として、企業が現段階でどう対処しているかを調査した。なお、本調査は全事業体を対象に行っているが、法に該当する企業（上場企業、金融関係）は全事業体のうち、約4割である。該当企業を対象とする分析は、「3. 調査結果の詳細」で述べることとし、ここでは、全体の回答結果から概要を紹介する。

1年後の法施行に対し、内部統制システム構築の「検討を行い、すでに構築済み」との回答は両部門ともにまだ少なく、監査担当部門で4.3%、被監査部門では2.7%であった。ただし、「検討を行っており、現在構築中」、「未着手」をあわせれば、ほとんどの該当企業が法に対処していることがわかる。

財務諸表の信頼性をめぐる内部統制監査の実施状況について、「行っている」（監：32.4%、被：27.4%）との回答が両部門とも「未実施であるが、今後実施の予定」（監：25.9%、被：21.3%）を6ポイント程度上回っている。

内部統制監査にあたっては、会計知識を持った者が行うのが望ましいが、会計知識をもつシステム監査人の設置状況については、両部門ともに約8割が「いない」と回答している。

また、内部統制についての知識をもったシステム監査人が必要か否かについては、「思う」との回答が6割前後となった。

内部統制監査実施にあたり、充実すべき点としては、両部門ともに「監査部門の体制の強化」（監：40.8%、被：34.3%）、次いで「監査方法の確立」（監：29.0%、被：29.9%）を挙げている。

今後、内部統制に関する知識を有するシステム監査人の養成が必要となってくると思われる。

【監Q61～65／被Q42～46】

3. 調査結果の詳細

3. 1 監査担当部門対象

3.1.1 システム監査一般について

(Q1～Q9の質問については、被監査部門に対しても同一の調査を行っているので、「3.2.1」を参照のこと。)

Q1. 経済産業省の「システム監査基準」(平成16年10月改訂)を知っていますか。

1	利用したことがある	55	13.2
2	内容は知っているが、利用したことはない	151	36.2
3	存在だけは知っている	131	31.4
4	知らない	79	18.9
無回答		1	0.2
計		417	100.0

システム監査基準の最終改訂は、平成16年10月に行われ、このときにシステム監査基準とシステム管理基準の2つの基準がセットとして公表された。この改訂されたシステム監査基準を「利用したことがある」のは13.2%であり、改訂直後の平成16年度調査(以下、「前回調査」という。)の6.9%からほぼ倍増している。「内容は知っているが、利用したことはない」は36.2%で前回調査より5.8ポイント増加、「存在だけは知っている」は31.4%で前回調査より7.6ポイント増加している。改訂されたシステム監査基準を知っているのは合計で80.8%に達しており、認知率は上昇しているといえる。これは、前回調査を19.7ポイント上回っており、2年間で認知率が約20ポイント上昇したことになる。そして、改訂されたシステム監査基準を「知らない」という回答は18.9%で、前回調査より19.3ポイント減少している。すなわち、改訂されたシステム監査基準が着実に浸透していることを物語っている。

以上が、過去2年間におけるシステム監査基準の利用ならびに認知率をめぐる動き(変化)である。

Q2. 経済産業省の「システム管理基準」(平成16年10月策定)を知っていますか。

1	利用したことがある	54	12.9
2	内容は知っているが、利用したことはない	133	31.9
3	存在だけは知っている	137	32.9
4	知らない	92	22.1
無回答		1	0.2
計		417	100.0

システム監査基準の改訂に伴い、新たに姉妹編として策定されたシステム管理基準については、「利用したことがある」が 12.9%で、前回調査より 5.5 ポイント増加している。「内容は知っているが、利用したことはない」は 31.9%で、前回調査の 30.2%とほぼ同じ水準にあるといっている。「存在だけは知っている」は 32.9%で、前回調査より 7.0 ポイント増加している。一方、「知らない」は 22.1%と前回調査より 13.5 ポイント減少している。すなわち、「利用したことがある」、「内容は知っているが、利用したことはない」、「存在だけは知っている」を合計すると 77.7%になり、前回調査の 63.5%より 14.2 ポイント増加している。つまり、前回調査から今回調査までの 2 年間に、システム管理基準の認知率が 14.2 ポイント上昇したことになる。

システム管理基準は、システム監査基準の姉妹編としてセットで公表された基準であるから、その利用についても 2 つの基準を一緒に使うケースが多いものと思われる。その結果、両者の認知率は非常に似た傾向を示している。

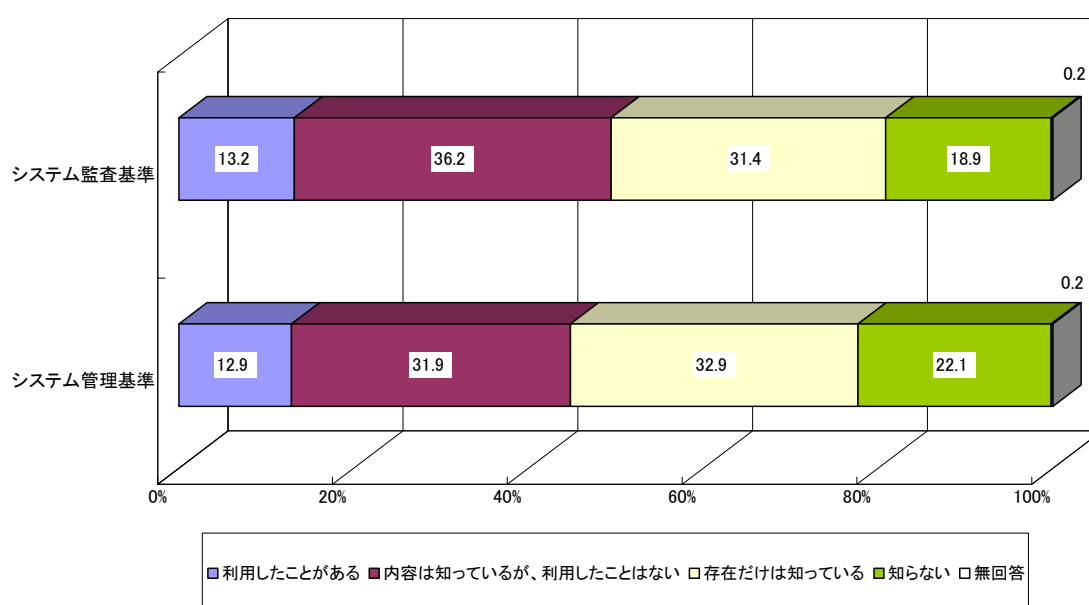


図3-1-1. 新システム監査基準／システム管理基準の認知度（監査担当部門）

Q3. 経済産業省の「システム監査企業台帳制度」（平成3年施行）を知っていますか。

1	知っている	184	44.1
2	知らない →Q5へ	232	55.6
無回答		1	0.2
計		417	100.0

平成3年に策定され運用されているシステム監査企業台帳は、すでに 15 年間の歴史を持っている。システム監査企業台帳が策定された目的は、システム監査を外部の専門企業に委託したい事業者が、委託先を容易に選定することができるようにするため、システム監査企業を台帳に登録

して参考に資することである。この台帳を「知っている」のは44.1%で、前回調査より4.6ポイント減少している。したがって、当然のことながら「知らない」は55.6%と、前回調査より5.0ポイント増加している。これは、誤差の範囲と解釈することはできない。システム監査が普及した結果、外部に委託する必要性が減少したことを反映したのであれば、良い傾向であるといえる。

Q4. システム監査を外部の企業に委託する場合、「システム監査企業台帳」を参考にしたいと思いますか。

1	参考にすることがある	15	8.2
2	今後参考にしたいと思う	130	70.7
3	参考にしたいと思わない	36	19.6
無回答		3	1.6
計		184	100.0

これは、システム監査企業台帳を知っている事業体が、システム監査を委託する場合にシステム監査企業台帳を参考にしたいと思うか、についての調査である。「参考にすることがある」は8.2%であり、前回調査より0.6ポイント減少しているが、これは誤差の範囲とみてよいであろう。「今後参考にしたいと思う」は70.7%で、前回調査より3.9ポイント減少している。さらに、「参考にしたいと思わない」は19.6%で、前回調査より5.9ポイント増加している。つまり、「今後参考にしたいと思う」が若干減少し、「参考にしたいと思わない」が若干増加していることは、事業体におけるシステム監査の実施体制が遅々としながらも着実に前進していることを物語っているのではないかと思われる。

Q5. 経済産業省の「情報セキュリティ監査基準」(平成15年4月策定)を知っていますか。

1	利用したことがある	61	14.6
2	内容は知っているが、利用したことはない	134	32.1
3	存在だけは知っている	125	30.0
4	知らない	93	22.3
無回答		4	1.0
計		417	100.0

情報セキュリティ監査基準を「利用したことがある」のは14.6%で、前回調査より0.8ポイント減少しているが、これは誤差の範囲とみるべきであろう。「内容は知っているが、利用したことはない」は32.1%で、前回調査より1.0ポイント増加しており、「存在だけは知っている」は30.0%で、前回調査より0.2ポイント減少している。これらも誤差の範囲と理解してよいであろう。そして、「知らない」は22.3%で、前回調査と同じである。

以上のことから、情報セキュリティ監査基準の利用度・認知率については、この2年間に於いてほとんど変化はみられないといえる。

Q6. 経済産業省の「情報セキュリティ管理基準」(平成15年4月策定)を知っていますか。

1	利用したことがある	61	14.6
2	内容は知っているが、利用したことはない	124	29.7
3	存在だけは知っている	131	31.4
4	知らない	101	24.2
計		417	100.0

情報セキュリティ管理基準を「利用したことがある」のは14.6%で、前回調査より0.4ポイント低下しており、「内容は知っているが、利用したことはない」は29.7%で前回調査より0.9ポイント低下しているが、これらは誤差の範囲と理解してよいであろう。しかし、「存在だけは知っている」は31.4%で前回調査より6.0ポイント増加しており、「知らない」は24.2%で、前回調査より3.6ポイント減少している。すなわち、情報セキュリティ管理基準の利用率についての変化はみられないが、基準自体の認知率は上昇しているといえる。この背景には、今日の社会が情報セキュリティを重視せざるを得ない状況にあることを物語っているといえる。

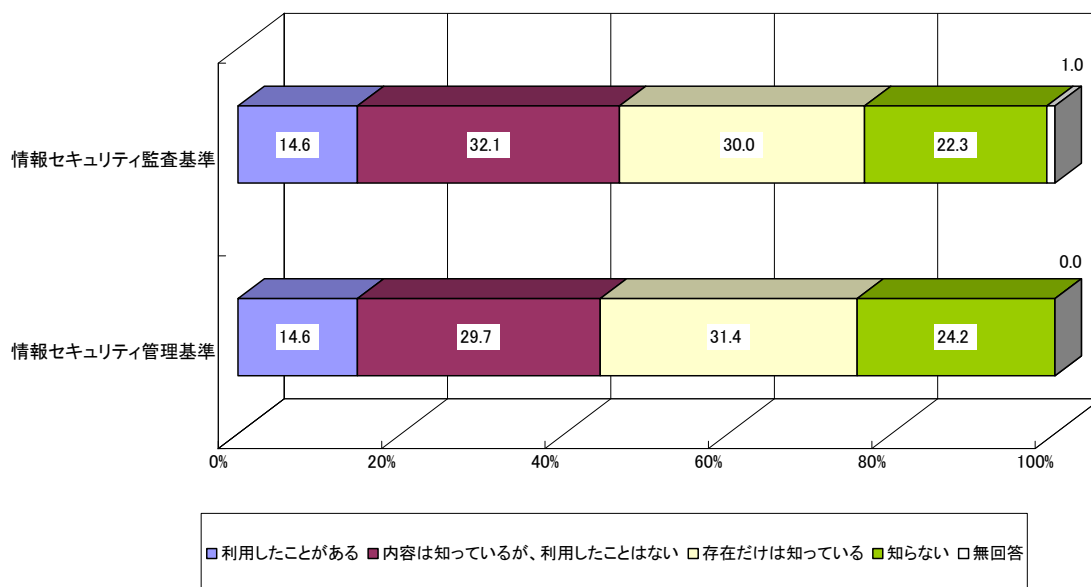


図3-1-2. 情報セキュリティ監査基準／情報セキュリティ管理基準の認知度 (監査担当部門)

Q7. 経済産業省の「情報セキュリティ監査企業台帳制度」(平成15年施行)を知っていますか。

1	知っている	176	42.2
2	知らない →Q9へ	237	56.8
無回答		4	1.0
計		417	100.0

情報セキュリティ監査企業台帳を「知っている」のは42.2%で、前回調査より3.6ポイント低下している。当然のことであるが、「知らない」は前回調査より3.4ポイント増加している。すなわち、情報セキュリティ監査企業台帳の認知率は多少低下しているものの、依然として40%台を維持しており、一定の役割を果たしているものと思われる。

Q8. 情報セキュリティ監査を外部の企業に委託する場合、「情報セキュリティ監査企業台帳」を参考にしたいと思いますか。

1	参考にしたことがある	20	11.4
2	今後参考にしたいと思う	123	69.9
3	参考にしたいと思わない	28	15.9
無回答		5	2.8
計		176	100.0

これは、情報セキュリティ監査企業台帳を知っている事業体が、情報セキュリティ監査を委託する場合に、情報セキュリティ監査企業台帳を参考にしたいと思うかについての調査である。「参考にしたことがある」のは11.4%で、前回調査より0.5ポイント増加しているが、これは誤差の範囲とみてよいであろう。「今後参考にしたいと思う」は69.9%で前回調査より5.7ポイント減少している。さらに、「参考にしたいと思わない」は15.9%で前回調査より4.5ポイント増加している。つまり、「今後参考にしたいと思う」が若干減少し、「参考にしたいと思わない」が若干増加している傾向は、システム監査企業台帳の認知率と同じであり、事業体における情報セキュリティ監査の実施体制が遅々としながらも着実に前進していると理解してよいと思われる。

Q9. 経済産業省の情報処理技術者試験制度で行われている「システム監査技術者試験」を知っていますか。

1	知っている	290	69.5
2	知らない	125	30.0
無回答		2	0.5
計		417	100.0

システム監査技術者試験を「知っている」のは69.5%で、前回調査より7.2ポイント減少している。したがって、その逆である「知らない」は30.0%で、前回調査より7.7ポイント増加している。しかし、システム監査技術者試験の認知率が低下している理由は、この調査からだけではわからない。

以上のような結果をとりまとめて、監査担当部門におけるシステム監査基準と情報セキュリティ監査基準の利用率、システム管理基準と情報セキュリティ管理基準の利用率、システム監査企業台帳と情報セキュリティ監査企業台帳の認知率、およびシステム監査技術者試験の認知率につ

いて、前回調査と今回調査を比較してみると次表のようになる。システム監査基準とシステム管理基準の利用率だけは上昇しているが、他はいずれも低下していることがわかる。

基準等の名称	今回調査	前回調査	比較(増減)
システム監査基準の利用率	13.2	6.9	+6.3
情報セキュリティ監査基準の利用率	14.6	15.4	－0.8

システム管理基準の利用率	12.9	7.4	+5.5
情報セキュリティ管理基準の利用率	14.6	15.0	－0.4

システム監査企業台帳の認知率	44.1	48.7	－4.6
情報セキュリティ監査企業台帳の認知率	42.2	45.8	－3.6

システム監査技術者試験の認知率	69.5	76.7	－7.2
-----------------	------	------	------

システム監査基準の利用率とシステム管理基準の利用率だけが上昇している理由を考えてみると、システム監査基準は平成 16 年に改訂され、そのときに新たにシステム管理基準が公表されたという事情が影響していると思われる。すなわち、前回調査は、これらの基準が改訂、策定された直後であり、いわば低いのがあたり前ともいえるが、時間の経過とともに浸透してきているといえるのではないかとと思われる。それでも、情報セキュリティ監査基準・情報セキュリティ管理基準の利用率より低い。しかも、その情報セキュリティ監査基準および情報セキュリティ管理基準は逆に低下傾向にある。しかし、これらについては、多くの事業体が社内に専門要員を配置しているとは思えないので、今後原因を究明して対策を考える必要があるだろう。

また、システム監査企業台帳／情報セキュリティ監査企業台帳、ならびにシステム監査技術者試験については、明らかに認知率が低下しているが、その必要性がなくなったとはとても思えないので、認知率を向上させる方策を講じる必要がある。

3.1.2 回答事業体の監査体制について

Q10. 貴事業体には内部監査部門（監査部、検査部等）が設置されていますか。

1	い る	324	77.7
2	いない →Q13へ	92	22.1
	無回答	1	0.2
	計	417	100.0

事業体内にシステム監査部門も含め、内部監査部門（監査部、検査部等）を設置している状況は、全回答の77.7%が「設置している」となっている。設置状況は、これまで10年度調査63.4%、12年度調査68.5%、14年度調査69.0%で微増傾向であったが、前回調査では76.0%となり、14年度調査に比較して7.0ポイント増と、大きく増加した。今回調査では77.7%と、1.7ポイントの微増にとどまっている。

今回の調査にあたっては、日本版SOX法対応により大きく増加するのではないか、と予想されていたが、同対応が要請される企業では、すでに内部監査部門の設置が前回調査の時点でなされていたのではないかと推測される。

業種別にみると、どの業種も設置の割合が高くなっているが、鉄鋼業、電力・ガス事業および生命保険業が100.0%、次いで金融業(96.6%)、電気機械器具製造業(96.3%)、化学工業(92.9%)、建設業(88.2%)、地方公共団体(71.7%)、情報処理サービス業・ソフトウェア業(66.7%)、運輸・通信業・倉庫業(60.0%)となっている。

資本金規模別でみると、資本金500億円以上が100%となっており、100億円以上500億円未満では96.4%、10億円以上100億円未満では92.0%と高いが、1億円以上10億円未満では55.9%、5,000万円以上1億円未満では33.3%となっている。

Q11. 内部監査人は何人いますか。

回答件数	324		平 均	12.4人	
1人	23	7.1	6～10人	51	15.7
2人	52	16.0	11～15人	26	8.0
3人	39	12.0	16～20人	17	5.2
4人	37	11.4	21人以上	47	14.5
5人	22	6.8	無回答	10	3.1

内部監査部門を設置している場合の内部監査人の要員数の平均は12.4人であり、前回調査の9.7人に対して2.7人増加している。内部監査人の要員数は、14年度調査の13.3人から、前回調査では一気に3.6人減少して9.7人になっていた。この急激な減少は、前回調査で要員数が「21人以上」とした回答数が減少したものであるが、今回調査ではこの回答が、14年度調査までと同様のレベルに回復したことによるものである。

内部監査人の要員数が「1～5人」の回答は全体の53.3%で、半数の事業体では要員数は5人ま

でといえる。全体平均を高くしているのは金融業で、「21人以上」の内部監査人が「いる」と回答した14.5%の多くは金融業であった。

Q12. 内部監査人は平均何歳ですか。(端数切捨て)

回答件数	324		平 均	50.8歳	
～35歳	3	0.9	56～60歳	50	15.4
36～40歳	21	6.5	61～65歳	7	2.2
41～45歳	32	9.9	66歳以上	3	0.9
46～50歳	92	28.4	無回答	30	9.3
51～55歳	86	26.5			

内部監査部門を設置している場合の内部監査人の平均年齢は50.8歳である。前回調査の平均年齢は47.3歳であり、2年経過して3.5歳の年齢増となった。前回調査では、その前の14年度調査に比較して、一気に3.8歳も若返っていたが、前問(Q11)の内部監査部門の要員数の調査と同様、これまでの調査の傾向に戻ったと思われる。年齢構成をみると「46～50歳」が28.4%、「51～55歳」が26.5%と多く、この年齢層が内部監査人の年齢構成の中心といえる。

内部監査人の平均年齢50.8歳は、明らかに全社員平均を大きく上回っていると想定される。監査部門の要員は、他の部門に比べて経験が必要なことから、業務経験のあるベテランが配置されていると思われる。

Q13. 貴事業体にはシステム監査人(システム監査の担当者)がいますか。

1	い る	124	29.7
2	いない →Q18へ	291	69.8
	無回答	2	0.5
	計	417	100.0

内部監査部門は77.7%の事業体で設置されているが(Q10)、「システム監査人を置いている」とした回答は29.7%となっている。これは、前回調査の25.4%に比べ、4.3ポイントの増加となっている。増加率は、わずか4.3ポイントであるが、これまでの傾向と比較するとかなりの増加率といえる。一般の業務監査でも情報システムを避けて監査することはできない状況がこのような増加につながっていると思われる。

システム監査人を置いている割合が高い業種は、業務活動の多くが情報システムへ依存している金融業が64.4%、生命保険業が62.5%と高くなっており、また情報システムの構築、運用などを業務とする情報処理サービス業・ソフトウェア業が45.6%と高くなっている。

Q14. システム監査人は何人いますか。

回答件数	124		平 均	3.4人	
1人	38	30.6	6～10人	8	6.5
2人	37	29.8	11～15人	4	3.2
3人	15	12.1	16～20人	2	1.6
4人	8	6.5	21人以上	1	0.8
5人	7	5.6	無回答	4	3.2

システム監査人を置いている事業体のシステム監査人の平均人数は3.4人である。過去の調査では、12年度調査4.8人、14年度調査が4.0人、前回調査が3.0人であった。今回調査は前回調査に比較して0.4人の増加となり、前回調査で人数は減少したが、今回調査ではやや回復したといえる。今回調査では、1人を置いているのは30.6%、2人が29.8%となっており、約6割の事業体が2名までとなっている。

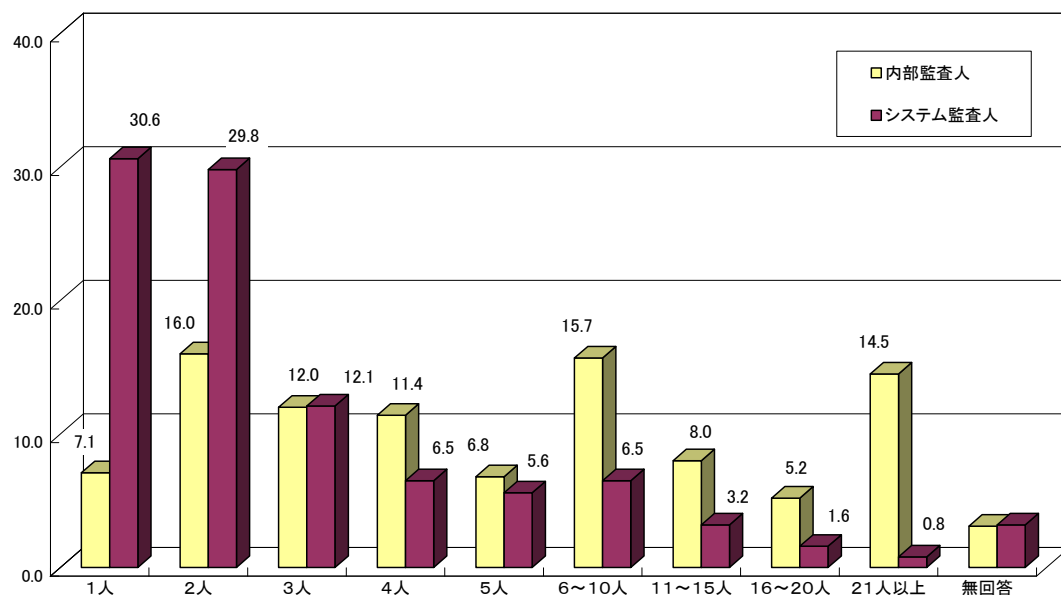


図3-1-3. システム監査人と内部監査人の配置状況 (監査担当部門)

Q15. システム監査人は平均何歳ですか。(端数切捨て)

回答件数	124		平 均	49.9歳	
～35歳	2	1.6	56～60歳	15	12.1
36～40歳	6	4.8	61～65歳	0	0.0
41～45歳	12	9.7	66歳以上	0	0.0
46～50歳	42	33.9	無回答	8	6.5
51～55歳	39	31.5			

システム監査人の平均年齢は、前回調査で 46.4 歳であったが、2 年経過しただけであるが今回調査では、3.5 歳増の 49.9 歳となった。これは Q12 の内部監査人の年齢増 3.5 歳と同じ値である。従来の調査ではシステム監査人の平均年齢は徐々に増加していたが、前回調査で初めて若返り、それも 2.5 歳の大幅な若返りであった。今回調査では、前回調査以前の状態に戻ったといえる。

なお、システム監査人の平均年齢は、内部監査人の平均年齢 50.8 歳より 0.9 歳若くなっている。この傾向は従来と同様であるが、情報システムの専門知識が必要なシステム監査人は内部監査人に比べ若くなっている。

Q16. システム監査人を置いたのはいつですか。(西暦でお答え下さい)

回答件数	124		2001年	10	8.1
1995年以前	31	25.0	2002年	10	8.1
1996年	2	1.6	2003年	5	4.0
1997年	6	4.8	2004年	11	8.9
1998年	7	5.6	2005年	13	10.5
1999年	5	4.0	2006年	11	8.9
2000年	5	4.0	無回答	8	6.5

システム監査人を初めて置いた時期は、「1995 年以前」が 25.0%、「1996 年以降」が 68.5%となっている。特に 2000 年以降にシステム監査人を初めて置いた事業体が多くなっているが、日本でまだシステム監査が普及していない時代の 1995 年以前に置いた事業体も多い。1995 年以前に置いた事業体では、システム監査が内部監査として定着している歴史を感じる。

Q17. システム監査人の中にシステム監査技術者試験の合格者がいますか。

1	い る	46	37.1
2	いない	75	60.5
3	把握していない	1	0.8
無回答		2	1.6
計		124	100.0

情報処理技術者試験の試験区分としてシステム監査が昭和 61 年秋に最初に実施されて 20 年が経過（調査時点）した。全事業体に対する試験合格者の有無の調査では、合格者が「いる」は、12 年度調査では 19.3%、14 年度調査では 19.6%、前回調査では 20.4%であり、この間あまり変化がなかったが、今回調査では前回調査に比較して一挙に 16.7 ポイントの増加となった。システム監査技術者試験は、情報処理技術者試験のなかで、第三者の立場から情報システムの評価を行うための知識・技能を問う試験として位置づけられ、合格率も例年 7～9%と低く、難関といわれる試験である。この試験の合格者が事業体におけるシステム監査を行うケースが多くなってきたと推測される。

合格者の有無を業種別でみると、生命保険業が 80.0%、電気機械器具製造業が 66.7%、情報処理サービス業・ソフトウェア業が 65.4%と高く、次いで電力・ガス事業が 40.0%となっている。システム監査の実施の割合が高い金融業では 18.4%と低い状況である。

Q18. 貴事業体では過去にシステム監査を実施したことがありますか。

1	あ る(実施中を含む)	214	51.3
2	な い →Q52へ	203	48.7
計		417	100.0

システム監査の実施状況は、監査担当部門、被監査部門の両部門に対する「過去のシステム監査実施状況」（監査Q18、被監査Q11）、さらにシステム監査を実施したことがある事業体に対する「過去2年以内の監査実施状況」（監査Q31、被監査Q12）の2項目について調査を行った。

「過去にシステム監査を実施したことがある」との回答は、監査担当部門では 51.3%、被監査部門では 51.9%となっている。これまでの3回の調査においては、過去にシステム監査を「実施したことがある」が、12年度調査では監査担当部門は 36.7%、被監査部門は 35.4%、14年度調査では監査担当部門 38.4%、被監査部門 39.3%、前回調査では、監査担当部門 46.3%、被監査部門 44.4%となっている。

（被監査部門に対する分析（Q11）は、「3.2.2」を参照のこと。）

この調査項目は、過去におけるシステム監査の実施状況の有無を問うものであり、回答の母集団が毎回同一であれば「実施した」の数値は徐々に増加するものであり、最初の調査が行われた昭和62年からその傾向となっている。これまではその調査の前回調査に対して約2～3ポイントの増加傾向がみられたが、前回調査では、監査担当部門は 7.9ポイント、被監査部門は 5.1ポイント、さらに今回調査でも監査担当部門は 5.0ポイント、被監査部門は 7.5ポイントと2回連続の大幅な増加となり、初めて監査担当部門、被監査部門とも過半数を超えた。

過去にシステム監査を実施した状況を業種別にみると、監査担当部門の回答では、回答母数の多い業種に限ると、金融業（91.5%）、情報処理サービス業・ソフトウェア業（68.4%）、卸業・商社（52.6%）、電気機械器具製造業（48.1%）の順となっている。前回調査で金融業は 79.3%であり、今回 12.2ポイント増加した。

回答数は少ないものの、証券業・商品取引業（100.0%）、生命保険業（100.0%）、損害保険業（100.0%）、電力・ガス事業（60.0%）もシステム監査の実施率が高くなっている。

この調査の回答を、産業別にまとめると、建設・食品・繊維・化学・鉄鋼・電気などの製造業主体の第二次産業では 40.7%、商業・金融・運輸・情報処理関連などのサービス業を主体とした第三次産業では 65.2%となっている。前回調査に比較し、第二次産業では 0.3ポイントの減少、第三次産業では 8.6ポイントの増加となっている。今回調査でシステム監査を実施した割合が増加した理由は、第三次産業における実施率が高くなったからといえる。

従業員数別にシステム監査の実施状況をみると、従業員数 1,000 人未満では 39.4%、1,000 人以上 5,000 人未満では 58.8%、5,000 人以上 10,000 人未満では 65.8%、10,000 人以上では 87.0%

が監査を実施している。10,000人以上では前回調査が84.2%であり、2.8ポイント増加した。

全体的傾向としては、従来からもそうであったが、社会的・公共的色彩の強い業種、あるいは規模の大きい事業体においてシステム監査の実施率が高くなっている。

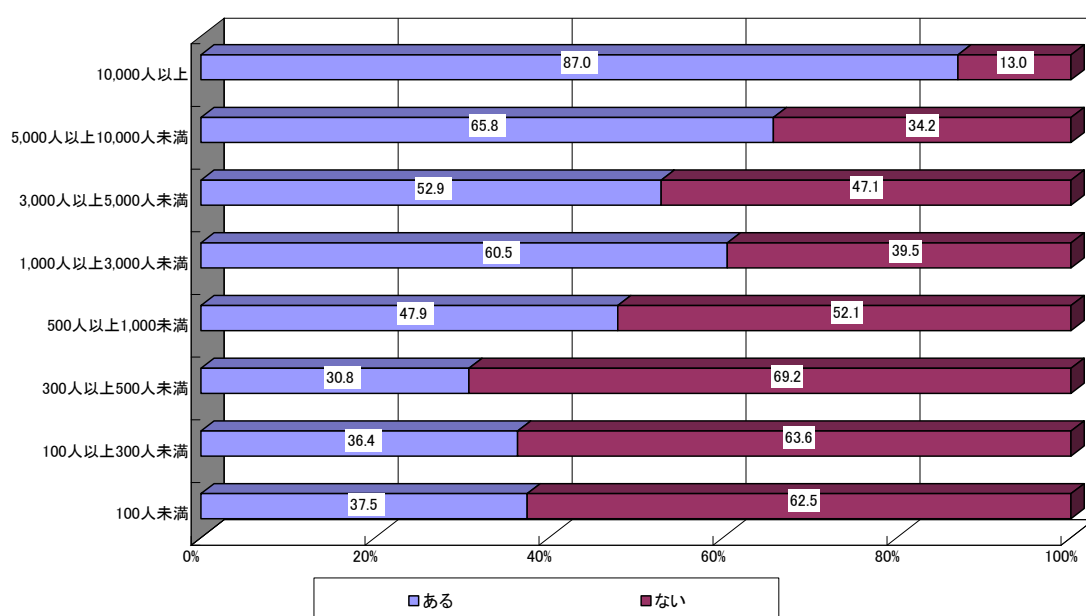


図3-1-4. システム監査実施状況(従業員数別－監査担当部門)

Q19. システム監査の実施に関する規程が定められていますか。

1	定められている	96	44.9
2	他の社内規程でシステム監査の実施が明記されている	39	18.2
3	定められていない	77	36.0
無回答		2	0.9
計		214	100.0

過去にシステム監査を実施した事業体のシステム監査規程の策定状況については、監査担当部門では「定められている」が44.9%、「他の社内規定でシステム監査の実施が明記されている」が18.2%であり、合計63.1%である。これまでの調査では、10年度調査が合計54.7%、12年度調査が58.7%、14年度調査が65.9%、前回調査が57.9%となっており、14年度調査まで徐々に増加してきたが、前回調査では8.0ポイントの減少となっていた。前回調査では「他の社内規定でシステム監査の実施が明記されている」が14年度とほぼ同様であったのに対し、「定められている」が8.8ポイント減少したことが影響していた。今回調査では、ほぼ14年度の状況に戻ったが、それは「定められている」が前回調査に比較して7.0ポイント増加したためである。

「定められている」割合が高い業種は、金融業の64.8%、精密機械器具製造業の66.7%、情報処理サービス業・ソフトウェア業の48.7%である。

Q20. システム監査の実施において問題がありましたか。最も問題だと思われるものを1つ選んで下さい。

1	トップマネジメントのサポートが得られない	4	1.9
2	システム監査人が不足している	82	38.3
3	システム監査の実施に関する規程が整備されていない	19	8.9
4	システム監査のチェックリストが整備されていない	12	5.6
5	利用できるシステム監査技法が少ない	24	11.2
6	被監査部門の協力が得られない	3	1.4
7	委託先のシステム監査企業の実施内容が期待どおりでなかった	2	0.9
8	その他	11	5.1
9	実施上の問題点はない	46	21.5
無回答		7	3.3
複数回答		4	1.9
計		214	100.0

システム監査を実施したことのある監査担当部門に対し、システム監査の実施上の問題点について調査した。回答の約8割弱が何らかの問題点をあげている。回答の選択は「最も問題だと思われるもの」1つを選択する方式であり、いくつか問題点はあるものの最も重要な課題を明確にするのが主旨である。

問題点としては、例年「システム監査人の不足」をあげている回答が多いが、今回調査でも38.3%が「システム監査人の不足」と回答している。「システム監査人の不足」は、これまでの調査では年々増加傾向にあったが、今回調査では前回の39.5%から僅かながら減少している。これは、Q13のシステム監査人の「有無」の調査で、わずかではあるが「有」が増加していることと関係があるともいえる。

他の問題点としては、「システム監査人の不足」に比べて割合が3分の1以下であるが、「利用できるシステム監査技法が少ない」(11.2%)、「システム監査の実施に関する規程が整備されていない」(8.9%)、「システム監査のチェックリストが整備されていない」(5.6%)となっている。システム監査の問題点としてあげられることが多い「トップマネジメントのサポートが得られない」は1.9%ときわめて少ない結果となっている。また「実施上の問題点はない」が21.5%と高い回答となっているのが注目される。

「その他」の回答としては、「システム監査人のIT知識、監査技術が十分でない」、「システム監査人の能力不足」、「内部統制（SOX法）の監査と通常のシステム監査との整合性確保」等があげられた。

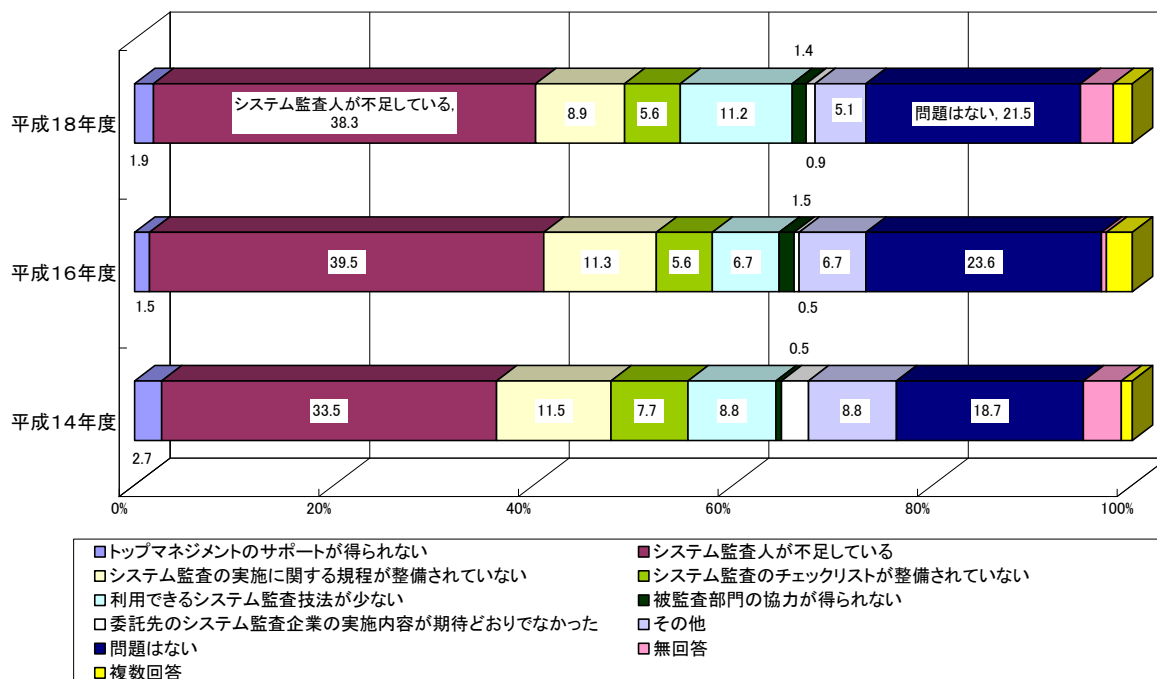


図3-1-5. システム監査体制上の問題点 (監査担当部門)

Q21. システム監査は誰が実施するのが効果的だと思いますか。最も効果的と思うものを1つ選んで下さい。

1	監査役(団体等は監事、自治体は監査委員)	2	0.9
2	内部の監査人	102	47.7
3	情報システム部門の要員	13	6.1
4	システム監査技術者試験の合格者	27	12.6
5	監査法人・公認会計士	39	18.2
6	システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業	20	9.3
7	その他	5	2.3
無回答		6	2.8
計		214	100.0

この調査は、システム監査を誰が実施するのが最も効果的であるかを監査担当部門に調査したものである。同一の質問を被監査部門にも行っている。システム監査を実施したことのある監査担当部門に対する調査では、「内部の監査人」(47.7%)が高く、5割近くとなっている。12年度調査では42.9%、14年度調査では47.8%であったが、前回調査では14年度調査に比較して5.2ポイントの減少となっていた。しかし今回調査では、14年度調査とほぼ同様の47.7%となり、再び約5割の割合となっている。「内部の監査人」の回答が約5割との値は、実際のシステム監査の実施状況の調査でも内部監査部門型による実施率(67.0%)が高かった(「3.1.3」Q33参照)のと同様である。

「内部の監査人」に次いで高いのが、「監査法人・公認会計士」(18.2%)、「システム監査技術者試験の合格者」(12.6%)、「システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業」(9.3%)であった。

前回調査では、「内部の監査人」に続くのが、「監査法人・公認会計士」(22.6%)、「システム監査技術者試験の合格者」(13.8%)、「システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業」(13.3%)の順であった。

一方、被監査部門に対する同様の調査は全回答者が対象であるが、「システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業」(35.1%)、「監査法人・公認会計士」(28.0%)、「内部の監査人」(15.3%)、「システム監査技術者試験の合格者」(11.1%)となっている。

現在のシステム監査は、内部の監査人が実施している割合が高いが、誰が最もふさわしいかに関しては、監査担当部門と被監査部門の意見は大きく異なっている。監査担当部門が内部監査部門でよい、とするのに対し、被監査部門は外部からの監査の実施を望んでいる傾向があるといえる。この傾向はこれまでの調査でも同様であり、依然として変化はない。

(被監査部門に対する分析(被Q36)は、「3.2.3」を参照のこと)。

Q22. システム監査を実施する際、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要と思うものを1つ選んで下さい。

1	監査計画	32	15.0
2	事前調査	51	23.8
3	実地調査	41	19.2
4	改善勧告内容	36	16.8
5	監査報告会	6	2.8
6	チェックリスト	37	17.3
7	その他	3	1.4
無回答		7	3.3
複数回答		1	0.5
計		214	100.0

システム監査は、計画、実施、報告の段階からなり、実施では、事前調査と実地調査以降の本調査からなる。また、システム監査を行う場合の確認項目を整理したチェックリストも現場での監査作業を実施する際に重要である。これらのシステム監査の実施段階、あるいは準備作業等ではどの段階が重要であると監査担当部門は考えているのだろうか。

結果は「事前調査」(23.8%)、「実地調査」(19.2%)、「チェックリスト」(17.3%)、「改善勧告内容」(16.8%)、「監査計画」(15.0%)の順となった。それぞれの回答率は、そう大きな差がなく、どの段階も重要、と考えていると分析できる。

前回調査では「事前調査」(23.6%)、「実地調査」(22.1%)、「改善勧告内容」(20.5%)のグループと、「監査計画」(17.4%)、「チェックリスト」(9.7%)の間に開きがあった。

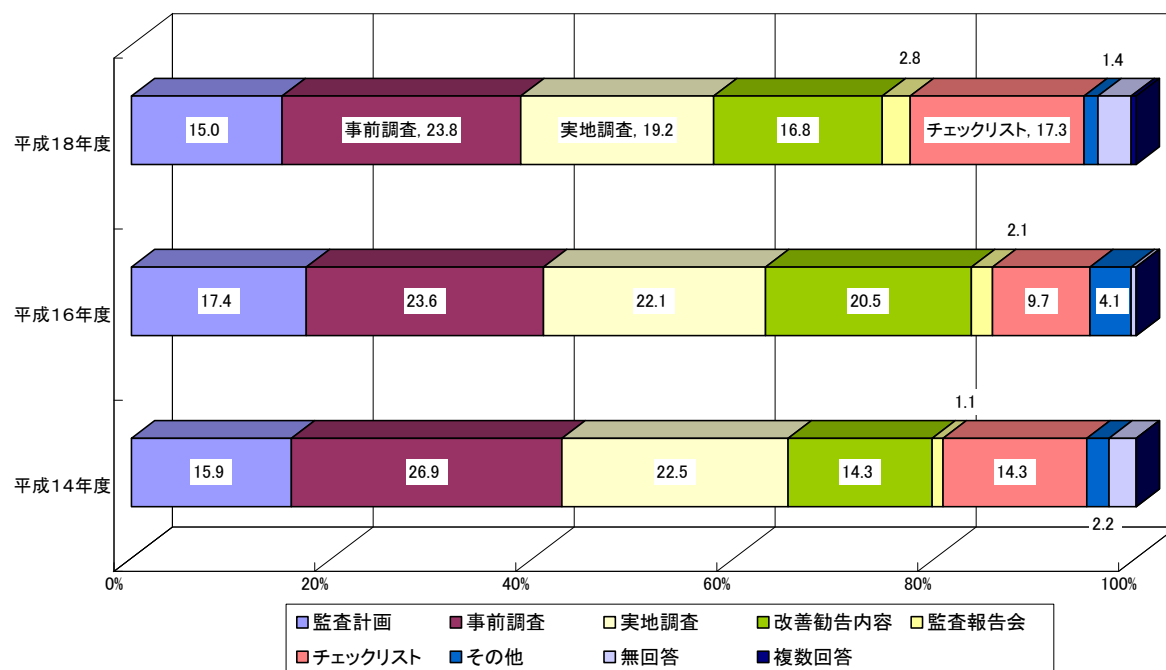


図3-1-6. システム監査で充実すべき点(監査担当部門)

Q23. 貴事業体ではシステム監査人は何人位必要だと思いますか。

回答件数	214		平均	3.9人	
0人	6	2.8	6～10人	24	11.2
1人	33	15.4	11～15人	6	2.8
2人	55	25.7	16～20人	1	0.5
3人	39	18.2	21人以上	2	0.9
4人	9	4.2	無回答	17	7.9
5人	22	10.3			

システム監査実施上の問題点（Q20）の回答にみられるように、監査担当部門ではシステム監査人の不足を訴えているが、それではシステム監査人は何人位必要と思っているのであろうか。

12年度調査では平均5.5人、14年度調査では3.9人、前回調査では3.4人であったが、今回調査では3.9人となった。3.9人が必要との値は、「Q14. システム監査人の人数」の平均であった3.4人とほぼ同じであり、必要数と現状はほぼ一致していることになる。しかし、Q20におけるシステム監査の実施における問題点で他の選択肢より飛びぬけて回答数が多かった「システム監査人が不足している」（38.3%）との回答とは、やや乖離がある状況である。

Q24、Q25 では、システム監査人に最も不足している知識・能力について調査した。Q24 は「知識」を、Q25 は「能力」を問うもので、質問を個別に行い、回答は最も必要とされるものを1つのみ選択する質問形式である。

Q24. システム監査人に最も不足していると思われる知識は何ですか。次の中から1つ選んで下さい。

1	経営に関する知識	19	8.9
2	業務知識	51	23.8
3	法律知識	19	8.9
4	監査知識	22	10.3
5	情報システムの知識	62	29.0
6	その他	3	1.4
7	わからない	29	13.6
無回答		8	3.7
複数回答		1	0.5
計		214	100.0

知識に関しては、前回の結果が「業務知識」(26.7%)と「情報システムの知識」(24.6%)がほぼ同数であったのに対し、今回調査では順位が逆転し、「情報システムの知識」(29.0%)、「業務知識」(23.8%)となり、割合の差も出ている。システム監査人の平均年齢は49.9歳(Q15)であり、この経験があれば比較的業務知識はある、あるいは業務知識を習得するのは比較的容易であるのに対し、情報システムの知識は専門性が高く知識を得るのは容易ではないから、との意見の反映ではないか、と思われる。「わからない」が13.6%あったことは、「どれも重要」との意見もあったからとも思える。

Q25. システム監査人に最も不足していると思われる能力は何ですか。次の中から1つ選んで下さい。

1	インタビュー能力	22	10.3
2	分析能力	82	38.3
3	判断能力	26	12.1
4	報告書作成能力	9	4.2
5	その他	11	5.1
6	わからない	56	26.2
無回答		8	3.7
計		214	100.0

能力に関する調査結果では、上記の表のとおりとなった。監査の実施には監査能力を備えた監査人が実施することが、監査結果の妥当性と監査の有効性の観点から重要である。監査能力には

「インタビュー能力」、「分析能力」、「判断能力」、「報告書作成能力」等があるが、監査人に対して現在不足している能力についての質問では、前回調査同様、「分析能力」（38.3%）が圧倒的に高く、第1位となり、次いで「判断能力」（12.1%）、「インタビュー能力」（10.3%）となっている。「わからない」（26.2%）も多かった。これは、いずれの能力も十分であるのか、あるいは逆に不足しているのかを示しているものと思われる。

Q26. システム監査の対象はどのようにして決定していますか。（複数回答）

回答件数		214	-
1	トップマネジメントの要求に基づいて決定	78	36.4
2	監査役(団体等は監事、自治体は監査委員)の要求に基づいて決定	18	8.4
3	内部監査部門長の判断に基づいて決定	114	53.3
4	システム監査人の独自の判断で決定	55	25.7
5	特定システムオペレーション(SO)企業認定制度に基づいて決定	6	2.8
6	プライバシーマーク制度の要求事項に基づいて決定	29	13.6
7	ISMS制度の要求事項に基づいて決定	25	11.7
8	その他	31	14.5
無回答		7	3.3

限られたシステム監査人の要員数、コスト、定められた期間等の制約の下で幅広い情報システムのシステム監査を実施することは困難であり、どの分野に対して実施するかは難しい課題である。システム監査の対象の決定方法に関しては、回答で最も多かったのが「内部監査部門長の判断に基づいて決定」（53.3%）、「トップマネジメントの要求に基づいて決定」（36.4%）、次いで「システム監査人の独自の判断で決定」（25.7%）となっている。前回調査に比べ、2位と3位が逆転した。今回2位の「トップマネジメントの要求に基づいて決定」（前回調査 28.7%）は、12年度調査では16.4%であったものが14年度調査で29.1%と大幅に増加し、前回も同様の結果であったが、今回調査では36.4%とさらに7.7ポイントの増加となった。システム監査を普及させるには、トップマネジメントの理解が重要とされている状況で、大いに注目されるところである。

4位からは、「プライバシーマーク制度の要求事項に基づいて決定」（13.6%）、「ISMS制度の要求事項に基づいて決定」（11.7%）と、認定制度に係る監査の実施も多くなっている。前回調査では、「ISMS制度の要求事項に基づいて決定」が13.3%、「プライバシーマーク制度の要求事項に基づいて決定」が12.8%であったが、その順番が逆転したことになる。「内部監査部門長の判断に基づく決定」は前回調査で51.3%であり、今回もほぼ同様である。これは実施方式の約7割が内部監査部門型であることと関連している。

その他の意見が多く寄せられた。その中には、「金融機関等のシステム監査指針（FISC）に基づいて決定」、「リスクアセスメント結果に基づき実施」、「会計監査の一環として実施」、「米国企業改革法の要求事項に基づいて実施」がそれぞれ複数あった。

Q27. 監査テーマはどのようにして決定していますか。(複数回答)

回答件数		214	－
1	トップマネジメントの要求に基づいて決定	69	32.2
2	監査役(団体等は監事、自治体は監査委員)の要求に基づいて決定	18	8.4
3	内部監査部門の判断で決定	133	62.1
4	システム監査人の独自の判断で決定	46	21.5
5	各種認定制度等の要求事項に基づいて決定	32	15.0
6	その他	21	9.8
無回答		9	4.2

システム監査の対象を決定した後は具体的なシステム監査のテーマを決定する。監査テーマはどのようにして決定しているかの調査においても、システム監査の対象の決定と同様に「内部監査部門の判断で決定」が62.1%と第1位となっている。前回調査では54.9%であったので、さらに7.2ポイント増加したことになる。前回調査では、「システム監査人の独自の判断で決定」は29.2%、「トップマネジメントの要求に基づいて決定」は28.7%であったが、今回調査ではその順位が逆転し、「トップマネジメントの要求に基づいて決定」が3.5ポイント増の32.2%、「システム監査人の独自の判断で決定」は7.7ポイント減の21.5%となった。「各種認定制度等の要求事項に基づいて決定」は15.0%、「監査役等の要求に基づいて決定」は8.4%となっている。これらの値は、いずれも前問のシステム監査対象の決定者の回答と近似している。

その他の回答は「監査対象の決定（Q36）」とほとんど同じ内容であった。

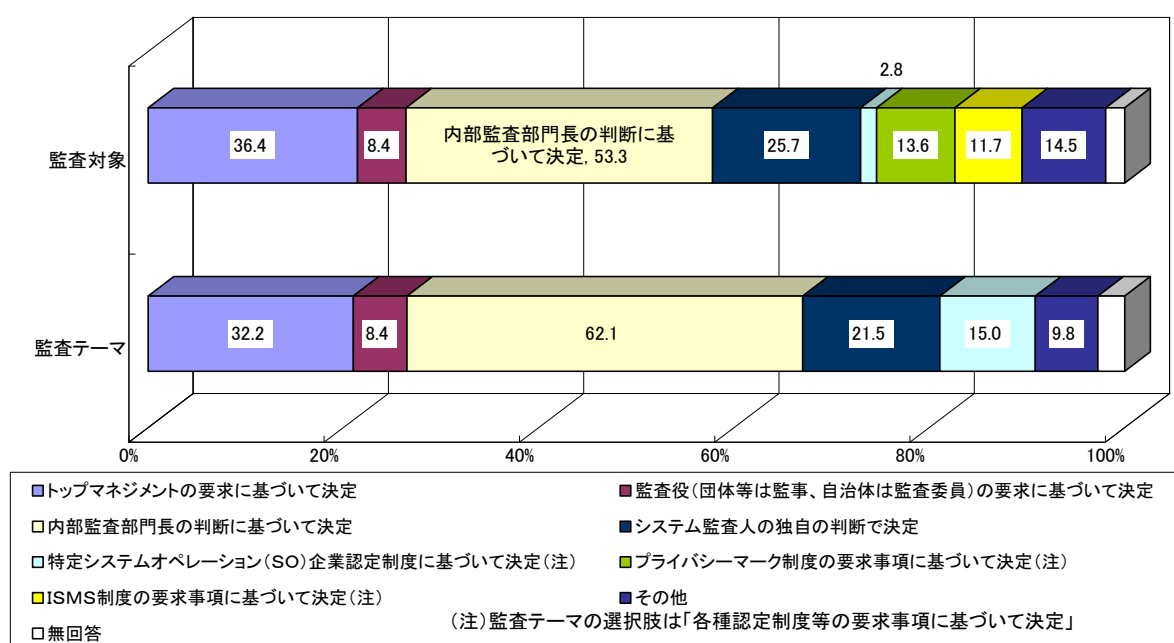


図3-1-7. システム監査対象／テーマの決定要件(監査担当部門)

Q28. システム監査の基本(年度)計画書を策定していますか。

1	い る →Q30へ	113	52.8
2	いない	95	44.4
無回答		6	2.8
計		214	100.0

システム監査基本(年度)計画書は当該年度に実施する監査対象、重点監査テーマ、実施体制、年間スケジュールを内容とする計画であるが、システム監査を過去に実施した監査担当部門の52.8%が策定している。前回調査では45.1%であり、7.7ポイントの増加となった。システム監査基本(年度)計画の立案とそれに基づく実施は、事業体におけるシステム監査の定着に必要な事項であり、策定が定常化することが望まれる。

Q29. システム監査基本計画書を作成していない理由はなぜですか。(複数回答)

回答件数		95	-
1	必要性がない	5	5.3
2	個別計画書だけで十分である	0	0.0
3	内部監査計画に含まれている	33	34.7
4	システム監査基本計画書作成のルールがない	18	18.9
5	外部に委託しているので作成していない	17	17.9
6	必要に応じてシステム監査を実施しているため、作成していない	30	31.6
7	その他	0	0.0
無回答		3	3.2

システム監査の基本(年度)計画書を策定していない事業体に対して、その理由を調査した。その結果、「内部監査計画に含まれる」(34.7%)が第1位となった。内部監査計画に含まれることは、実質的にシステム監査の基本(年度)計画を策定していると同様、とみなせることができる。次いで多いのが「必要に応じてシステム監査を実施しているため、作成していない」(31.6%)である。この回答は、「内部監査計画に含まれる」とともに多かった。

Q30. システム監査を実施する場合、事前に被監査部門へ通知していますか。

1	い る	199	93.0
2	いない	9	4.2
無回答		6	2.8
計		214	100.0

過去にシステム監査を実施したことのある監査担当部門にシステム監査を実施する場合、事前に被監査部門に対して通知しているかについて調査を行った。93.0%が「通知している」とし、「通知していない」の4.2%を大きく上回っている。前回調査では「通知している」が88.2%であり、今回4.8ポイント増加した。「通知していない」割合が前回まで比較的高かった金融業は、14年度調査で15.6%、前回調査も17.4%であったが、今回調査では3.7%と大きく減少した。金融業では、各部門、営業店に対する業務検査を予告なしに行うことが多く、システム監査にもその影響が表れていたが、システム監査では通知する場合は徐々に多くなっている。

3.1.3 システム監査の実施について

Q31. 過去2年以内にシステム監査を実施しましたか。

1	した(実施中を含む)	182	85.0
2	しない →Q52へ	32	15.0
計		214	100.0

Q18の質問項目「過去にシステム監査を実施したことがある」との回答は、監査担当部門ではこれまでの調査で初めて過半数の51.3%となったが、この「過去に実施したことがある」とした事業体のうち、過去2年以内にシステム監査を実施したのは85.0%であり、ほとんどの事業体が監査を実施している。

過去2年以内に監査を実施した状況を業種別にみると、2年以内に限定しない過去の実施状況と同様、生命保険業および電力・ガス事業(100%)、金融業(98.1%)、電気機械器具製造業(92.3%)、情報処理サービス業・ソフトウェア業(79.5%)、化学工業(71.4%)となっており、これらの業種でシステム監査を継続的に実施している傾向が強いといえる。

Q32. 貴事業体で実施したシステム監査は助言型監査ですか、保証型監査ですか。(複数回答)

回答件数		182	-
1	助言型監査	167	91.8
2	保証型監査	30	16.5

定義) 助言型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールの改善を目的として、監査対象の情報システム上の問題点を検出し、必要に応じて当該検出事項に対応した改善提言を行う監査の形態をいう。

保証型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールが監査手続を実施した限りにおいて適切である旨(又は不適切である旨)を伝達する監査の形態をいう。

過去にシステム監査を実施したことがある事業体に対して、実施した監査は「助言型監査」であるか「保証型監査」であるかを調査した。近年、徐々に保証型監査のニーズや必要性が高まっていることもあり、このシステム監査普及状況調査で初めて調査した。回答は複数回答を可とするものであったが、「助言型監査」(91.8%)が「保証型監査」(16.5%)を大きく上回った。内部監査が主体の現在のシステム監査の実施状況からすれば、この結果は当然の結果になったといえよう。むしろ保証型監査が16.5%であるが実施されていること、および設問に対し複数回答を可としたことであったことを考慮すると、助言型監査が100%に足らなかった8.2%は保証型監査のみを実施した事業体であり、特筆に値するといえよう。

保証型監査が高かった業種は、電気機械器具製造業が58.3%、卸業・商社が37.5%であった。産業全体では、製造業を中心とした第二次産業が26.1%であり、金融・サービス業を中心とした第三次産業の13.7%を大きく上回った。製造物に対する検査・保証の土壌のある第二次産業のシステム監査の位置づけが理解できるようである。世間のニーズの高まりに応じて、この保証型監査の実施状況が今後どのように変化するのか、注目したい。

Q33. システム監査は次のどの方式で実施しましたか。(複数回答)

回答件数		182	－
1	内部監査部門型(監査部、検査部等が実施) →Q36へ	122	67.0
2	部門監査型(情報システム部門が実施) →Q36へ	13	7.1
3	指名方式(トップから指名された者がシステム監査人となって実施) →Q36へ	12	6.6
4	委員会方式(システム監査委員会を設置して実施) →Q36へ	6	3.3
5	チームアプローチ(システム監査プロジェクトチームを編成して実施) →Q36へ	5	2.7
6	外部委託型(システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業やコンサルタント会社等へ委託) →Q34へ	72	39.6
7	その他 →Q36へ	7	3.8
無回答		1	0.5

過去2年以内にシステム監査を実施した事業体の監査担当部門に対する実施方式の調査(複数回答)では、67.0%が「内部監査部門型(監査部、検査部等が実施)」となっており、前回調査に比較して6.2ポイントの増加となった。次いで「外部委託型(システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業やコンサルタント会社等へ委託)」(39.6%)となっている。外部委託型の回答は、前回調査が39.8%であり、ほとんど変化はなかった。

一方、「部門監査型(情報システム部門で実施)」(7.1%)、「指名方式(トップから指名された者がシステム監査人となって実施)」(6.6%)、「委員会方式(システム監査委員会を設置して実施)」(3.3%)、「チームアプローチ方式(システム監査プロジェクトチームを編成して実施)」(2.7%)の各方式は少ない。

その他の意見として、「会計監査の一環として実施」等が多かった。

Q34. (Q33で「6」を回答した場合)外部委託企業は、システム監査企業台帳登録企業ですか。

1	はい	48	66.7
2	いいえ	1	1.4
3	わからない	23	31.9
計		72	100.0

システム監査を委託している場合の委託先企業について、その状況がわかる場合の回答は、ほとんどがシステム監査企業台帳登録企業であった。システム監査の外部委託に占めるシステム監査企業台帳登録企業の割合がきわめて高いことがわかる。一方、台帳登録企業か否かが不明の回答も約3割と多かった。

Q35. (Q33 で「6」を回答した場合)外部委託の場合、どこが実施しましたか。

1	監査法人(公認会計士を含む)	59	81.9
2	コンサルタント(個人／企業)	10	13.9
3	情報処理サービス業者	1	1.4
4	その他	1	1.4
複数回答		1	1.4
計		72	100.0

外部委託の場合の委託先の調査に関しては、圧倒的に「監査法人(公認会計士を含む)」(81.9%)が多かった。これは、近年、会計監査の一環として財務諸表の作成にかかわる情報システムの監査が実施されることが多くなってきていることも理由の1つといえる。それ以外では、「コンサルタント(個人／企業)」が13.9%、「情報処理サービス業者」が1.4%であった。

過去2年以内にシステム監査を実施した監査担当部門に、Q36 およびQ37 でシステム監査実施業務とテーマについて調査した。

Q36. システム監査を実施した業務欄の数字に○をつけ、その業務について右欄の着眼点(1～9)で最も重視した項目を1つ選んで下さい。(実施業務は複数回答)

着眼点 業務	実施 業務	安全性	信頼性	機密性	準拠性	採算性	適時性	生産性	効率性	有効性	無回答	複数 回答	計
企画 業務	120	2	6	7	13	15	10	5	8	46	－	8	120
	65.9	1.7	5.0	5.8	10.8	12.5	8.3	4.2	6.7	38.3	－	6.7	100.0
開発 業務	142	11	45	12	23	6	3	7	10	10	－	15	142
	78.0	7.7	31.7	8.5	16.2	4.2	2.1	4.9	7.0	7.0	－	10.6	100.0
運用 業務	164	55	32	27	13	0	0	3	7	8	1	18	164
	90.1	33.5	19.5	16.5	7.9	0.0	0.0	1.8	4.3	4.9	0.6	11.0	100.0
保守 業務	132	34	45	14	18	0	6	1	1	2	－	11	132
	72.5	25.8	34.1	10.6	13.6	0.0	4.5	0.8	0.8	1.5	－	8.3	100.0
無回答	8												
	4.4												
回答 件数	182												
	－												

Q36 は、システム監査基準のシステム構築の工程区分に準じた「企画業務」、「開発業務」、「運用業務」、「保守業務」の各業務の実施状況、および実施業務に対し最も重視した着眼点を回答する方式とした。

システム監査の実施業務は、「企画業務」が 65.9% (H14:54.3%、H16:57.3%)、「開発業務」が 78.0% (H14:70.3%、H16:70.8%)、「運用業務」が 90.1% (H14:89.1%、H16:91.8%)、「保守

業務」が72.5%（H14:61.6%、H16:63.7%）であった。業務別で調査した結果は、これまでも実施率の高い順から「運用業務」、「開発業務」、「保守業務」、「企画業務」であり、その傾向は変わらなかったが、今回調査ではすでに9割の実施率となっている運用業務を除き、いずれの業務も前回調査に比較して8～9ポイントの増加となった。情報システムのライフサイクルの上流工程でシステム監査を実施することは効果が高いといわれており、その観点から、企画業務に対するシステム監査の実施率が65.9%になったことは特筆すべきことといえよう。

システム監査をより効果的なものにするためには、企画業務、開発業務、運用業務、保守業務の各業務で、システム監査で最も重視する着眼点が異なってくる。それぞれの業務においてシステム監査の実施時に最も重要視する着眼点を調査した。

企画業務の着眼点は、前回調査から新たな選択肢とした「有効性」が今回調査でも38.3%と圧倒的に高く、次いで「採算性」が12.5%、「準拠性」が10.8%であった。前回調査で14.3%の回答で2位となった「適時性」は、今回調査では8.3%と4位となった。「有効性」、「採算性」、「準拠性」の着眼点は特に企画業務で明確にしておかなければならない点であり、企画業務のシステム監査で効果が得られるものである。

開発業務で最も重視した着眼点は「信頼性」（31.7%）で、回答の約3割を占めている。前回調査でも第1位であったが、そのときの41.3%よりは約10ポイントの減少となった。次いで前回5.0%で6位であった「準拠性」（16.2%）は3倍強の割合となった。企画業務における準拠性は、法制度、ガイドライン等、事業体の内外のルール等に対する準拠状況の監査が多いと思われるが、開発業務のそれは事業体内の開発規約、開発ルールに対する準拠性であり、その内容は異なると思われる。

システム監査が最も実施されている運用業務では、「安全性」（33.5%）、「信頼性」（19.5%）、「機密性」（16.5%）の順となった。前回調査でも「安全性」（31.8%）、「信頼性」（24.8%）、「機密性」（19.7%）と同じ順であったが、今回調査では、安全性はポイントがわずかに増加したものの、信頼性、機密性はそれぞれ減少した。機密性が低くなったものの安全性の割合も考慮すると、運用業務では情報セキュリティ対策の実施状況の監査が依然として必要性が高いとの表れであるといえよう。

保守業務では、「信頼性」が最も多く34.1%である。次いで「安全性」が25.8%であり、ここでは前回調査より信頼性が4.4ポイント、安全性が2.6ポイント、それぞれ減少した。

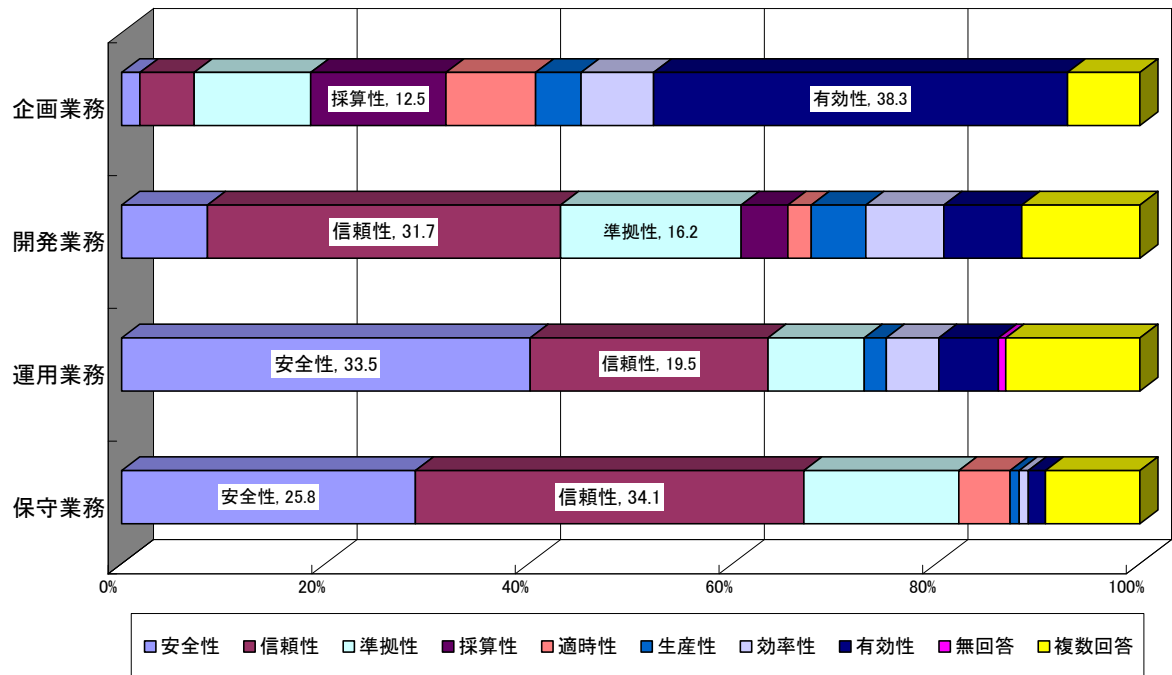


図3-1-8. システム監査で重視した着眼点(業務別—監査担当部門)

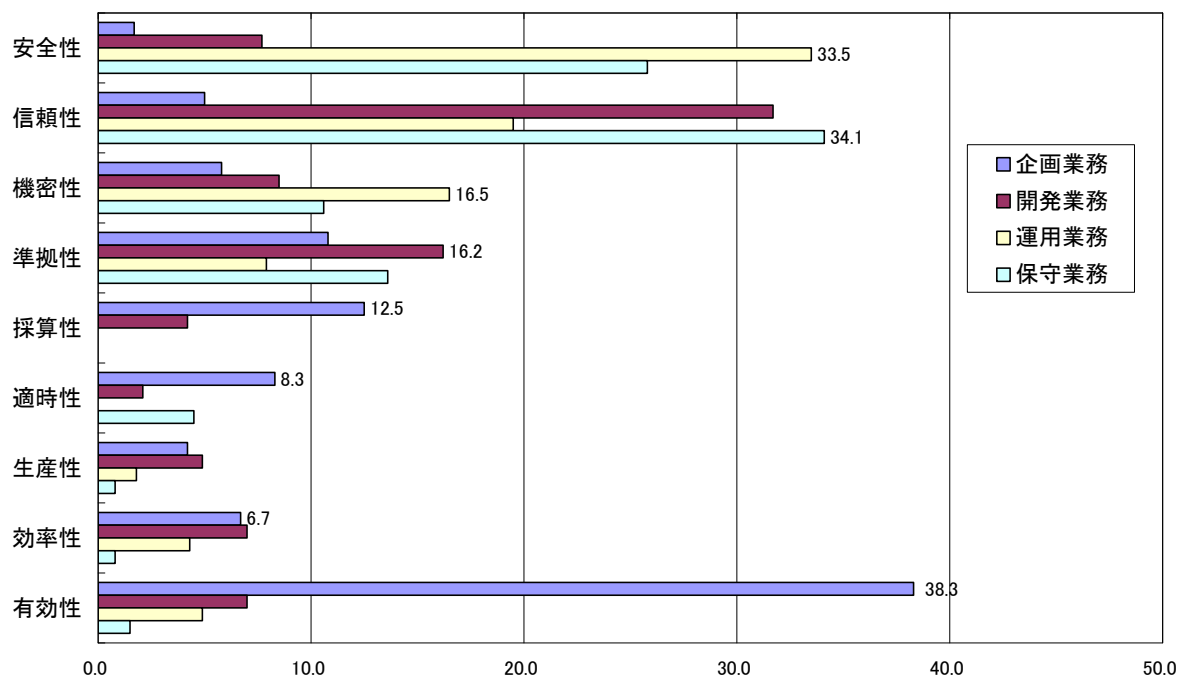


図3-1-9. システム監査で重視した着眼点(監査担当部門)

Q37. システム監査を実施したテーマ欄の数字に○をつけ、その業務について右欄の着眼点(1～9)で最も重視した項目を1つ選んで下さい。(実施テーマは複数回答)

着眼点 テーマ	実施 業務	安全性	信頼性	機密性	準拠性	採算性	適時性	生産性	効率性	有効性	無回答	複数 回答	計
情報戦略	70	2	5	2	5	5	9	0	1	38	－	3	70
	38.5	2.9	7.1	2.9	7.1	7.1	12.9	0.0	1.4	54.3	－	4.3	100.0
ドキュメント 管理	123	2	24	21	43	0	5	3	3	12	3	7	123
	67.6	1.6	19.5	17.1	35.0	0.0	4.1	2.4	2.4	9.8	2.4	5.7	100.0
進捗管理	92	1	7	1	12	3	21	13	20	11	－	3	92
	50.5	1.1	7.6	1.1	13.0	3.3	22.8	14.1	21.7	12.0	－	3.3	100.0
品質管理	110	4	72	2	9	2	0	1	2	13	－	5	110
	60.4	3.6	65.5	1.8	8.2	1.8	0.0	0.9	1.8	11.8	－	4.5	100.0
コスト 管理	66	0	4	0	2	35	0	7	10	7	－	1	66
	36.3	0.0	6.1	0.0	3.0	53.0	0.0	10.6	15.2	10.6	－	1.5	100.0
人的資源 管理	79	7	6	2	4	8	7	14	12	16	－	3	79
	43.4	8.9	7.6	2.5	5.1	10.1	8.9	17.7	15.2	20.3	－	3.8	100.0
外部委託(開 発の委託)	111	11	41	16	12	5	2	9	2	6	1	6	111
	61.0	9.9	36.9	14.4	10.8	4.5	1.8	8.1	1.8	5.4	0.9	5.4	100.0
外部委託(運 用の委託)	107	26	28	19	11	7	1	1	3	5	－	6	107
	58.8	24.3	26.2	17.8	10.3	6.5	0.9	0.9	2.8	4.7	－	5.6	100.0
変更管理	99	13	31	2	29	3	9	1	1	5	－	5	99
	54.4	13.1	31.3	2.0	29.3	3.0	9.1	1.0	1.0	5.1	－	5.1	100.0
セキュリティ 管理	157	62	16	52	5	1	1	0	0	5	2	13	157
	86.3	39.5	10.2	33.1	3.2	0.6	0.6	0.0	0.0	3.2	1.3	8.3	100.0
ネットワーク 管理	119	45	30	21	5	2	2	0	4	2	2	6	119
	65.4	37.8	25.2	17.6	4.2	1.7	1.7	0.0	3.4	1.7	1.7	5.0	100.0
ソフトウェアの適 正利用(ライセ ンス管理)	92	8	13	6	50	1	3	1	2	5	－	3	92
	50.5	8.7	14.1	6.5	54.3	1.1	3.3	1.1	2.2	5.4	－	3.3	100.0
個人情報保 護対策	136	26	7	58	29	0	0	0	0	3	1	12	136
	74.7	19.1	5.1	42.6	21.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.7	8.8	100.0
PC管理、モ バイル機器 管理	109	34	9	34	15	1	3	1	2	5	1	4	109
	59.9	31.2	8.3	31.2	13.8	0.9	2.8	0.9	1.8	4.6	0.9	3.7	100.0
コンピュータ ウイルス対策	116	69	10	12	6	0	4	0	0	12	－	3	116
	63.7	59.5	8.6	10.3	5.2	0.0	3.4	0.0	0.0	10.3	－	2.6	100.0
情報システム 関連のリスク 管理	111	31	28	12	11	1	3	0	1	19	1	4	111
	61.0	27.9	25.2	10.8	9.9	0.9	2.7	0.0	0.9	17.1	0.9	3.6	100.0
災害対策	116	56	17	0	3	0	6	0	0	28	－	6	116
	63.7	48.3	14.7	0.0	2.6	0.0	5.2	0.0	0.0	24.1	－	5.2	100.0
内部統制	95	4	18	2	24	0	1	1	2	37	2	4	95
	52.2	4.2	18.9	2.1	25.3	0.0	1.1	1.1	2.1	38.9	2.1	4.2	100.0
無回答	7												
	3.8												
回答 件数	182												
	－												

今回調査でも、「企画業務」から「保守業務」のシステムのライフサイクルの工程とは別の切り口として、監査対象分野ごとの実施状況を調査した。その結果、最も多かったのは「セキュリティ対策」(86.3%)の監査であり、情報システムの安全性、機密性に対する関心度の高さがうかがえる。前回調査でも、セキュリティ対策の監査は、84.2%と最も高かったが、それは今回も同様であった。

安全性の観点からのシステム監査としては、他に「個人情報保護対策」(74.7%)、「コンピュータウイルス対策」(63.7%)、「災害対策」(63.7%)、「情報システム関連のリスク管理」(61.0%)も多くなっている。特に個人情報保護対策の監査は、前回調査の57.9%から16.8ポイント増加した。これは前回の調査時点が個人情報保護法に基づく各業務分野に対する個人情報保護の実務指針やガイドラインが公表になってまだ日も浅かったためと思われる。

これら情報セキュリティなど、主として安全性の観点からの監査以外で多かった監査テーマは、ドキュメント管理(67.6%)、外部委託(開発)管理(61.0%)、品質管理(60.4%)、外部委託(運用)管理(58.8%)であった。一方実施率が低かったのは、コスト管理(36.3%)であった。

今回調査では、近年、多くなってきているのではないかと想定される3つの監査テーマを新たに調査対象に加えた。近年、企画段階での監査の実施が増加しているが、企画段階で取り上げられることが多い「情報戦略」の監査は38.5%であった。また保守段階のコストが全体の情報システム関連予算に占める割合が増加しているが、そのような背景の下での「変更管理」の監査は54.4%であった。企業の内部統制確立の要請が強くなってきている中で、「内部統制」の監査は52.2%であった。

過去2年以内にシステム監査を実施した監査担当部門に、監査実施分野ごとの最も重視する着眼点を調査した。

まず、今回、新たに監査テーマとして加えられた情報戦略では、「有効性」が54.3%で過半数を占めた。経営方針や経営戦略との整合性をみる観点から、「準拠性」の回答も多いかと想定したが、結果は7.1%と少なかった。

ドキュメント管理では「準拠性」が35.0%と第1位であった。前回調査でも「準拠性」が38.0%と最も多く、その傾向は変化がない。次いで「信頼性」が19.5%となっている。準拠性重視は、ドキュメントの作成状況、網羅性、記述様式など、ドキュメントの作成要領などへの遵守を重要視しているものと思われる。

進捗管理では「適時性」が22.8%で第1位となり、次いで「効率性」(21.7%)、「生産性」(14.1%)、「準拠性」(13.0%)、「有効性」(12.0%)となっており、回答が分散しているといえる。

外部委託関係では、開発の委託と運用の委託があるが、開発の委託では「信頼性」が最も重要視され36.9%、次いで「機密性」(14.4%)であるが、運用の委託では、「信頼性」(26.2%)、「安全性」(24.3%)であり、前回調査第1位の「機密性」(17.8%)は3位となった。

セキュリティ関連のセキュリティ対策、個人情報保護対策、コンピュータウイルス対策、情報システムのリスク管理などは、当然ながらそれぞれ「安全性」、「信頼性」あるいは「機密性」が圧倒的に高くなっている。

今回初めて調査対象とした内部統制は、「有効性」(38.9%)が最も多く、次いで「準拠性」(25.3%)、「信頼性」(18.9%)であった。

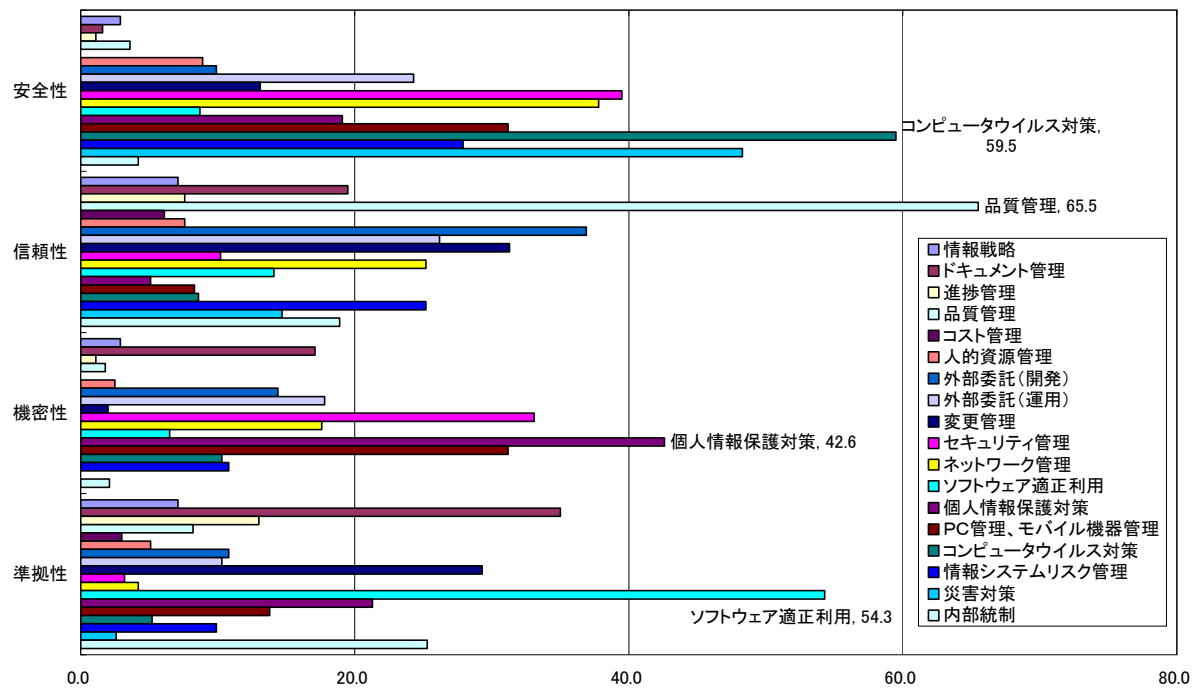


図3-1-10-1. システム監査で実施した着眼点(監査担当部門)

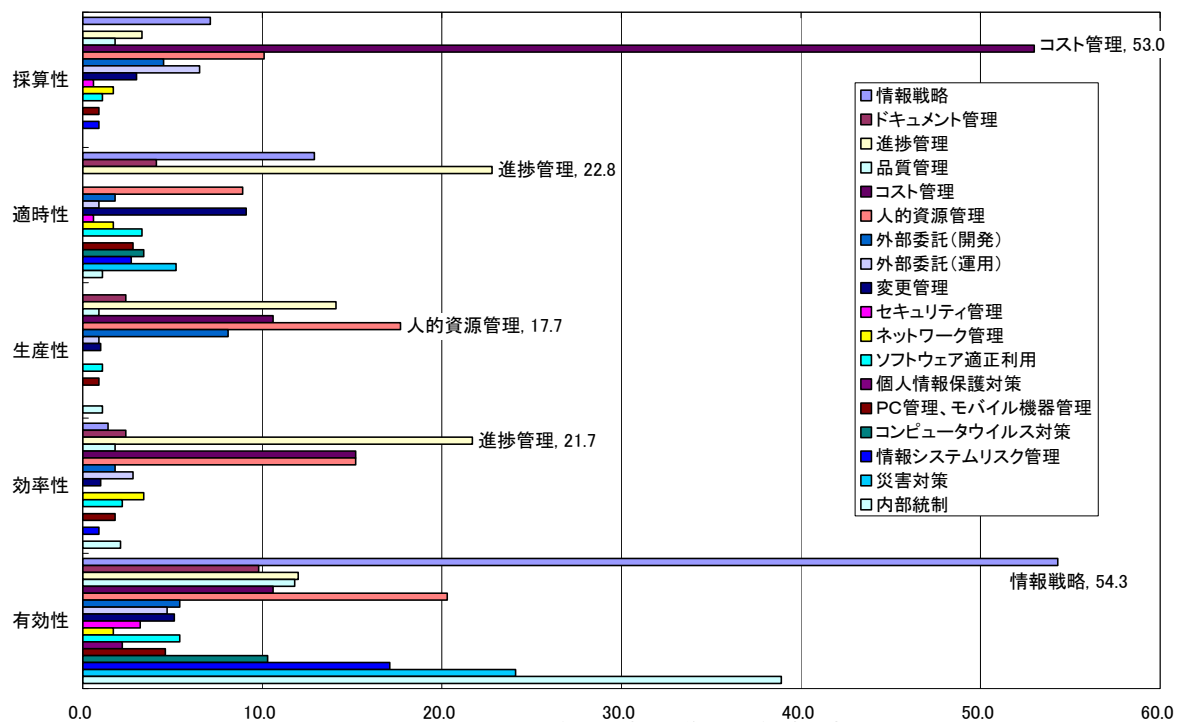


図3-1-10-2. システム監査で重視した着眼点(監査担当部門)

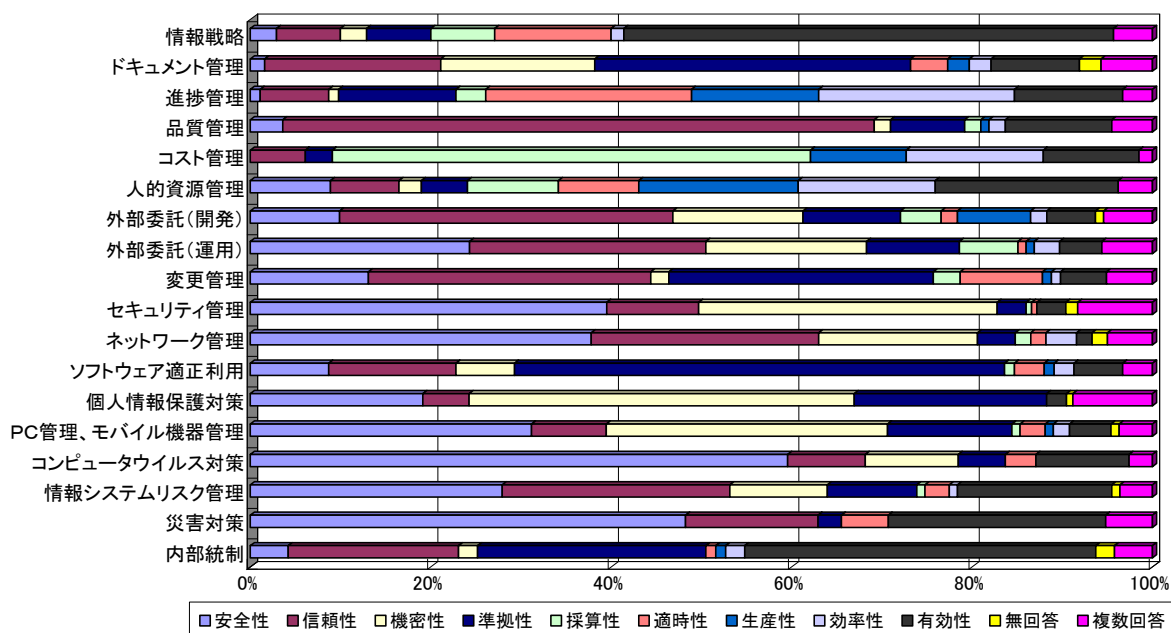


図3-1-11. システム監査で重視した着眼点(テーマ別－監査担当部門)

Q38. 貴事業体の情報システムの信頼性は十分だと思いますか。

1	十分だと思う	11	6.0
2	やや十分だと思う	55	30.2
3	普通だと思う	77	42.3
4	やや不十分だと思う	26	14.3
5	不十分だと思う	9	4.9
6	わからない	3	1.6
無回答		1	0.5
計		182	100.0

各事業体の現在の情報システムの信頼性、安全性、効率性の評価について、それぞれ調査した。

まず、情報システムの品質を維持し障害の発生を減少させる観点である信頼性は、「十分だと思う」(6.0%)、「やや十分だと思う」(30.2%)の回答で4割弱を占めた。一方、「やや不十分である」(14.3%)、「不十分と思う」(4.9%)は合計約2割となっており、信頼性を評価する割合が多くなっている。これはこれまでの傾向と変わらない。

業種別では、信頼性が高いと評価しているのは電力・ガス事業(「十分だと思う」(33.3%)、「やや十分だと思う」(50.0%))および金融業(同じく(7.5%)、(34.0%))であった。

Q39. 貴事業体の情報システムの信頼性を高めるために改善の余地があると思いますか。

1	思 う	168	92.3
2	思わない	6	3.3
3	わからない	7	3.8
無回答		1	0.5
計		182	100.0

監査担当部門が情報システムの信頼性に対して「改善の余地」があると感じている比率は92.3%ときわめて高い。

Q38 では、自社の情報システムの信頼性に対してプラスの評価が高かったが、それでも「改善の余地がある」と監査担当部門では評価している。このことは信頼性に限らず、この後の調査項目である安全性、効率性においても同様の回答結果となっている。

Q40. 貴事業体の情報システムの信頼性を高めるためにもっと投資すべきだと思いますか。

1	思 う	121	66.5
2	思わない	29	15.9
3	わからない	31	17.0
無回答		1	0.5
計		182	100.0

事業体は信頼性に関して改善の余地がある情報システムに対してもっと投資をすべきであるとの意見を持っているのであろうか。

情報システムを客観的に評価し監査を行う監査担当部門の調査では、情報システムの信頼性に対して、もっと投資を行い信頼性を向上させる必要があると判断している割合は66.5%と高くなっている。Q39において、改善の余地があるとの回答は92.3%であったので、この「もっと投資を行う必要がある」と回答した66.5%との差である、25.8%の事業体は、改善の余地はあるものの現状のままでやむを得ない、との判断をしていると思われる。

Q38 からQ40 までの信頼性の評価を整理すると、次のようになる。

監査担当部門は自社の情報システムの信頼性に対し、約4割弱が信頼性は十分、あるいはやや十分としており、4割が普通として評価している。しかし、信頼性を高めるための改善作業はほとんどの監査担当部門が必要と認識し、全体の3分の2の監査担当部門では、投資をして信頼性を向上させる必要があると認識している。

Q41. 貴事業体の情報システムの安全性は十分だと思いますか。

1	十分だと思う	9	4.9
2	やや十分だと思う	60	33.0
3	普通だと思う	79	43.4
4	やや不十分だと思う	26	14.3
5	不十分だと思う	5	2.7
6	わからない	2	1.1
無回答		1	0.5
計		182	100.0

自然災害、不正アクセスおよび破壊行為等から情報システムを護る観点である安全性に対して、監査担当部門では、「十分だと思う」(4.9%)、「やや十分だと思う」(33.0%)をあわせると、信頼性と同様、約4割がプラスの評価をしている。前回調査と比較すると、「十分だと思う」は0.2ポイントの増加(H16:4.7%)、「やや十分だと思う」は2.0ポイント増加(H16:31.0%)しているものの、そう変わりはない。

情報セキュリティに関しては、各事業体がいろいろと対応を進めてきていると思われるが、今回の監査担当部門の評価が、前回調査とそう変わらないのは安全性に対する期待レベルがやや高くなってきている、あるいは技術の変化などにより新たな対応が必要などの理由からではないかと推察される。

業種別で満足度が高いのは、信頼性同様電力・ガス事業であり、「十分だと思う」が50.0%、「やや十分だと思う」が33.3%となっている。

Q42. 貴事業体の情報システムの安全性を高めるために改善の余地があると思いますか。

1	思 う	166	91.2
2	思わない	7	3.8
3	わからない	8	4.4
無回答		1	0.5
計		182	100.0

この調査も信頼性と同様、安全性も十分、やや十分と評価はしているものの、さらに改善の余地があるとしている。

Q43. 貴事業体の情報システムの安全性を高めるためにもっと投資すべきだと思いますか。

1	思 う	121	66.5
2	思わない	30	16.5
3	わからない	30	16.5
無回答		1	0.5
計		182	100.0

投資に関しても、信頼性と同様、安全性に対しても約7割がその必要性を考慮している。

Q44. 貴事業体の情報システムの効率性は十分だと思いますか。

1	十分だと思う	5	2.7
2	やや十分だと思う	38	20.9
3	普通だと思う	90	49.5
4	やや不十分だと思う	38	20.9
5	不十分だと思う	6	3.3
6	わからない	4	2.2
無回答		1	0.5
計		182	100.0

情報システムの資源の活用および費用対効果の観点からの効率性に対しては、監査担当部門は「十分だと思う」(2.7%)、「やや十分だと思う」(20.9%)とプラス面を評価する回答は全体の2割である。一方「やや不十分だと思う」(20.9%)と「不十分だと思う」(3.3%)は約2割であり、効率性に関しては、やや厳しい評価となっている。これは、監査担当部門が信頼性、安全性と比較して、効率性に対しては厳しい見方をしていることを表している。

前回調査では「十分だと思う」が2.9%、「やや十分であると思う」が19.3%であり、今回調査では「十分だと思う」が減少し、全体的により厳しい見方となった。

Q45. 貴事業体の情報システムの効率性を高めるために改善の余地があると思いますか。

1	思 う	161	88.5
2	思わない	9	4.9
3	わからない	11	6.0
無回答		1	0.5
計		182	100.0

効率性に関しても、信頼性、安全性同様、大多数の回答が改善の余地があるとしている。

Q46. 貴事業体の情報システムの効率性を高めるためにもっと投資すべきだと思いますか。

1	思 う	113	62.1
2	思わない	37	20.3
3	わからない	31	17.0
無回答		1	0.5
計		182	100.0

投資に関しても、信頼性と同様、効率性に対しても約 6 割がその必要性を回答している。

Q47. 貴事業体の情報システムは、総合的に見て満足できる状態ですか。

1	十分満足	0	0.0
2	満足	55	30.2
3	なんともいえない	58	31.9
4	多少不満	59	32.4
5	大いに不満	5	2.7
6	わからない	4	2.2
無回答		1	0.5
計		182	100.0

事業体ではさまざまな情報システムがあり、またその機能や運用形態もさまざまである。それぞれの情報システムには長所も要求改善事項も異なった状況であるが、あえて監査担当部門に総合的な見地から情報システムを評価してもらった。

14 年度調査で 1.4%だった「十分に満足」は、前回の回答が 0 件であったが、今回調査でも回答は 0 件であった。「十分に満足」に続く「満足」は 30.2%であり、評価する割合は回答の 3 割となっている。監査担当部門が評価した情報システムは、やや厳しい評価になっている。

一方、「多少不満」(32.4%)、「大いに不満」(2.7%) のマイナスの評価は 3 割強となっている。選択肢の「なんともいえない」(31.9%) は、「普通」として理解してよいのか、あるいは「満足な情報システムもあれば不満足な情報システムもある」と理解してよいのか、なんともいえない。

業種別にみた「満足」の割合が高いのは、電気機械器具製造業で 41.7%であった。

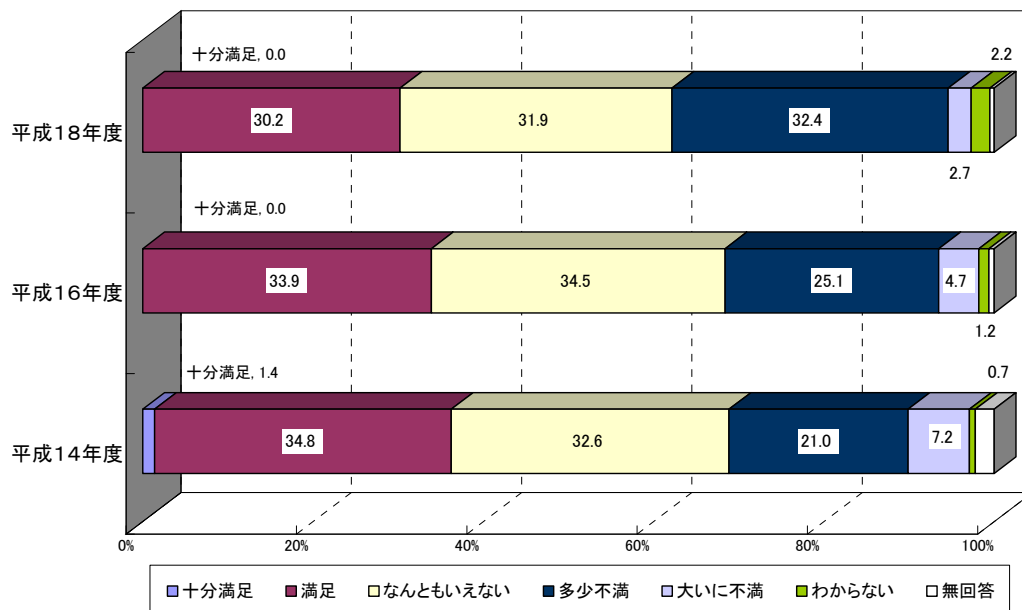


図3-1-12. 情報システムに対する評価(監査担当部門)

システム監査の目的は、情報システムの信頼性、安全性、効率性のレベルを向上し、情報システムに係るリスクを回避することにある。そのためには、被監査部門がシステム監査結果について十分に理解、納得することが重要である。その結果として監査結果がシステム改善等に反映されることが必要である。

講評会は監査報告書の作成前に監査担当部門と被監査部門との間で開催されるものであり、システム監査実施時の事実誤認を排除するとともに、被監査部門のシステム監査結果に対する理解を深めることを目的とする。

一方、監査報告会は監査報告書作成後に監査担当部門が関係者に対し行うものであり、監査報告における指摘事項・改善勧告への対応を明確にすることを目的とする。システム監査実施の目的を達成し、その効果を高めるためには、講評会、監査報告会の実施が不可欠である。

そこで、Q48 で講評会の開催状況を、Q49 で監査報告会の開催状況を調査した。

Q48. 監査結果について、情報システム部門との間での講評会(監査報告書を作成する前に意見交換、確認等を行うことをいう)を行いましたか。

1	行った	164	90.1
2	行わなかった	17	9.3
無回答		1	0.5
計		182	100.0

講評会はシステム監査実施事業体の90.1%で開催されている。講評会を開催した事業体は、前回調査では80.7%であり、今回は9.4ポイントの増加となった。講評会の実施が9割を超えたことは、システム監査の実施では講評会の実施が一般的になったといえる。

なお、被監査部門に対する同一の調査では81.0%であり、同様の値となっている。(被監査部門に対する分析(被Q23)は、「3.2.2」を参照のこと。)

Q49. 監査報告書の作成後に関係者を含めた監査報告会を行いましたか。

1	行った	135	74.2
2	行わなかった →Q51へ	45	24.7
無回答		2	1.1
計		182	100.0

監査報告会の実施状況は、システム監査実施事業体の4分の3の74.2%で実施されている。この実施率は、過去の調査結果と大きな違いはない。監査報告会を開催した事業体は、前回調査では66.1%であり、今回は8.1ポイントの増加となった。講評会の実施と同様、監査報告会の実施が広く行われるようになったといえる。

なお、被監査部門に対する同一の調査では69.8%であり、回答の傾向はほぼ同一であった。

(被監査部門に対する分析(被Q24)は、「3.2.2」を参照のこと。)

Q50. 監査報告会に出席したのは誰ですか。(複数回答)

回答件数		135	-
1	最高経営者(会長、社長、知事、市長等)	69	51.1
2	財務担当役員	35	25.9
3	情報システム担当役員	68	50.4
4	監査役	64	47.4
5	情報システム部門の管理者	89	65.9
6	内部監査人	83	61.5
7	ユーザ部門の管理者	30	22.2
8	外部のシステム監査人	19	14.1
9	その他	10	7.4
無回答		1	0.7

監査報告会への出席者は、「情報システム部門の管理者」(65.9%)、「内部監査人」(61.5%)、「最高経営者」(51.1%)、「情報システム担当役員」(50.4%)、「監査役」(47.4%)、「財務担当役員」(25.9%)、「ユーザ部門の管理者」(22.2%)の順となっている。また「最高経営者」は前回調査(43.4%)に対し、7.7ポイント増加して51.1%であった。

その他の回答としては、「CSR担当役員」、「内部監査部門の担当役員」、「被監査部門の管理責任者および担当者」等があげられた。

Q51. 監査報告書の原本は誰に提出(報告書の宛先)しましたか。(単一回答)
(複数部署に報告書を配布している場合は、その中での最高権限者に○をつけて下さい。)

1	最高意思決定機関(取締役会、理事会、議会等)	29	15.9
2	最高経営者(社長、理事長、首長等)	96	52.7
3	担当役員	22	12.1
4	監査役(団体等は監事、自治体は監査委員)	4	2.2
5	内部監査部門長	11	6.0
6	その他	11	6.0
無回答		4	2.2
複数回答		5	2.7
計		182	100.0

監査報告書の提出先については、「最高経営者」が 52.7%となっており、「最高意思決定機関(取締役会、理事会、議会等)」が 15.9%、「担当役員」が 12.1%であった。この三者で約 8 割強となっている。大部分の事業体で監査報告書がトップマネジメントに提出されているといえよう。

3.1.4 未実施および実施可能性について

(Q52 からQ55 までは、Q18 およびQ31 で「システム監査を実施していない」と回答した事業体のみ回答)

Q52. システム監査を実施していない理由はどのような点ですか。次の中から主な理由を1つ選んで下さい。

1	システム監査についてトップマネジメントの認識が欠如している	8	3.4
2	システム監査の実施のためのコンセンサス、組織風土が十分に育っていない	35	14.9
3	システム監査の実施よりもシステム化推進そのものに力点がある	37	15.7
4	システム監査を実施する担当者(部門)の確保が難しい	65	27.7
5	システム監査の方法、制度、手続きなどが十分でない	45	19.1
6	システム監査の効果が明確でない	5	2.1
7	システム監査の必要性を感じない	12	5.1
8	アウトソーシングしているため	1	0.4
9	その他	21	8.9
無回答		5	2.1
複数回答		1	0.4
計		235	100.0

これまでシステム監査を実施しなかった監査担当部門に対し、未実施の理由を調査した。回答は、主な理由を1つ選択するもので、14年度調査では「システム監査の実施よりもシステム化推進そのものに力点がある」(21.6%)が回答の第1位であったが、前回調査では「システム監査を実施する担当者(部門)の確保が難しい」(22.1%)が第1位になった。今回調査では、この「システム監査を実施する担当者(部門)の確保が難しい」が第1位のままであり、さらに5.6ポイント増加し27.7%となった。システム監査を実施した事業体に対するシステム監査実施上の問題点の調査(Q20)でも「システム監査人が不足している」との回答が最も多かったが、システム監査未実施の事業体においても、システム監査人の不足の傾向は同様であった。

次いで「システム監査の方法、制度、手続き等が十分でない」(19.1%)、「システム監査の実施よりもシステム化推進そのものに力点がある」(15.7%)、「システム監査の実施のためのコンセンサス、組織風土が十分に育っていない」(14.9%)となっている。しかしこれらの選択肢で、大きな差はない。

その他の回答としては、「当面、業務監査を中心に行うため」、「共同オンラインに加盟しており、そこの内部監査報告結果を受けている」、「情報セキュリティ監査は実施しているが、システム監査の必要性については、今後、検討していきたい」という意見が出された。

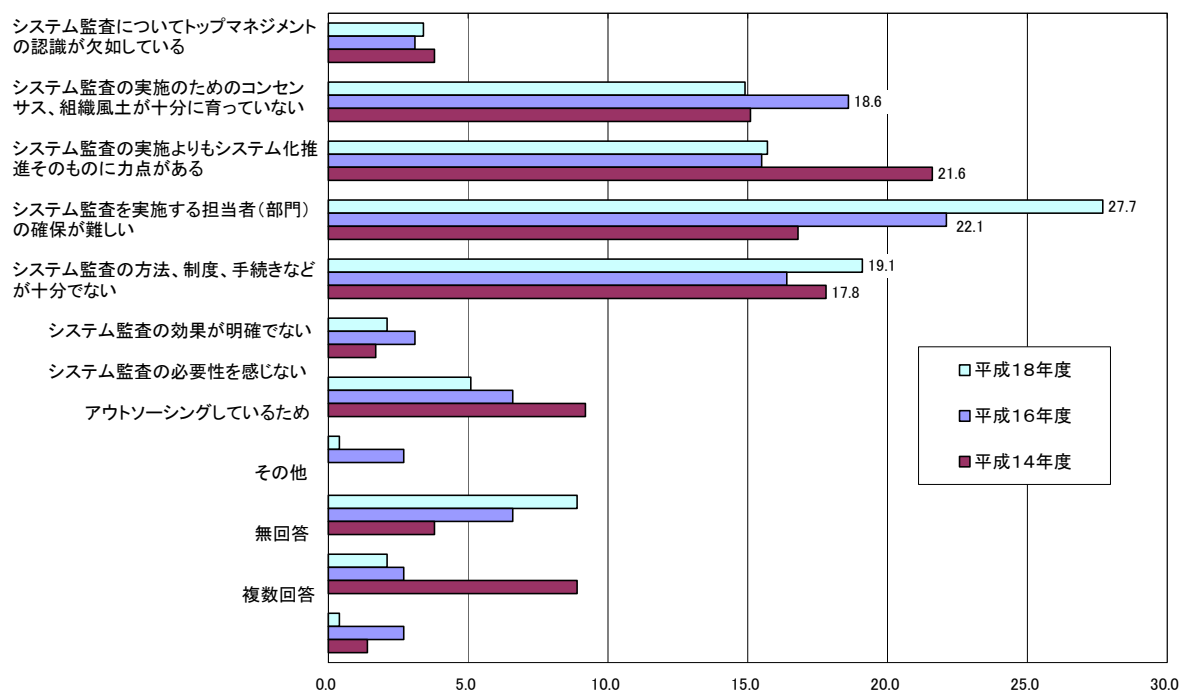


図3-1-13. システム監査未実施の理由(監査担当部門)

Q53. 今後、システム監査についてどのように対応されますか。次の中から1つ選んで下さい。

1	現在、システム監査の導入を計画中	23	9.8
2	2～3年以内には導入の予定	44	18.7
3	当面導入の予定はない →Q56へ	136	57.9
4	将来とも導入の予定はない →Q56へ	8	3.4
5	その他	21	8.9
無回答		3	1.3
計		235	100.0

同じくシステム監査未実施の事業体に対する今後のシステム監査実施の可能性については、「現在、システム監査の導入を計画中」が9.8% (H16:11.1%)、「2～3年以内には導入予定」が18.7% (H16:21.2%)と、前回調査と比べそれぞれ1.3ポイント、2.5ポイント減少している。

一方、「当面導入の予定はない」は57.9% (H16:53.1%)、「将来とも導入の予定はない」は3.4% (H16:4.0%)と、あわせて約6割の事業体がシステム監査導入を予定していない。

Q54. 実施する監査は助言型監査、保証型監査のどちらを実施する予定ですか。(複数回答)

回答件数		88	－
1	助言型監査	37	42.0
2	保証型監査	11	12.5
3	決まっていない	43	48.9
無回答		4	4.5

今後システム監査の導入を予定している事業体（Q53）に対し、予定しているシステム監査は助言型監査であるか、保証型監査であるかを調査した。半数の事業体がどちらにするか未定であったが、助言型監査が 42.0%と多く、保証型監査の 12.5%の 3 倍強となった。

Q55. どのような体制で進められる予定ですか。(複数回答)

回答件数		88	－
1	内部監査部門型(監査部、検査部等が実施)	39	44.3
2	外部委託型(システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業やコンサルタント会社等へ委託)	11	12.5
3	決まっていない	40	45.5
無回答		4	4.5

現在計画中、および 2～3 年以内には導入を予定している監査担当部門のシステム監査の実施体制の予定は、「内部監査部門型（監査部、検査部等が実施）」（44.3%）が多く、次いで「外部委託型」（12.5%）となっている。また、半数が未定となっている。

Q54 の助言型監査の回答件数が、本問の内部監査部門型の回答件数とほぼ同数、また保証型監査の回答件数が外部委託型の回答件数と同じであった。内部監査部門型の監査の場合は、保証型監査よりは助言型監査の場合が多いと推測されるが、両問の回答はこの傾向を表しているように思える。

3.1.5 システム監査結果の開示と保証型監査について

(Q56～Q60の質問については、被監査部門に対しても同一の調査(Q37～Q41)を行っているので、「3.2.4」を参照のこと。)

Q56. 貴事業体で実施したシステム監査は助言型監査ですか、保証型監査ですか。(複数回答)

回答件数	417	-
1 助言型監査	199	47.7
2 保証型監査	37	8.9
3 実施していない →Q58へ	196	47.0
無回答	3	0.7

近年、システム監査の実施形態に関して、これまで多かった助言型監査に対して、保証型監査の要請が多くなってきている(助言型監査と保証型監査の定義に関しては、「3.1.3 システム監査の実施について」のQ32を参照)。

Q32では過去2年間にシステム監査を実施した事業体を対象として調査を実施したが、Q56では、2年以上前にシステム監査を実施し、この2年間ではシステム監査を実施していない事業体も含め、全事業体に対して調査を行った。

Q32に比較してシステム監査実施の調査対象期間が長いこともあり、その回答では助言型監査と保証型監査実施の回答数は多くなっている。しかし、助言型監査の割合が多く、回答数の傾向は変わらない。

この調査では、保証型監査を実施した事業体に保証型監査の実施テーマを自由記載してもらった。その内容は、下記のとおりである。下記の表は、回答内容をそれぞれ個別にほぼそのまま記載している。

参考)保証型監査を実施した場合の実施テーマ(自由記載ー記述回答分をそのまま転記)

全面委託している外部委託先における全般統制(開発・運用での内部統制)	アプリケーションシステムの投資効果について、「効果あり」、「問題ない」を保証
全般統制と業務統制	JISの15001の規格
外部委託先のシステム開発状況	新規開発システムの開発状況
ソフトウェアの不正使用	J-SOX 内部統制監査のコンピュータ全般統制
コンピュータ関連機器の管理(ソフトウェアの管理ルール)	コンピュータ関連機器の管理(ハードウェアの管理ルール)
コンピュータ関連機器の管理(PC等の取扱いルール)	コンピュータ関連機器の管理(情報管理ルール「ID、パスワード含む」)
コンピュータ関連機器の管理(外部委託ルール)	情報セキュリティ監査
データバックアップの実施	回線リスクの検討の実施
内部統制(IT全般統制および業務統制の自動化部分)の有効性	システム全般の統制状況および基幹システムよりカテゴリーを絞った業務処理
親会社で実施中のSOX法に基づく監査を連結子会社という立場で受審	コンピュータ関連機器の管理(ネットワーク利用ルール)
個人情報保護	クライアントPCにおけるセキュリティ水準
業務処理統制	受注から売上の処理
ISMS認証基準の要求事項への適切性	プライバシーマーク認定基準への適切性
データ移行の完全性	米SOX法に基づく内部統制監査

不要ソフトウェア資産の除却処理 結果・プロセスの完全性	情報セキュリティマネジメントシステムの運用状況と定めた手順と実際の活動との整合性および有効性
情報セキュリティの確保状況(パスワード、情報へのアクセス権限)	システム外注先管理の妥当性(契約、発注・納品・検収等)
会計監査の一環として 売上の正確性と月末残高の正確性	

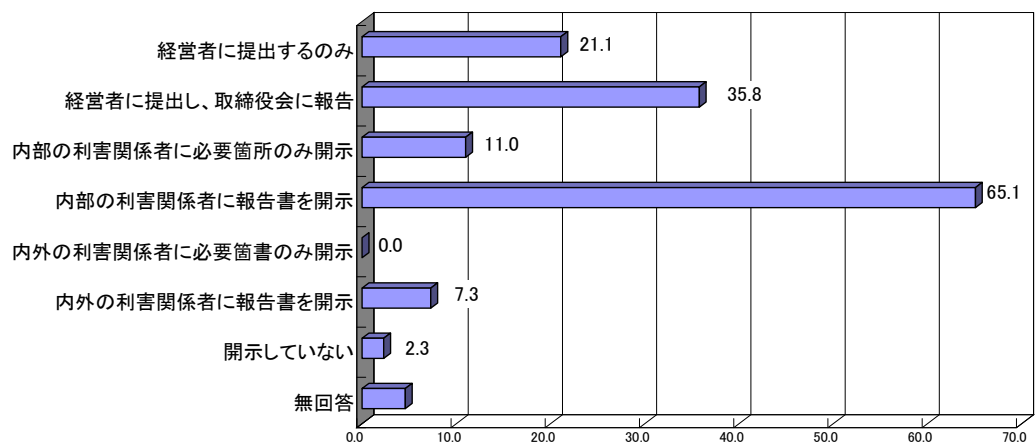
Q57. (Q56 で「1」または「2」を回答した場合) 貴事業体ではシステム監査の結果(システム監査報告書)を利害関係者に開示していますか。(複数回答)

回答件数		218	-
1	経営者に提出するのみである	46	21.1
2	経営者に提出し、取締役会に報告している	78	35.8
3	内部の利害関係者に必要箇所のみ開示している	24	11.0
4	内部の利害関係者に報告書を開示している	142	65.1
5	内外の利害関係者に必要箇所のみ開示している	0	0.0
6	内外の利害関係者に報告書を開示している	16	7.3
7	開示していない	5	2.3
無回答		10	4.6

システム監査結果をとりまとめた監査報告書に関しては、本調査では講評会の開催状況(Q48)、監査報告会の開催状況(Q49)、および監査報告会の出席者(Q50)に関して調査している。さらにこのQ57では、これまでに助言型監査、保証型監査を実施した事業体に対して、システム監査の監査報告書の利害関係者に対する開示状況を調査した。調査は複数回答を可としており、内部の利害関係者とは、事業体内における情報システムに係る関係者である利用部門、企画部門、管理部門、あるいは監査テーマによっては情報システムの開発部門や運用部門を指す。外部の利害関係者とは、情報システムの事業体外の利用者、提携先、投資家、さらに事業内容によっては一般消費者を指す。

回答では「内部の利害関係者に報告書を開示している」が65.1%と多く、社内に対しては利害関係者に対する開示が多く行われている、といえる。次いで「経営者に提出し、取締役会に報告している」(35.8%)、「経営者に提出するのみである」(21.1%)、「内部の利害関係者に必要箇所のみ開示している」(11.1%)となっている。外部の利害関係者を含めた「内外の利害関係者に報告書を開示している」は7.3%の回答であった。回答件数の多かった業種は、金融業、情報処理サービス業・ソフトウェア業であった。

近年、情報セキュリティ対策の実施状況を一般に開示する情報セキュリティ報告書を公開している企業が現れてきたが、今後システム監査報告書の開示の動向も注目される。



3-1-14. システム監査結果の開示状況(監査担当部門)

内部の利害関係者への開示は多くなっているが、外部の利害関係者も対象とした監査報告書の開示の状況は、まだまだ低い状況にある。では、システム監査の結果の利害関係者に対する開示に関しては、監査担当部門はどのように考えているか、を調査した。

Q58. システム監査の結果を利害関係者に開示すべきだと思いますか。

1	思う	279	66.9
2	思わない	37	8.9
3	わからない	82	19.7
無回答		19	4.6
計		417	100.0

利害関係者に対する開示の是非に関する調査では、約3分の2の事業体が「開示すべきと思う」(66.9%)と回答した。一方、「開示すべきと思わない」は少なく、8.9%であった。残りは、「わからない」(19.7%)と「無回答」(4.6%)であり、回答の難しさを感じた。その中には、監査目的により異なる、との意見があるものと推測される。

Q59. システム監査を保証型監査で実施すべきだと思いますか。

1	思う	95	22.8
2	思わない	126	30.2
3	わからない	177	42.4
無回答		19	4.6
計		417	100.0

システム監査の実施形態を「保証型監査で実施すべき」であるとの回答は22.8%、一方「保証型監査で実施すべきと思わない」は30.2%と多くなっている。システム監査の実施状況の調査(Q56)では、「助言型監査」(47.7%)が「保証型監査」(8.9%)を大きく上回っていたが、本調査のシステム監査の実施をどの形態で行うかの意識調査では、実態の調査のような大きな開きはなく、保証型監査で実施すべきとは「思わない」との回答は、「実施すべき」との回答の約1.5倍と少なかった。

回答で多かったのは「わからない」(42.4%)であり、質問の難しさがわかった。

Q60. 保証型監査の実施主体に関してはどのように思われますか。

1	内部監査で保証型監査ができる	60	14.4
2	外部監査でなければ保証型監査にはならない	148	35.5
3	わからない	185	44.4
	無回答	24	5.8
	計	417	100.0

保証型監査は、社内の内部監査では実施が難しい、との意見がある。Q60では、保証型監査は内部監査で得られるのか、あるいは外部監査でないと保証型監査にはならないのか、を調査した。

回答では、「内部監査で保証型監査ができる」(14.4%)に対し、「外部監査でなければ保証型監査にならない」(35.5%)が大きく上回った。保証の手順、監査の意識や取組み方、などから外部監査が必要、との意見が多かったものと思われる。一方、前問同様、「わからない」(44.4%)も多く、まだ判断がつかない状況の事業体も多くいることがわかった。

3.1.6 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について

(Q61～Q65の質問については、被監査部門に対しても同一の調査(Q42～Q46)を行っているので、「3.2.5」を参照のこと。)

平成18年6月に成立した金融商品取引法により、平成20年4月からの会計年度において、上場企業の経営者は財務報告の信頼性を確保するために必要な体制について評価し、それを内部統制報告書としてとりまとめ、有価証券報告書と共に提出しなければならなくなった。そして、これは監査人(監査法人または公認会計士)の監査を受けなければならない。この内部統制の評価のためには、あらかじめ内部統制の整備、運用方針、手続き等を定め、それらの状況を記録し保存しておかなければならないことになる。

このようなタイミングにおいて、今回調査では、財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について、質問を5項目設定した。今日の計算書類は、情報システムで作成されているため、内部統制についてもIT分野の内部統制が重視されなければならない。そして、内部統制に関する課題としては、第一に評価の対象となる内部統制システムが構築されているか、第二に内部統制の評価をできる者がいるか、の2つを満足させなければならない。

ここでは、今回調査の回答事業体のうち、183社の上場企業のみを抽出して分析の対象とし、資本金規模別に集計を行った。また、表の末尾には、これら183社の上場企業を金融・保険業(36社)とそれ以外の業種(147社)に分けた集計結果も参考にするため加えた。

1. 内部統制システムの構築状況

Q61. 貴事業体では日本版SOX法が設けられた場合における内部統制システム構築に向けての検討を行っていますか。

表 3-1-1.内部統制システム構築の状況(上場企業対象)

資本金規模	回答 件数	検討を行い、すでに 構築済みである		検討を行っ ており、現 在、構築中 である		検討を行っ ているが、未 着手である		検討を行っ ていない		無回答	
500億円以上	47	4	8.5	36	76.6	7	14.9	0	0.0	0	0.0
100億円以上 500億円未満	61	3	4.9	42	68.9	13	21.3	2	3.3	1	1.6
50億円以上 100億円未満	28	0	0.0	19	67.9	8	28.6	1	3.6	0	0.0
10億円以上 50億円未満	40	0	0.0	21	52.5	18	45.0	1	2.5	0	0.0
10億円未満	7	0	0.0	2	28.6	2	28.6	3	42.9	0	0.0
計	183	7	3.8	120	65.6	48	26.2	7	3.8	1	0.5
金融・保険以外	147	6	4.1	97	66.0	39	26.5	4	2.7	1	0.7
金融・保険	36	1	2.8	23	63.9	9	25.0	3	8.3	0	0.0

日本版 SOX 法の施行に関連して、「貴事業体では日本版 SOX 法が設けられた場合における内部統制システム構築に向けての検討を行っていますか」という質問を設定した。内部統制システムの構築については、構築済み、構築中、未着手、未検討という選択肢を設けて質問したところ、資本金規模が大きいほど取組みが進んでいるという結果が明らかになった。

また、上場企業 183 社について、金融・保険業とそれ以外の業種に分けて集計してみても、大きな相違はみられないが、どちらかといえば金融・保険業に若干の対応の遅れがみられるのが特徴である。

(1) 構築済み

内部統制システムについて「検討を行いすでに構築済みである」という企業は、わずかに 7 社であり、全体の 3.8%にすぎない。しかも、資本金 100 億円以上の企業にしか存在しない。つまり、金融商品取引法で求める内部統制の評価に対して、準備を完了している企業は現時点では全体で 3.8%、資本金 500 億円以上の企業で 8.5%、資本金 100 億円以上 500 億円未満の企業で 4.9%という状況である。これを資本金 100 億円以上の企業でみると 6.5%になる。そして、資本金 100 億円未満の企業では、内部統制システムの構築を済ませているところは存在しない、という結果になっている。

また、「検討を行い、すでに構築済みである」という 7 社については、金融・保険業は 1 社にすぎず、あとの 6 社は他の業種である。一般的には、金融・保険業が最も構築が進んでいると思われるがちであるが、実際にはそうではない。理由は、金融・保険業は非常に慎重であるから、政策当局の方針が確定する（実施基準の決定）のを待って、手戻りのないように進めたいという意向があるのではないかと思われる。

(2) 構築中

内部統制システムについて「検討を行っており、現在、構築中である」という企業は、全体で 65.6%である。これらの企業は、平成 20 年 3 月までに準備完了を目指している企業であろうと思われる。しかし、準備に残された時間はあと 1 年であり、このことを考えると残された時間の少なさが気になり、まだ着手していない企業の対応はより気になるところである。

資本金規模別にみて、全体の比率（平均）を上回っているのは、資本金 500 億円以上の 76.6%、資本金 100 億円以上 500 億円未満の 68.9%、資本金 50 億円以上 100 億円未満の 67.9%である。これらは、資本金 50 億円以上の企業として 53.0%であり、大規模な企業では半数強が構築中であることが明らかになっている。しかし、資本金 50 億円未満の企業になると、「構築中」はわずかに 12.6%にすぎず、今後の動向を見守る必要がある。

(3) 未着手／未検討

内部統制システムについて「検討を行っているが、未着手である」という企業が全体の 26.2%あり、さらに「検討を行っていない」という企業が 3.8%ある。両者をあわせると 30.1%が「未着手／未検討」である。

資本金規模別にみると、未着手／未検討企業は、資本金 500 億円以上で 14.9%（ただし未検討企業は 0 件）、100 億円以上 500 億円未満は 24.6%、50 億円以上 100 億円未満は 32.2%、10 億円以上 50 億円未満は 47.5%、10 億円未満は 71.4%になる。当然のことではあるが、資本金規模が

小さくなるほど未着手／未検討は多くなっている。これらの企業が残された時間で内部統制システムをいかに構築していくかが今後の課題である。これらの未着手／未検討企業についても、資本金 50 億円を境にして傾向が表れている。すなわち、資本金 50 億円以上の企業は 22.8%であるが、50 億円未満の企業では 51.1%と過半数を超えている。

(4) 検討すべき事項

内部統制システム構築について、金融商品取引法による内部統制の評価および監査が平成 20 年 4 月から実施された場合、資本金 50 億円未満の未着手／未検討の企業に対して、誰が、どのような支援を行い、内部統制システムの構築を進めていくかが今後課題になると思われる。

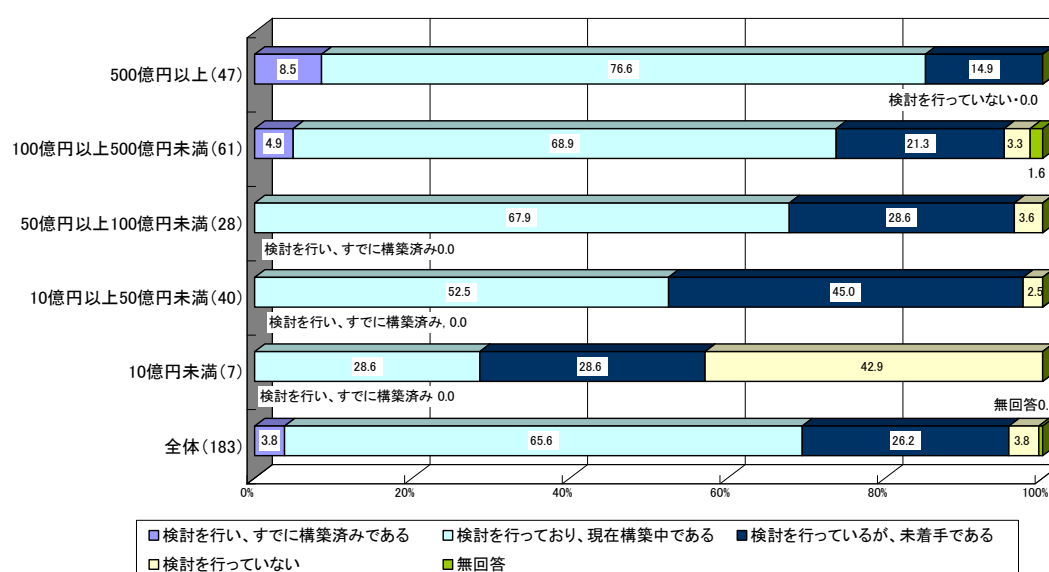


図3-1-15. 内部統制システム構築の実施状況 (監査担当部門－上場企業 資本金規模別)

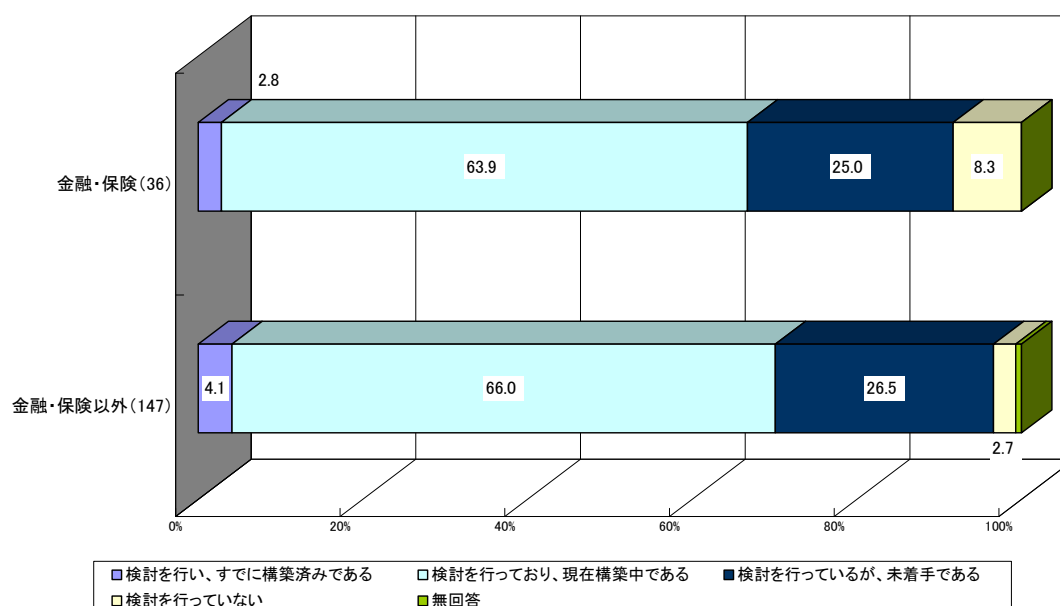


図3-1-16. 内部統制システム構築の実施状況 (監査担当部門－上場企業 業種別)

2. 企業内部における内部統制監査の実施状況

Q62. 貴事業体では財務諸表の信頼性をめぐる内部統制の監査を行っていますか。

表 3-1-2.企業内における内部統制監査の実施状況(上場企業対象)

資本金規模	回答 件数	行っている		未実施であるが、 今後、実施する 予定である		検討中である		実施の予定 はない	
500 億円以上	47	26	55.3	13	27.7	8	17.0	0	0.0
100 億円以上 500 億円未満	61	21	34.4	29	47.5	11	18.0	0	0.0
50 億円以上 100 億円未満	28	12	42.9	10	35.7	3	10.7	3	10.7
10 億円以上 50 億円未満	40	6	15.0	25	62.5	9	22.5	0	0.0
10 億円未満	7	0	0.0	1	16.7	3	42.9	3	42.9
計	183	65	35.5	78	42.6	34	18.6	6	3.3
金融・保険以外	147	42	28.6	71	48.3	28	19.0	6	4.1
金融・保険	36	23	63.9	7	19.4	6	16.7	0	0.0

表 3-1-3.企業内における内部統制監査の実施状況(上場—金融・保険業のみ)

資本金規模	回答 件数	行っている		未実施であるが、 今後、実施する 予定である		検討中である		実施の予定 はない	
500 億円以上	10	9	90.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0
100 億円以上 500 億円未満	17	10	58.8	4	23.5	3	17.6	0	0.0
50 億円以上 100 億円未満	6	4	66.7	2	33.3	0	0.0	0	0.0
10 億円以上 50 億円未満	2	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0
10 億円未満	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
計	36	23	63.9	7	19.4	6	16.7	0	0.0

企業における財務諸表の信頼性をめぐる内部統制の監査について、「貴事業体では財務諸表の信頼性をめぐる内部統制の監査を行っていますか」という質問を設定した。この質問に対しては、「行っている」企業が 35.5%である。「未実施であるが、今後実施する予定である」という企業が 42.6%、「検討中である」が 18.6%で、「実施の予定はない」と回答した企業は 3.3%にすぎない。

内部統制の監査は、内部統制システム構築に比較してはるかに実施率が高いことがわかる。これは、企業が財務諸表監査を受ける前段階として、内部監査で内部統制の監査を実施してきた歴史があるのではないかと推察される数字である。

上場企業 183 社のうち、金融・保険業 36 社とそれ以外の業種 147 社に分けてみると、金融・保険業では 63.9%が内部統制監査を実施しており、金融・保険業以外の企業では 28.6%と実施率が低くなる。表 3-1-2 では、金融・保険業とそれ以外の業種に分けた回答数に資本金規模別のデータを

記載していないが、資本金 500 億円以上の金融・保険業では、90.0%の企業が内部統制の監査を実施している。

（１）実施中

企業内で内部統制の監査を「行っている」という企業は、資本金規模別にみると、資本金 500 億円以上の企業では 55.3%と過半数を超えている。100 億円以上 500 億円未満の企業では 34.4%が、50 億円以上 100 億円未満の企業では 42.9%が実施している。10 億円以上 50 億円未満の企業での内部統制監査の実施率は 15.0%と低くなる。

資本金 50 億円で線を引いてみると、資本金 50 億円以上の企業における実施率は 43.4%であるが、50 億円未満の企業では 12.8%と低下する。

これを金融・保険業のみでみると、資本金 500 億円以上の企業では 90.0%が内部統制の監査を実施している。100 億円以上 500 億円未満では 58.8%が、50 億円以上 100 億円未満では 66.7%が実施している。そして、金融・保険業では、内部統制監査を実施している企業は、すべて資本金 50 億円以上の企業である。

（２）今後実施する予定

企業内で内部統制の監査を「未実施であるが、今後実施する予定である」とする企業は、42.6%である。したがって、内部統制の監査を実施中の企業と今後実施する予定の企業を加えると、78.1%に達する。同様に金融・保険業では、内部統制の監査を実施している企業に今後実施する予定がある企業を加えると 83.3%に達する。

金融・保険業を除いた企業では、金融・保険業より内部統制監査を実施している比率が 35.3 ポイントも低いが、今後実施する予定の企業が多いため、実施中と今後実施するという企業を加えた比率においては、わずかに 6.4 ポイントの差に縮まってしまう。すなわち、金融・保険業以外の企業では、内部統制監査を実施している企業が金融・保険業に比べて現状では少ないが、多少の時間的な遅れがあるにしても、やがて金融・保険業に追いついていくであろうことを示唆している。

（３）検討中

内部統制監査を実施することを「検討中である」企業が 18.6%である。これに、「実施中」の 35.5%および「今後実施する予定」の 42.6%を加えると 96.7%になる。すなわち、近い将来ほとんどの企業が内部統制の監査を実施するようになるであろうと思われる。この状況からわかることは、上場企業にとって、内部監査として内部統制の監査を実施することが必要不可欠になっていると考えられていることをうかがわせる。今後実施する予定の企業や、検討中の企業が多い理由は、金融商品取引法施行の影響であろうと思われる。

（４）検討すべき事項

これは、内部統制システムの構築状況と比較すると、内部統制の監査の実施の方がかなり普及しているということが数字となって表れている。逆の言い方をすれば、内部統制システムの構築には手数と時間を要し、そのことはコストに反映することでもあり、企業にとって困難が伴う作業であることが表れた結果ではないかと思われる。それに対して、内部統制の監査は、仮に内部

統制システムが整備されていなくても実施すること自体は可能であることを示している。しかし、社内で内部統制の監査を実施したから不正やエラー等のリスクの排除が万全になるかといえば、そうではないことが粉飾決算等の事例で証明されており、内部統制システムの整備・構築が内部統制監査を実施する前提になることに疑いの余地はないであろう。

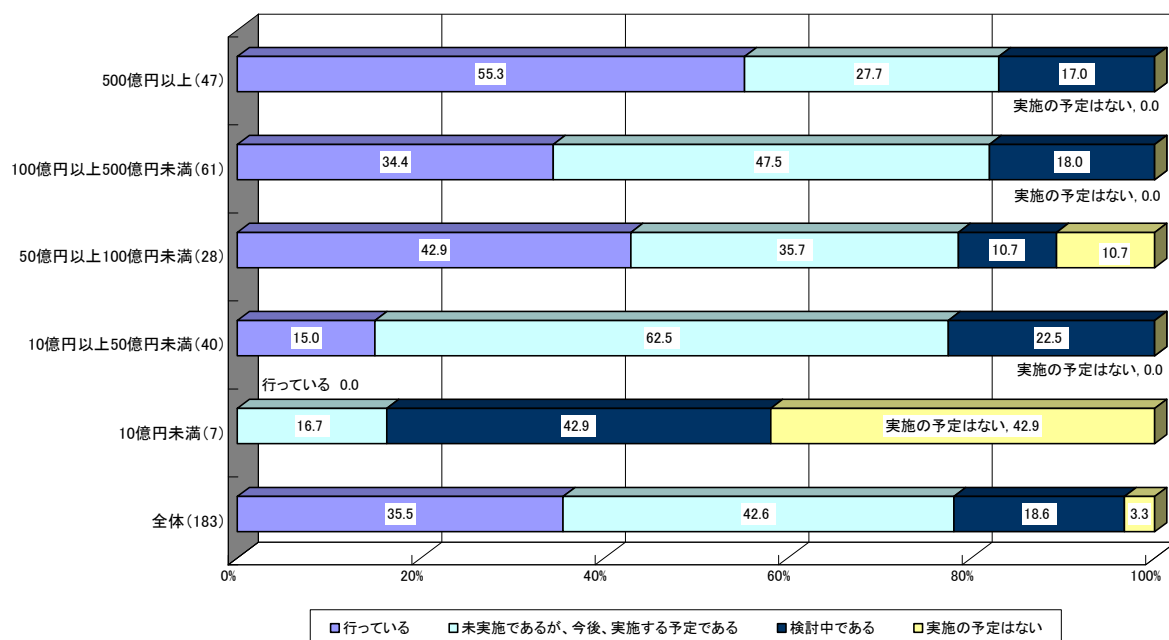


図3-1-17. 企業内における内部統制監査の実施状況(監査担当部門－上場企業 資本金規模別)

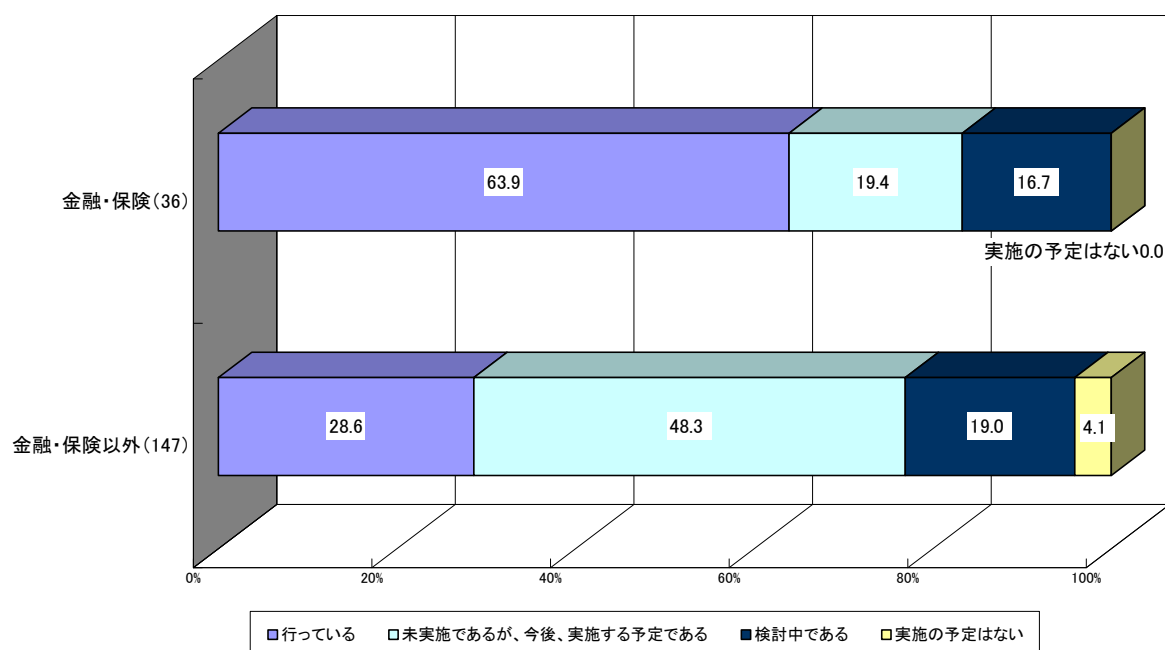


図3-1-18. 企業内における内部統制監査の実施状況(監査担当部門－上場企業 業種別)

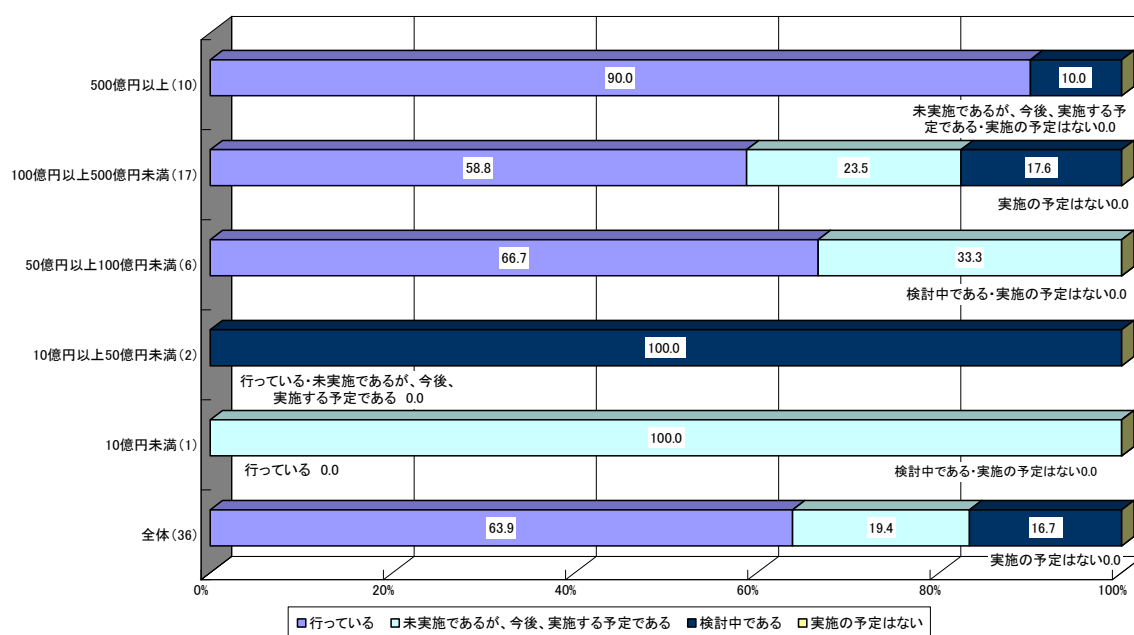


図3-1-19. 企業内における内部統制監査の実施状況(監査担当部門－上場企業 資本金規模別 金融・保険業)

3. 会計知識をもつシステム監査人

Q63. 貴事業体には会計知識をもったシステム監査人がいますか。

表 3-1-4. 会計知識をもつシステム監査人の存在(上場企業対象)

資本金規模	回答 件数	いる		いない		無回答	
500 億円以上	47	17	36.2	30	63.8	0	0.0
100 億円以上 500 億円未満	61	15	24.6	45	73.8	1	1.6
50 億円以上 100 億円未満	28	4	14.3	24	85.7	0	0.0
10 億円以上 50 億円未満	40	4	10.0	36	90.0	0	0.0
10 億円未満	7	0	0.0	7	100.0	0	0.0
計	183	40	21.9	142	77.6	1	0.5
金融・保険以外	147	34	23.1	113	76.9	0	0.0
金融・保険	36	6	16.7	29	80.6	1	2.8

表 3-1-5. 会計知識をもつシステム監査人の存在(上場企業－金融・保険業のみ)

資本金規模	回答 件数	いる		いない		無回答	
500 億円以上	10	3	30.0	7	70.0	0	0.0
100 億円以上 500 億円未満	17	3	17.6	13	76.5	1	5.9
50 億円以上 100 億円未満	6	0	0.0	6	100.0	0	0.0
10 億円以上 50 億円未満	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0
10 億円未満	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
計	36	6	16.7	29	80.6	1	2.8

金融商品取引法による内部統制の評価を行うためには、会計知識をもったシステム監査人が必要になると思われる。そこで、会計知識をもつシステム監査人の有無について、「貴事業体には会計知識をもったシステム監査人がいますか」という質問を設定した。この質問に「いる」と回答した企業は、全体の 21.9%にすぎない。これを金融・保険業のみでみると、さらに 16.7%に減少する。金融・保険業以外では 23.1%であり、金融・保険業の少なさが目立つ。一般的な印象として、会計知識をもつシステム監査人は、金融・保険業に多く存在していると思われがちであるが、実際には金融・保険業以外の企業の方が多く存在していることがわかる。金融・保険業では、ほとんどが検査部等の名称で内部監査部門を設置し、内部統制監査を実施している企業が多いにもかかわらず、会計知識をもつシステム監査人が少ない理由は、この結果からだけではわからない。業務のほとんどが金銭に関連する金融・保険業であれば、他の業種よりも会計知識をもつシステム監査人の必要性が高いと思われがちだが、実際にはそのようにはなっていない。

（１）会計知識をもつシステム監査人の有無

会計知識をもつシステム監査人が「いる」企業は、全体の 21.9%にすぎず、残りの企業にはいない。すなわち、会計知識をもつシステム監査人が「いない」企業の方が圧倒的に多い。資本金規模別でみると、資本金 500 億円以上では 36.2%の企業に会計知識をもつシステム監査人がいて最も多いが、それでも残りの 63.8%の企業にはいない。資本金 500 億円以上の企業でこのような数字が出ていることについては、企業が会計知識をもつシステム監査人の必要性を感じていないのだろうかという疑問が出てくる。しかし、金融商品取引法で経営者に財務報告の信頼性に係る内部統制の評価が求められていることからすれば、常識的には企業が会計知識をもつシステム監査人の必要性を感じていないはずはないといえるのではないだろうか。

資本金 100 億円以上 500 億円未満では 24.6%、50 億円以上 100 億円未満では 14.3%、10 億円以上 50 億円未満では 10.0%の企業に会計知識をもつシステム監査人がいるが、当然のことであるが資本金規模が小さくなればなるほど少なくなっている。

（２）金融・保険業の状況

金融・保険業のみをみると、資本金 500 億円以上の企業で 30.0%、100 億円以上 500 億円未満の企業で 17.6%に会計知識をもつシステム監査人がいる。そして、資本金 100 億円未満の企業には、会計知識をもつシステム監査人はいない。これらの企業では、会計知識などの専門分野の知識をもつシステム監査人がいないだけではなく、一般的なシステム監査人すらいないのではないかとと思われる。

（３）検討すべき事項

金融商品取引法により内部統制の評価を実施しなければならない企業にとっては、内部に会計知識をもつシステム監査人を置くことが必要であると思われるが、実際にはそのようになっていない。これらの企業では、会計知識を有するシステム監査人を養成して社内に配置することが必要であろう。

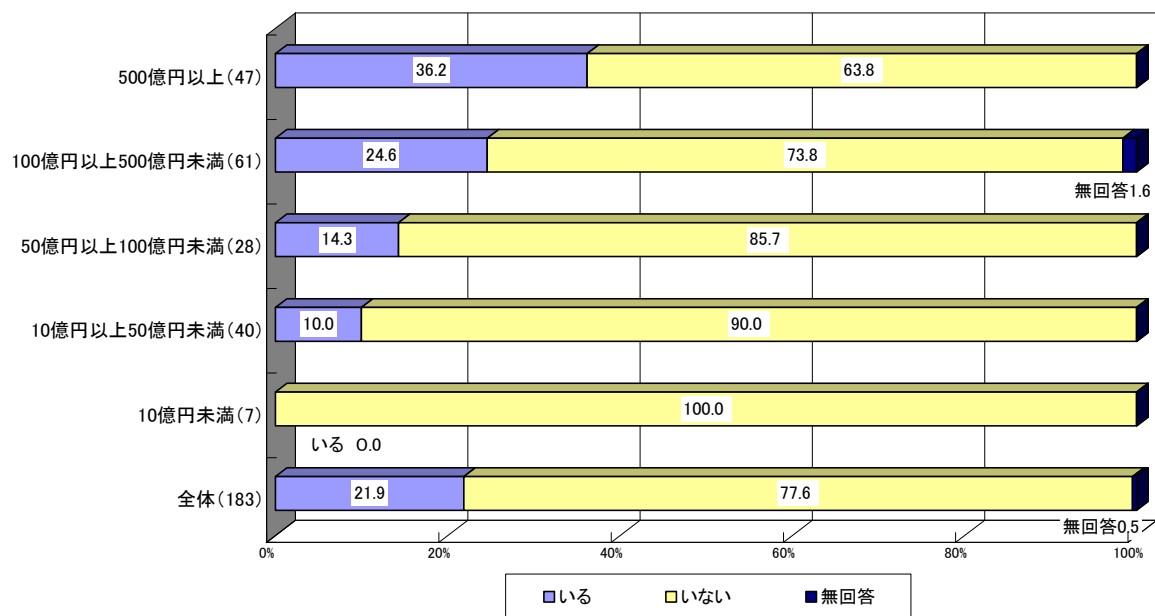


図3-1-20. 会計知識を持つシステム監査人の配置状況(監査担当部門－上場企業 資本金規模別)

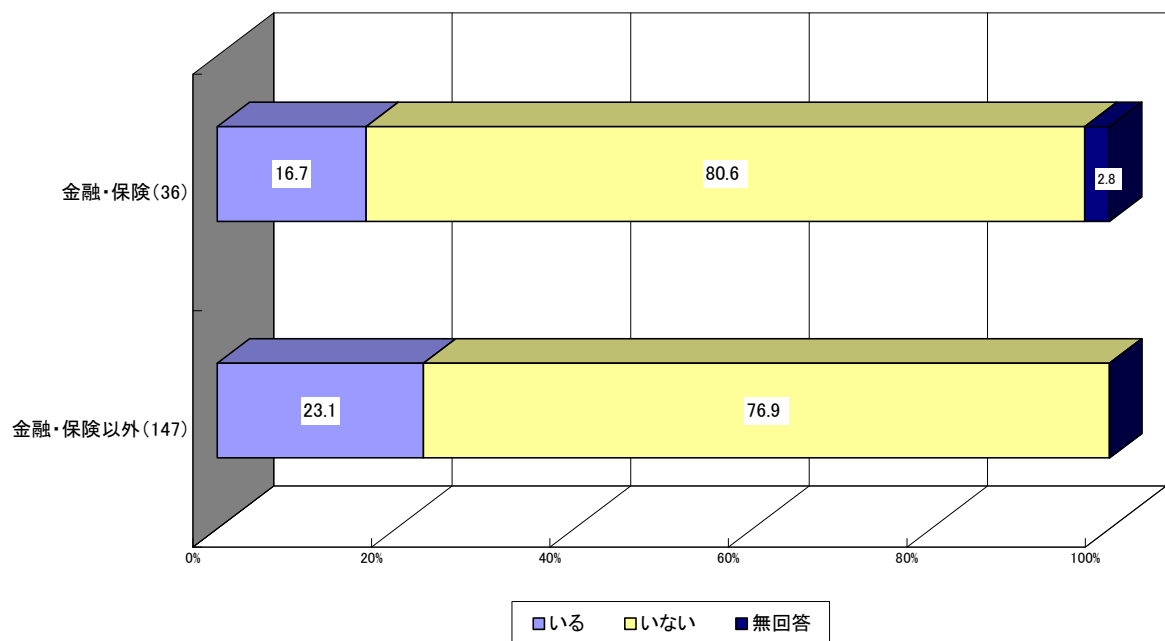


図3-1-21. 会計知識を持つシステム監査人の配置状況(監査担当部門－上場企業 業種別)

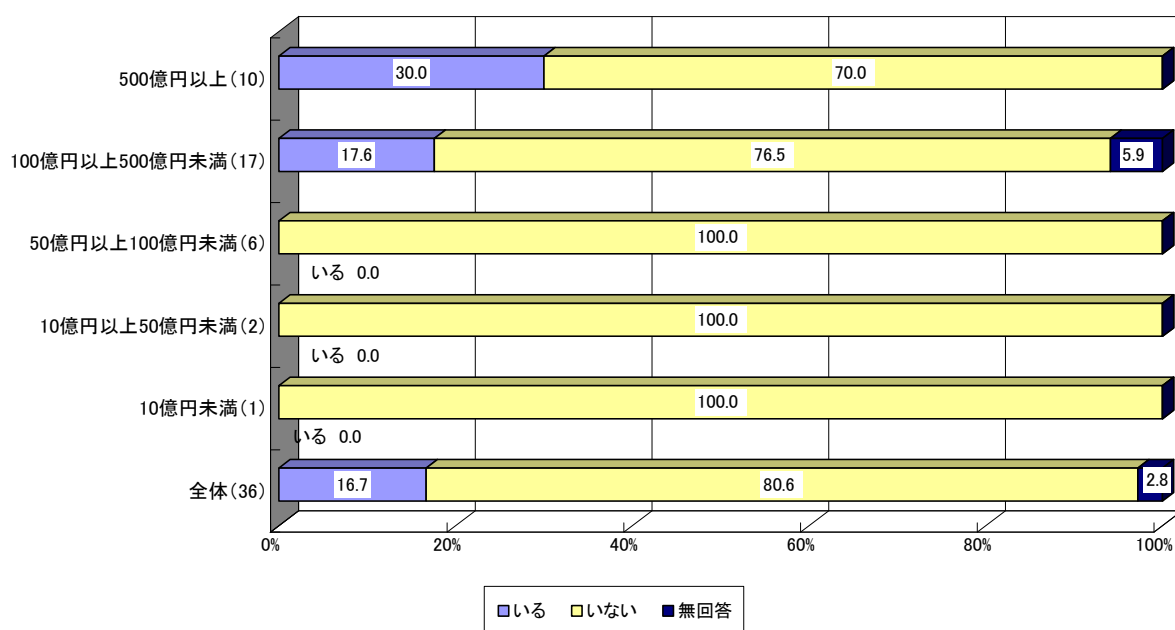


図3-1-22. 会計知識を持つシステム監査人の配置状況(監査担当部門—上場企業 資本金規模別(金融・保険業))

4. 内部統制監査のできるシステム監査人の必要性

Q64. 貴事業体では内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要だと思いますか。

表 3-1-6. 内部統制監査を実施できるシステム監査人の必要性(上場企業対象)

資本金規模	回答 件数	思う		思わない		わからない	
500 億円以上	47	42	89.4	0	0.0	5	10.6
100 億円以上 500 億円未満	61	52	85.2	2	3.3	7	11.5
50 億円以上 100 億円未満	28	24	85.7	2	7.1	2	7.1
10 億円以上 50 億円未満	40	24	60.0	3	7.5	13	32.5
10 億円未満	7	5	71.4	0	0.0	2	28.6
計	183	147	80.3	7	3.8	29	15.8
金融・保険以外	147	113	76.9	7	4.8	27	18.4
金融保険	36	34	94.4	0	0.0	2	5.6

内部統制監査を実施できるシステム監査人を必要と思うかについて、「貴事業体では内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要だと思いますか」という質問を設定した。この質問に対しては、「思う」という企業が 80.3%と圧倒的に多くなっている。次いで、「わからない」企業が 15.8%と続き、「思わない」企業は 3.8%にすぎない。また、金融・保険業のみでは、94.4%が必要だと思うと回答している。問題は、「わからない」という企業が 15.8%あるが、これらの企業は内部統制監査に対して正しい認識をする必要がある。

(1) 必要とする企業

資本金規模別にみると、内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要だとする企業は、資本金 500 億円以上の企業で 89.4%、100 億円以上 500 億円未満の企業で 85.2%、50 億円以上 100 億円未満の企業で 85.7%に達している。これを資本金 50 億円以上の企業でみると、86.8%の企業が必要としており、資本金 50 億円以下の企業でも、61.7%が必要と考えている。

(2) 金融・保険業

金融・保険業とそれ以外の業種に分けてみると、金融・保険業では、実に 94.4%の企業が内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要だと思っている。金融・保険業以外の企業でも 76.9%が必要だと思っており、決して低い数字ではない。

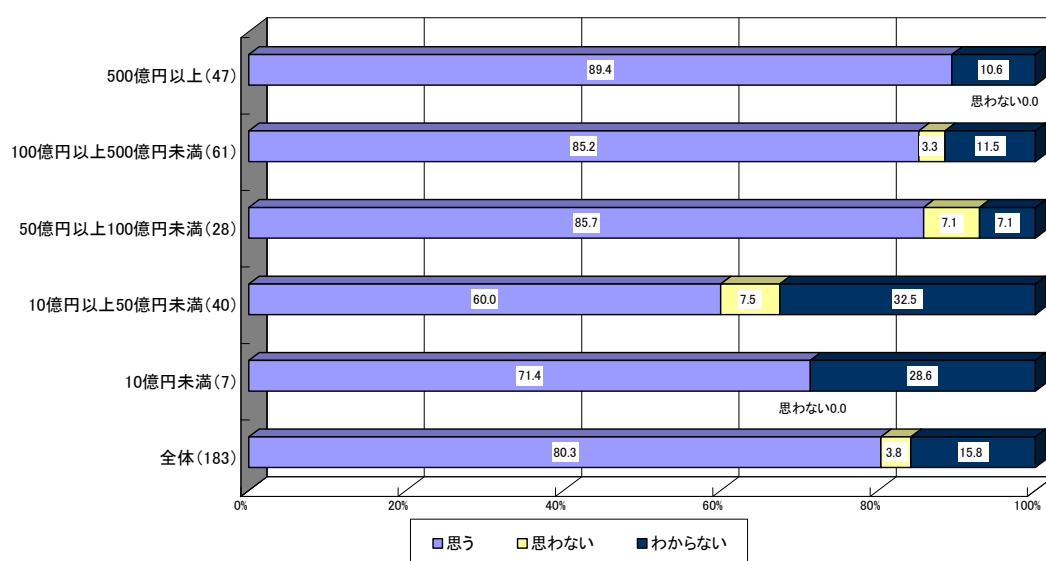


図3-1-23. 内部統制監査を実施できるシステム監査人の必要性(監査担当部門－上場企業 資本金規模別)

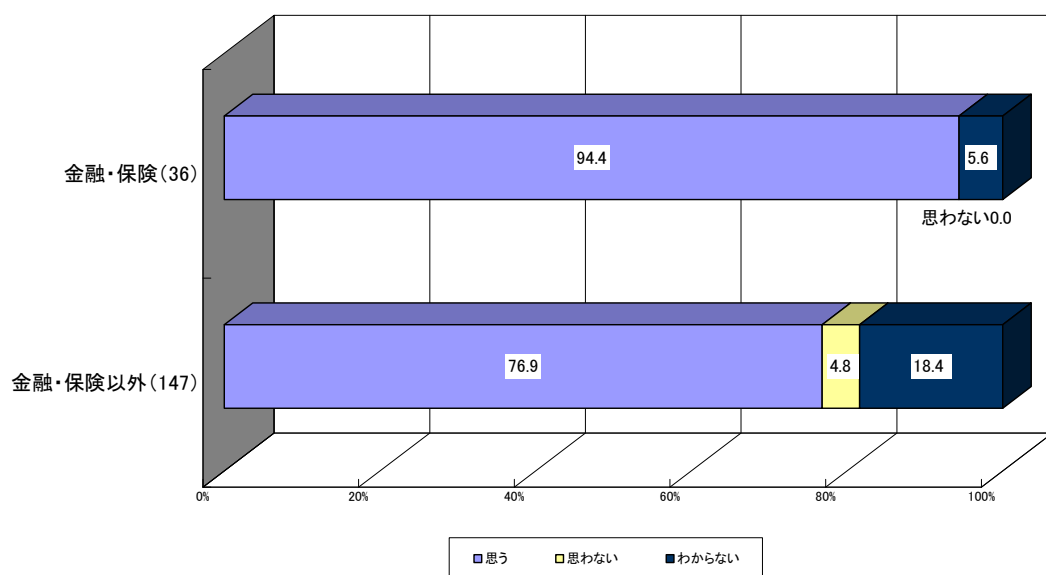


図3-1-24. 内部統制監査を実施できるシステム監査人の必要性(監査担当部門－上場企業 業種別)

5. 内部統制監査での重要事項

Q65. 貴事業体で内部統制の監査を実施する際、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要と思うものを1つ選んで下さい。(単一回答)

表 3-1-7.内部統制の監査で重要な事項

資本金規模	回答 件数	監査部 門の体 制の強 化	監査方 法の確 立	監査対 象の洗 い出し	監査チェ ックリス トの作成	被監査 部門の 協力	内部統 制の監 査実施 の予定 はない	その他
500 億円以上	47	22 46.8	13 27.7	3 6.4	6 12.8	2 4.3	0 0.0	1 2.1
100 億円以上 500 億円未満	61	33 54.1	19 31.1	1 1.6	4 6.6	3 4.9	0 0.0	1 1.6
50 億円以上 100 億円未満	28	15 53.6	7 25.0	2 7.1	1 3.6	2 7.1	0 0.0	1 3.6
10 億円以上 50 億円未満	40	18 45.0	12 30.0	5 12.5	3 7.5	1 2.5	1 2.5	0 0.0
10 億円未満	7	3 42.9	1 14.3	0 0.0	2 28.6	0 0.0	1 14.3	0 0.0
計	183	91 49.7	52 28.4	11 6.0	16 8.7	8 4.4	2 1.1	3 1.6
金融・保険以外	147	68 46.3	44 29.9	10 6.8	15 10.2	6 4.1	2 1.4	2 1.4
金融・保険	36	23 63.9	8 22.2	1 2.8	1 2.8	2 5.6	0 0.0	1 2.8

金融商品取引法による内部統制の評価は経営者が行うものであり、その監査は監査人（公認会計士）が行うものである。この質問でいう内部統制の監査とは、企業が内部監査で行う内部統制監査を意味している。内部統制の監査を実施する際に重要なことは何かを知るために、「貴事業体で内部統制の監査を実施する際、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要と思うものを1つ選んで下さい」という質問を設定した。選択肢は表 3-1-7 にあるとおり 7 項目を設定した。

この質問については、「監査部門の体制の強化」をあげた企業が 49.7%、「監査方法の確立」をあげた企業が 28.4%である。すなわち、この両者をあわせた 78.1%の企業が、この 2 つの項目のどちらかを選んでいることになる。

金融・保険業だけでみると、「監査部門の体制の強化」が 63.9%で、金融・保険業以外の企業の 46.3%より 17.6 ポイント高くなっている。

いずれにしても、内部統制の監査を充実するためには、監査部門の体制を強化すること、および監査方法を確立すること、の 2 つを考えなければならないことが明確になっている。

（１）監査部門の体制強化

「監査部門の体制強化」をあげた企業が 49.7% で最も多い。他の質問項目で、内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要であると回答した企業が 80% を超えているにもかかわらず、会計知識をもつシステム監査人がいるのは約 22% の企業にすぎないことからみて、「監査部門の体制強化」の内容としては、会計知識をもったシステム監査人や内部統制監査のできるシステム監査人などの専門要員不足が大きな問題点であることが明らかになったといえよう。

（２）監査方法の確立

「監査方法の確立」をあげた企業が 28.4% で 2 番目に多い。内部監査として財務諸表の信頼性を確保するための監査を実施するための方法が確立されていないのは、これまで実施していない限り当然ともいえることでもあるといえる。

特に、資本金 50 億円未満の企業で内部統制システム構築に未着手／未検討である場合は、経済産業省が策定・公表している「システム管理基準追補版－財務報告に係る IT 統制ガイダンス」を参考にしてみるのがよいと思われる。内部統制システムの構築のための準備期間が不足している中では、システム管理基準追補版を使って、簡便な方法で内部統制システムの整備・構築を手がけるようにするのが現実的な対応ではないかと思われる。

（３）監査チェックリストの作成

「監査チェックリストの作成」をあげた企業が 8.7% である。しかし、資本金 500 億円以上の企業では 12.8% と高くなっているが、その理由はよくわからない。

（４）監査対象の洗い出し

「監査対象の洗い出し」をあげた企業が 6.0% ある。しかし、資本金 10 億円以上 50 億円未満の企業では 12.5% と高くなっているが、その理由はよくわからない。

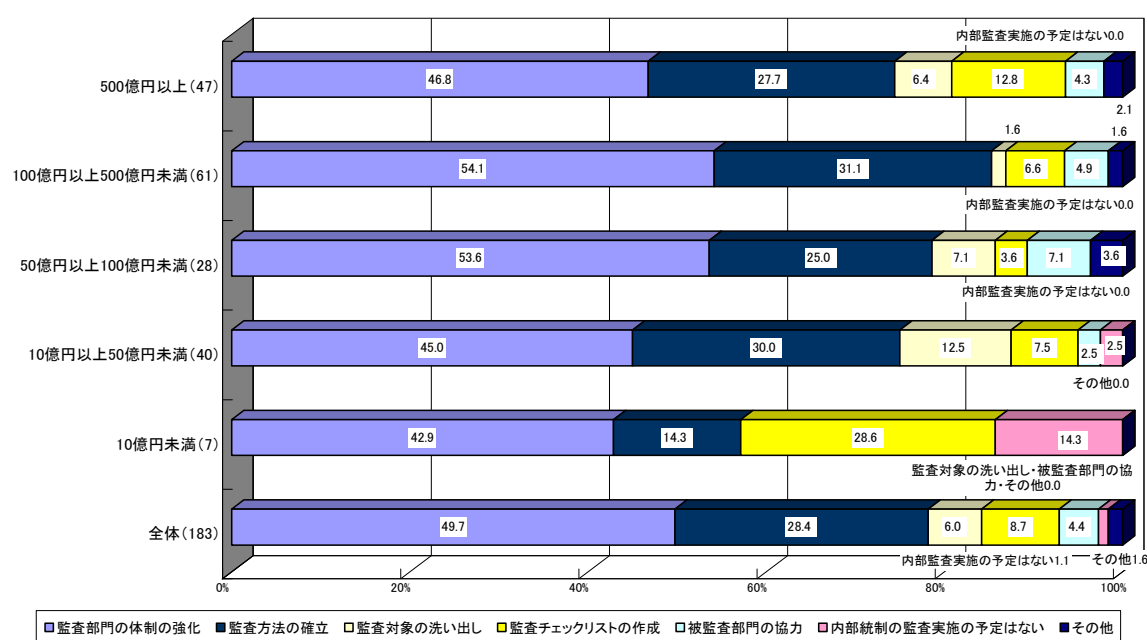


図3-1-25. 内部統制の監査で重要な事項（監査担当部門－上場企業 資本金規模別）

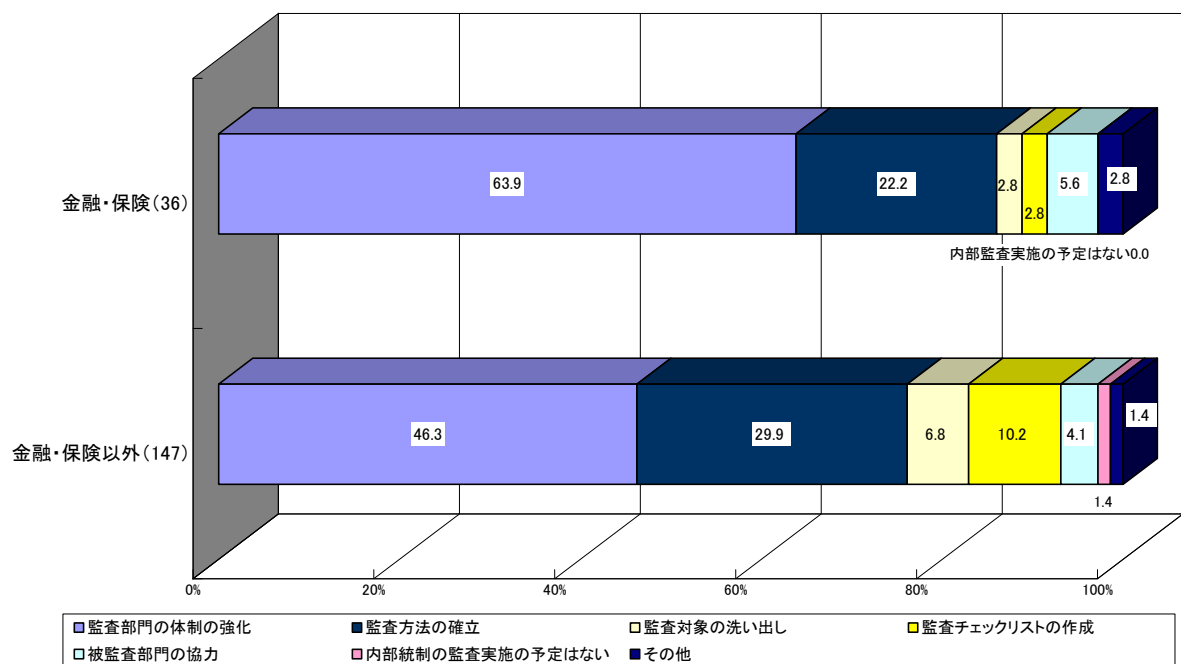


図3-1-26. 内部統制の監査で重要な事項(監査担当部門－上場企業 業種別)

(参考)「6. 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について」

以下は、上場／非上場に問わず、全事業体からの回答結果をまとめたものである。

Q61. 貴事業体では日本版SOX法が設けられた場合における内部統制システム構築に向けての検討を行っていますか。

1	検討を行い、すでに構築済みである	18	4.3
2	検討を行っており、現在、構築中である	159	38.1
3	検討を行っているが、未着手である	129	30.9
4	検討を行っていない	99	23.7
無回答		12	2.9
計		417	100.0

Q62. 貴事業体では財務諸表の信頼性をめぐる内部統制の監査を行っていますか。

1	行っている	135	32.4
2	未実施であるが、今後、実施する予定である	108	25.9
3	検討中である	87	20.9
4	実施の予定はない	76	18.2
無回答		11	2.6
計		417	100.0

Q63. 貴事業体には会計知識をもったシステム監査人がいますか。

1	いる	72	17.3
2	いない	335	80.3
無回答		10	2.4
計		417	100.0

Q64. 貴事業体では内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要だと思いますか。

1	思う	273	65.5
2	思わない	34	8.2
3	わからない	101	24.2
無回答		9	2.2
計		417	100.0

Q65. 貴事業体で内部統制の監査を実施する際、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要と思うものを1つ選んで下さい。(単一回答)

1	監査部門の体制の強化	170	40.8
2	監査方法の確立	121	29.0
3	監査対象の洗い出し	23	5.5
4	監査チェックリストの作成	32	7.7
5	被監査部門の協力	20	4.8
6	内部統制の監査実施の予定はない	28	6.7
7	その他	9	2.2
無回答		12	2.9
複数回答		2	0.5
計		417	100.0

3. 2 被監査部門対象

3.2.1 システム監査一般について

（Q 1～Q 9 の質問については、監査担当部門に対しても同一の調査を行っているので、「3.1.1」を参照のこと。）

Q1. 経済産業省の「システム監査基準」(平成16年改訂)を知っていますか。

1	利用したことがある	43	9.0
2	内容は知っているが、利用したことはない	172	36.0
3	存在だけは知っている	199	41.6
4	知らない	59	12.3
無回答		5	1.0
計		478	100.0

システム監査基準を「利用したことがある」のは 9.0%で、前回調査の 3.6%から 5.4 ポイント増加している。前回調査がシステム監査基準の改訂直後であったため、この 2 年間で利用率が上昇したのは当然であるともいえる。しかし、14 年度調査では 14.2%が利用していたことから考えると、改訂されたシステム監査基準の利用率はまだ改訂前に戻っていないといえる。

「内容は知っているが、利用したことはない」は 36.0%で、前回調査より 10.2 ポイント増加している。「存在だけは知っている」は 41.6%で、前回調査より 13.2 ポイント増加している。

以上の結果から当然のことではあるが、「知らない」は 12.3%で、前回調査から 28.5 ポイントも低下している。したがって、システム監査基準の認知率は、「利用したことがある」、「内容は知っているが、利用したことはない」、「存在だけは知っている」を加えた 86.6%であり、前回調査の 57.8%から 28.8 ポイント上昇している。これは、平成 16 年改訂のシステム監査基準が改訂前の認知率にほぼ戻ったことを示している。

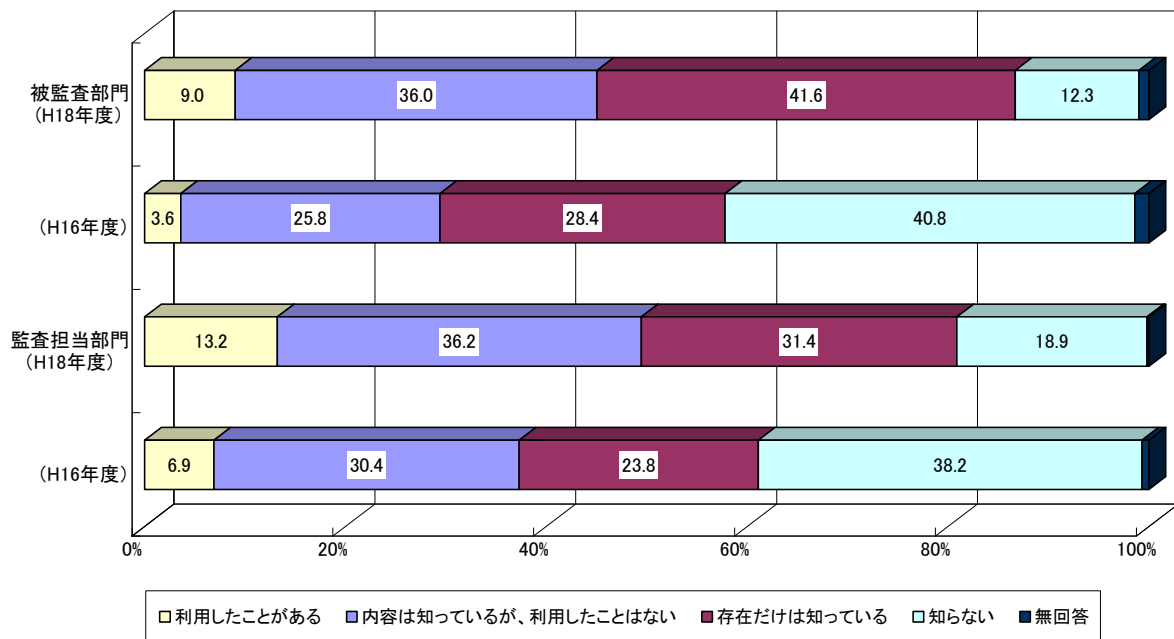


図3-2-1. システム監査基準の認知度(被監査部門/監査担当部門の比較)

Q2. 経済産業省の「システム管理基準」(平成16年10月策定)を知っていますか。

1	利用したことがある	47	9.8
2	内容は知っているが、利用したことはない	142	29.7
3	存在だけは知っている	197	41.2
4	知らない	86	18.0
無回答		6	1.3
計		478	100.0

システム管理基準を「利用したことがある」のは9.8%で、前回調査より5.1ポイント増加している。「内容は知っているが、利用したことはない」は29.7%で、前回調査より5.0ポイント増加している。「存在だけは知っている」は41.2%で、前回調査より6.7ポイント増加している。「知らない」は18.0%で、前回調査より16.7ポイント低下している。

以上のことから、システム管理基準の認知率は、「利用したことがある」、「内容は知っているが、利用したことはない」、「存在だけは知っている」を加えた80.7%であり、同基準が策定された直後の前回調査の63.9%より16.8ポイント上昇している。システム管理基準が策定されて2年後の認知率としては、満足できるものであろう。

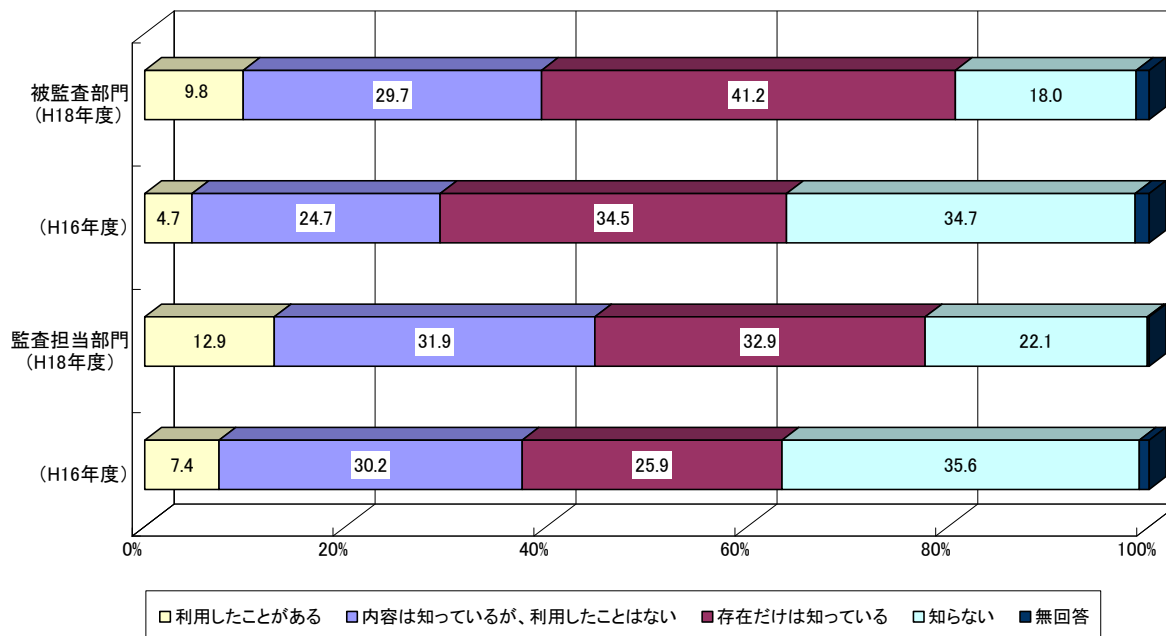


図3-2-2. システム管理基準の認知度(被監査部門／監査担当部門の比較)

Q3. 経済産業省の「システム監査企業台帳制度」(平成3年施行)を知っていますか。

1	知っている	201	42.1
2	知らない →Q5へ	271	56.7
	無回答	6	1.3
	計	478	100.0

システム監査企業台帳制度を「知っている」のは42.1%で、前回調査より2.8ポイント増加している。「知らない」は56.7%で前回調査より2.5ポイント減少している。

システム監査企業台帳制度は、監査担当部門が利用するものであるが、監査担当部門の認知率44.1%とほぼ並ぶ認知率を示していることは、被監査部門のシステム監査に対する関心度が高いことを裏づけているといえる。

Q4. システム監査を外部の企業に委託する場合「システム監査企業台帳」を参考にしたいと思いますか。

1	参考にしたことがある	25	12.4
2	今後参考にしたいと思います	134	66.7
3	参考にしたいと思わない	37	18.4
	無回答	5	2.5
	計	201	100.0

Q 4は、システム監査企業台帳制度を知っている 42.1%の事業体が、システム監査を外部の専門企業に委託する場合にこの台帳を参考にしたいと思うかについての質問である。

「参考にしたいことがある」のは 12.4%である。この数字は、監査担当部門の 8.2%より 4.2 ポイント高い。これは、被監査部門がシステム監査に対して関心が高いことは理解できるが、「参考にしたいことがある」ということがどのようなことかはこの調査ではわからない。

Q5. 経済産業省の「情報セキュリティ監査基準」(平成15年4月策定)を知っていますか。

1	利用したことがある	66	13.8
2	内容は知っているが、利用したことはない	156	32.6
3	存在だけは知っている	173	36.2
4	知らない	76	15.9
無回答		7	1.5
計		478	100.0

情報セキュリティ監査基準を「利用したことがある」のは 13.8%であり、前回調査より 5.3 ポイント増加しており、利用する事業体が増加していることを示している。「内容は知っているが、利用したことはない」は 32.6%で、前回調査より 2.3 ポイント減少している。「存在だけは知っている」は 36.2%で、前回調査より 1.3 ポイント減少している。そして、「知らない」は 15.9%であり、前回調査より 1.7 ポイント減少している。すなわち、情報セキュリティ監査基準を利用した事業体が増えた分だけ、他の項目の比率が減少している。

以上のことから、情報セキュリティ監査基準の認知率は、「利用したことがある」、「内容は知っているが、利用したことはない」、「存在だけは知っている」を加えた 82.6%となり、前回調査の 80.9%より 1.7 ポイント上昇している。

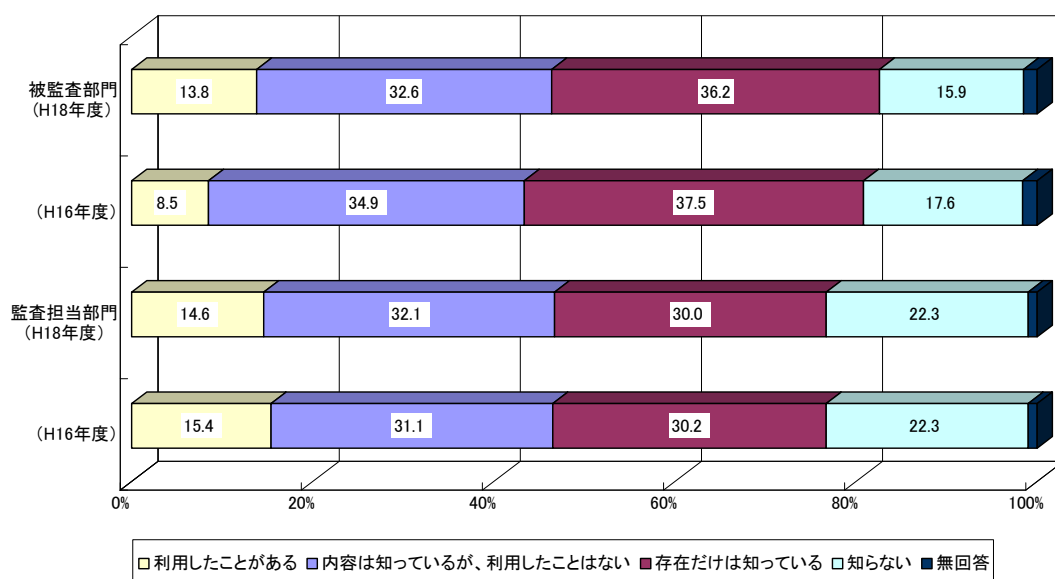


図3-2-3. 情報セキュリティ監査基準の認知度(被監査部門／監査担当部門の比較)

Q6. 経済産業省の「情報セキュリティ管理基準」(平成15年4月策定)を知っていますか。

1	利用したことがある	69	14.4
2	内容は知っているが、利用したことはない	152	31.8
3	存在だけは知っている	160	33.5
4	知らない	90	18.8
無回答		7	1.5
計		478	100.0

情報セキュリティ管理基準を「利用したことがある」のは14.4%であり、前回調査より4.5ポイント増加しており、情報セキュリティ監査基準と同様に情報セキュリティ管理基準も利用する事業体が増加している。「内容は知っているが、利用したことはない」は31.8%で、前回調査より1.3ポイント減少している。「存在だけは知っている」は33.5%で、前回調査より2.2ポイント減少している。そして、「知らない」は18.8%で、前回調査より0.9ポイント減少している。すなわち、情報セキュリティ管理基準を利用した事業体が増えた分だけ、他の項目の比率が減少しているといえる。

以上のことから、情報セキュリティ管理基準の認知率は、「利用したことがある」、「内容は知っているが、利用したことはない」、「存在だけは知っている」を加えた79.7%であり、前回調査の78.7%より1.0ポイント上昇しているものの、ほぼ同水準を保っているといえよう。

問題点としては、被監査部門に対する調査で、情報セキュリティ監査基準の認知率より情報セキュリティ管理基準の認知率の方が低いのがなぜか、この調査からその理由はわからないことである。考えられることとしては、この調査が「システム監査普及状況調査」という名称であり、システム監査に理解のある者が回答したとしたら、それが影響しているのかもしれない、ということはいえるだろう。

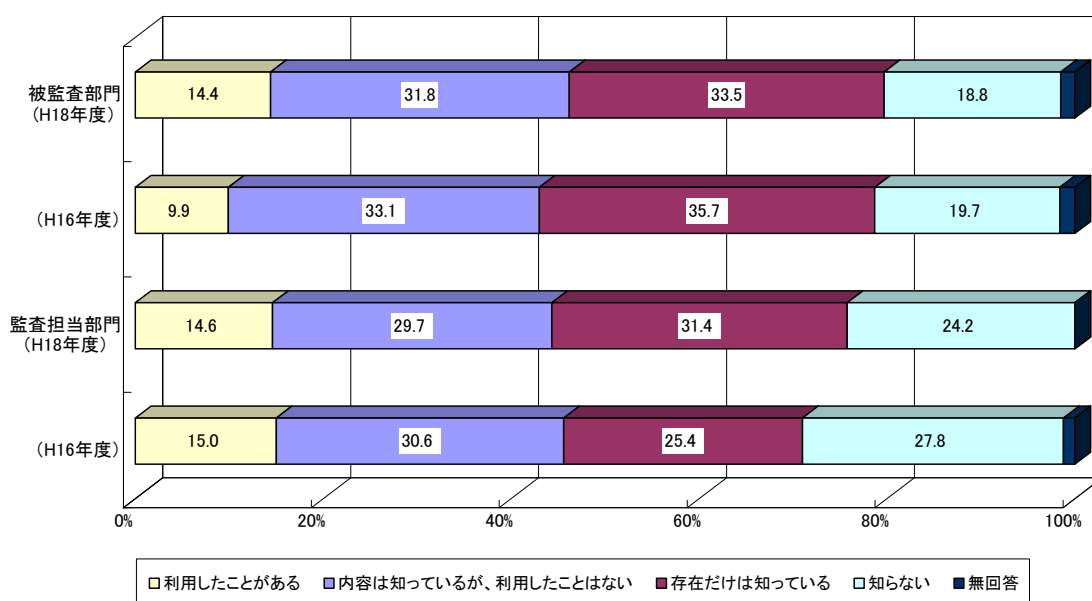


図3-2-4. 情報セキュリティ管理基準の認知度(被監査部門／監査担当部門の比較)

Q7. 経済産業省の「情報セキュリティ監査企業台帳制度」(平成15年施行)を知っていますか。

1	知っている	185	38.7
2	知らない →Q9へ	286	59.8
無回答		7	1.5
計		478	100.0

情報セキュリティ監査企業台帳を「知っている」のは38.7%で、前回調査より1.6ポイント増加している。「知らない」は59.8%で0.9ポイント減少している。これは、傾向としてほとんど変わらないといえる。しかし、監査担当部門(Q7)では、前回調査に比べて今回調査の方が低下しているので、被監査部門では若干ながら認知率が上昇していることが注目される。

Q8. 情報セキュリティ監査を外部の企業に委託する場合、「情報セキュリティ監査企業台帳」を参考にしたいと思いますか。

1	参考にしたことがある	24	13.0
2	今後参考にしたいと思う	129	69.7
3	参考にしたいと思わない	24	13.0
無回答		8	4.3
計		185	100.0

これは、情報セキュリティ監査企業台帳を知っている事業体が、情報セキュリティ監査を外部の専門企業に委託する場合に、情報セキュリティ監査企業台帳を参考にしたいと思うかを問う質問である。

「参考にしたことがある」のは13.0%で、前回調査より4.0ポイント増加している。これは、徐々にではあるが情報セキュリティ監査を外部の専門企業に委託する傾向の表れとして、情報セキュリティ強化の観点から歓迎すべき傾向であるといえる。また、情報セキュリティ監査の外注については、被監査部門主導で発注されている可能性があることを感じさせる。「今後参考にしたいと思う」は69.7%で、前回調査より6.4ポイント低下している。そして、「参考にしたいと思わない」は13.0%で前回調査より2.4ポイント増加している。

「参考にしたことがある」と「今後参考にしたいと思う」を加えると82.7%であり、前回調査より2.4ポイント低下している。すなわち、「参考にしたいと思わない」事業体が増えた分だけ減少していることになる。したがって、参考にしたいと思わない理由を考えてみる必要があるが、社内に専門要員が育ったために必要性がなくなったのであれば幸いであるといえる。

Q9. 経済産業省の情報処理技術者試験制度で行われている「システム監査技術者試験」を知っていますか。

1	知っている	385	80.5
2	知らない	84	17.6
無回答		9	1.9
計		478	100.0

システム監査技術者試験を「知っている」のは 80.5%で、前回調査の 82.2%より 1.7 ポイント減少しているが、それでも 80%を超えているので、よく知られているといえる。監査担当部門では 69.5%であるから、被監査部門の方が 11.0 ポイントも高くなっている。

この傾向は、この試験が情報処理技術者試験の 1 つとして行われており、かつ、IT スキルを有する人を対象として実施されている試験であることから、被監査部門要員の方が親近感を持つ試験になっているものと思われる。

以上のような結果をとりまとめて、被監査部門におけるシステム監査基準と情報セキュリティ監査基準の利用率、システム管理基準と情報セキュリティ管理基準の利用率、システム監査企業台帳と情報セキュリティ監査企業台帳の認知率、およびシステム監査技術者試験の認知率について、前回調査と今回調査を比較してみると次表のようになる。システム監査技術者試験の認知率のみが若干低下し、それ以外はすべて上昇していることがわかる。

基準等の名称	今回調査	前回調査	比較(増減)
システム監査基準の利用率	9.0	3.6	+5.4
情報セキュリティ監査基準の利用率	13.8	8.5	+5.3

システム管理基準の利用率	9.8	4.7	+5.1
情報セキュリティ管理基準の利用率	14.4	9.9	+4.5

システム監査企業台帳の認知率	42.1	39.3	+2.8
情報セキュリティ監査企業台帳の認知率	38.7	37.1	+1.6

システム監査技術者試験の認知率	80.5	82.2	-1.7
-----------------	------	------	------

以上のように、基準の利用率および台帳の利用率は向上しているが、それでも基準については監査担当部門の利用率より若干劣っている。しかし、情報システムの信頼性・安全性・完全性を向上させる必要がある被監査部門がシステム監査に関心をもっていることは疑いなく、これらの利用率は今後とも向上していく可能性を秘めているといえよう。

3.2.2 システム監査の実施について

Q10. 貴事業体にはシステム監査人(システム監査の担当者)がいますか。

1	い る	130	27.2
2	いない	345	72.2
無回答		3	0.6
計		478	100.0

被監査部門に対するシステム監査人の有無の調査では、27.2%が「いる」と回答している。これは前回調査と比較して2.5ポイントの増加である。同一の質問を監査担当部門に対して実施しているが(Q13)、その割合は29.7%であり、被監査部門の回答と大きな差はない。

システム監査人を置いている割合が高い業種は、損害保険業が83.3%、金融業が58.3%、証券業・商品取引業が57.1%、情報処理サービス業・ソフトウェア業が46.6%となっている。

(監査担当部門に対する分析(監Q13)は、「3.1.2」を参照のこと。)

Q11. 貴部門では、過去にシステム監査を受けたことがありますか。

1	あ る(実施中を含む)	248	51.9
2	受ける予定がある →Q32へ	10	2.1
3	な い →Q32へ	220	46.0
計		478	100.0

システム監査の実施状況は、監査担当部門、被監査部門の両部門に対し「過去にシステム監査を実施したことがあるか/受けたことがあるか」(被Q11、監Q18)、さらにシステム監査を実施したことがある、あるいは受けたことがあるとした事業体に対し、「過去2年間に実施したか/受けたことがあるか」の2項目の調査を行った。

「過去にシステム監査を受けたことがあるか」(被Q12、監Q31)に対する回答は、被監査部門では前回調査(44.4%)に対して7.5ポイント増の51.9%であった。監査担当部門に対する調査では51.3%(H16:46.3%)であり、ほぼ同様の回答となっている。いずれの部門に対する調査でも今回調査で初めて「実施したことがある」の回答が50%を超えたことが注目される。

被監査部門からの回答で、過去に実施した状況を業種別にみると、金融業(78.3%)、電気機械器具製造業(68.0%)、輸送用機械器具製造業(60.0%)、化学工業(60.0%)が高くなっている。

(監査担当部門に対する分析(監Q18)は、「3.1.2」を参照のこと。)

Q12. 過去2年間にシステム監査を受けましたか。

1	受けた(実施中を含む)	232	93.5
2	受けない →Q32へ	16	6.5
計		248	100.0

過去にシステム監査を受けた事業体に対しての過去2年間のシステム監査実施状況について、「受けた」とする回答は93.5%である。同一の質問に対する監査担当部門の回答は85.0%であり、回答値は近似している（監Q31）。Q11で「過去にシステム監査を受けた」との回答が初めて過半数を超えたが、その回答事業体の多くは、この2年間で監査を実施しており、過去にシステム監査を受けたがこの2年間は受けていない事業体は少ない。

被監査部門からの回答で、過去2年間に実施した状況を業種別にみると、過去のシステム監査の状況と同様、金融業（100%）、電気機械器具製造業（100%）、輸送用機械器具製造業（100%）、情報処理サービス業・ソフトウェア業（93.3%）、化学工業（88.9%）となっている。

（監査担当部門に対する分析（監Q31）は、「3.1.3」を参照のこと。）

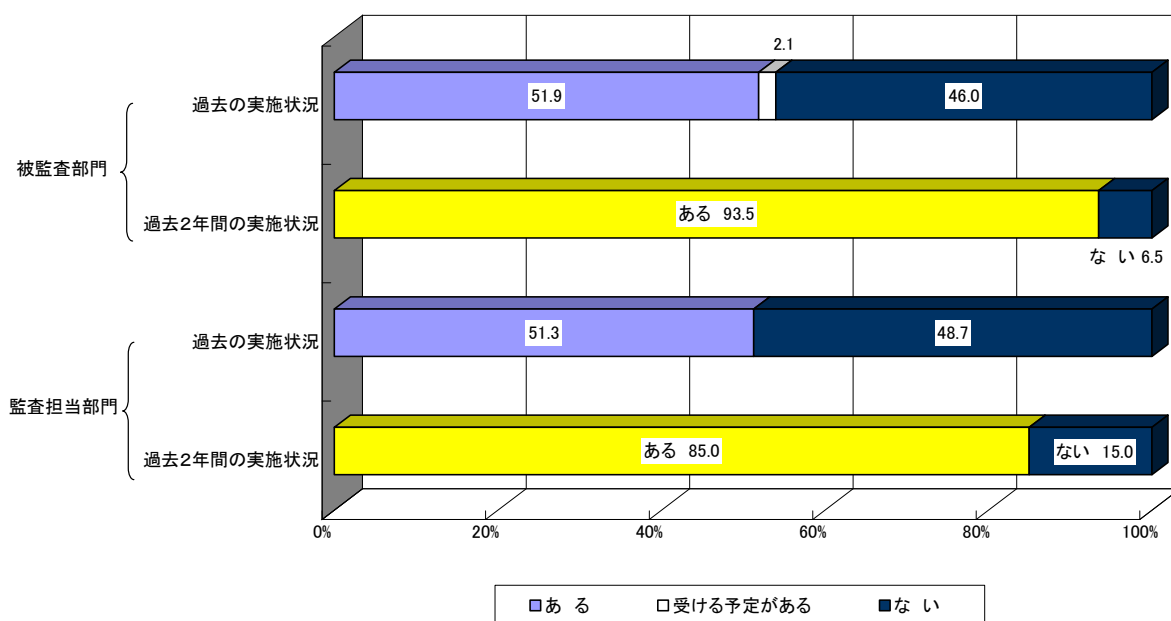


図3-2-5. システム監査実施状況(被監査部門)

Q13. 貴事業体が実施したシステム監査は助言型監査ですか、保証型監査ですか。(複数回答)

回答件数		232	－
1	助言型監査	207	89.2
2	保証型監査	43	18.5
無回答		1	0.4

定義) 助言型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールの改善を目的として、監査対象の情報システム上の問題点を検出し、必要に応じて当該検出事項に対応した改善提言を行う監査の形態をいう。

保証型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールが監査手続を実施した限りにおいて適切である旨(又は不適切である旨)を伝達する監査の形態をいう。

過去にシステム監査を実施したことがある事業体に対して、実施した監査は「助言型監査」、「保証型監査」のどちらであるかを、監査担当部門同様に調査した。

回答は複数回答を可とするものであったが、監査担当部門に対する回答と同様、「助言型監査」(89.2%、監査担当部門：91.8%)が「保証型監査」(18.5%、監査担当部門：16.5%)を大きく上回った。助言型監査が多かったが、その中で保証型監査が18.5%を占めていることは注目に値する。

保証型監査が高かった業種は、情報処理サービス業・ソフトウェア業が28.6%、電気機械器具製造業が23.5%、金融業が21.3%であった。

(監査担当部門に対する分析(監Q32)は、「3.1.3」を参照のこと。)

Q14. システム監査を受けたのはどの業務でしたか。(複数回答)

回答件数		232	－
1	企画業務	105	45.3
2	開発業務	175	75.4
3	運用業務	223	96.1
4	保守業務	166	71.6
無回答		3	1.3

過去2年間にシステム監査を受けた事業体に、システム監査実施業務を調査した。調査はシステム監査基準のシステム構築の工程区分に準じた「企画業務」、「開発業務」、「運用業務」、「保守業務」に対して実施した。

システム監査の実施業務は、「企画業務」が45.3%(H16:42.9%)、「開発業務」が75.4%(H16:67.5%)、「運用業務」が96.1%(H16:90.1%)、「保守業務」が71.6%(H16:56.7%)であった。業務別で調査した結果は、これまでも実施率の高い順から「運用業務」、「開発業務」、「保守業務」、「企画業務」であり、いずれも前回調査より増加している。特に保守業務が前回調査に比べ14.9ポイントも大きく増加したことが特徴である。監査を実施した効果が大きい「企画業務」の実施率がようやく50%に近づいてきた。

Q15. システム監査では、どのテーマを実施しましたか。(複数回答)

回答件数	232	－
1 情報戦略	68	29.3
2 ドキュメント管理	137	59.1
3 進捗管理	74	31.9
4 品質管理	97	41.8
5 コスト管理	46	19.8
6 人的資源管理	53	22.8
7 外部委託(開発の委託)	108	46.6
8 外部委託(運用の委託)	113	48.7
9 変更管理	148	63.8
10 セキュリティ管理	205	88.4
11 ネットワーク管理	128	55.2
12 ソフトウェアの適正利用(ライセンス管理)	71	30.6
13 個人情報保護対策	105	45.3
14 PC管理、モバイル機器管理	102	44.0
15 コンピュータウイルス対策	118	50.9
16 情報システム関連のリスク管理	155	66.8
17 災害対策	119	51.3
18 内部統制	105	45.3
19 その他	12	5.2
無回答	2	0.9

監査対象分野ごとの実施状況の調査では、最も多かったのは「セキュリティ管理」88.4%（監査担当部門：86.3%）であり、情報システムの安全性に対する関心度の向上がうかがえる。安全性の観点からのシステム監査としては、「個人情報保護対策」45.3%（同 74.7%）、「コンピュータウイルス対策」50.9%（同 63.7%）、「情報システム関連のリスク管理」66.8%（同 61.0%）、「災害対策」51.3%（同 63.7%）も多くなっている。

（監査担当部門に対する分析（監Q37）は、「3.1.3」を参照のこと。）

監査担当部門に対する調査の分析でも述べたが、個人情報保護法の本格施行が平成 17 年 4 月になされたが、「個人情報保護対策」の監査の実施率が監査担当部門と被監査部門とで 29.4 ポイントの開きがあるのは、監査担当部門の監査において情報システム部門を対象にしない一般の個人情報保護の業務監査の場合の回答が含まれていることも想定される。

今回の調査で監査テーマとして新たに加えた「内部統制」は 45.3%であり、業種別で高かったのは輸送用機械器具製造業と生命保険業が 66.7%、金融業が 55.3%であった。

その他の回答として、「会計監査の一環としての IT 全般統制監査」、「システムリスク評価の妥当性にかかる監査」等があげられた。

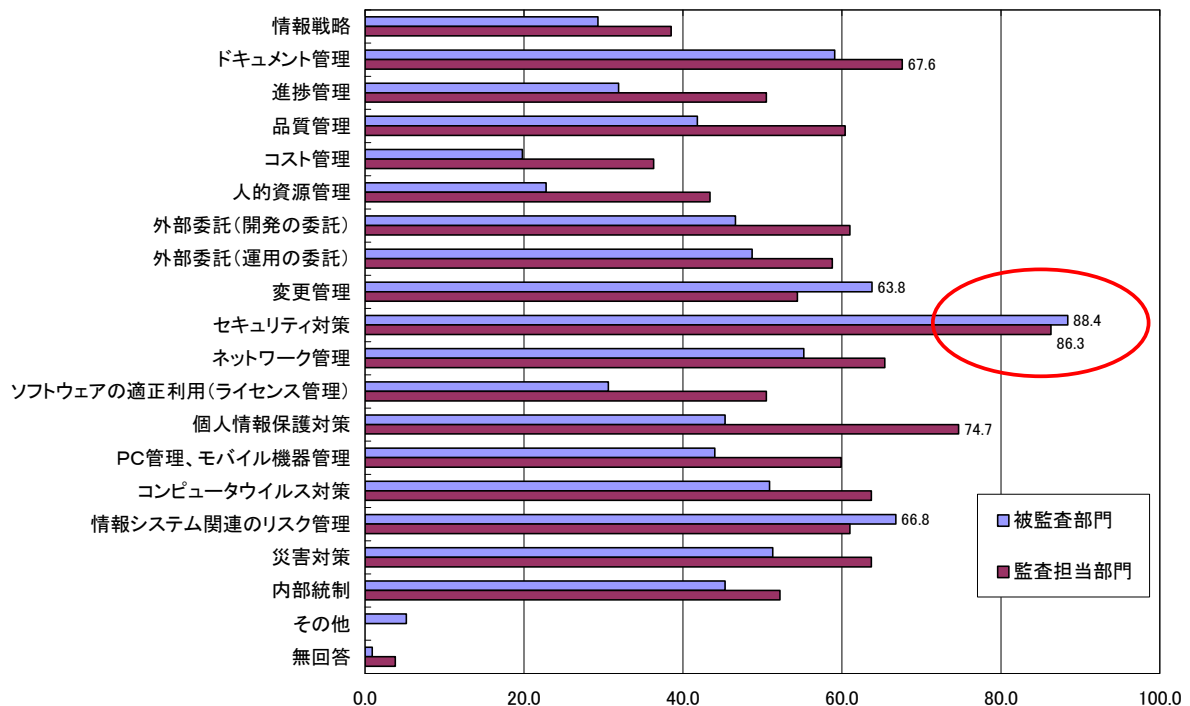


図3-2-6. システム監査実施テーマ(被監査部門)

Q16. システム監査は次のどの方式で実施されましたか。(複数回答)

回答件数		232	-
1	内部監査部門型(監査部、検査部等が実施)	112	48.3
2	外部委託型(システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業やコンサルタント会社等へ委託)	179	77.2
無回答		1	0.4

(注)「1 内部監査部門型」のみ該当する場合はQ19に進む。

過去2年間にシステム監査を実施した事業体の被監査部門に対する実施方式の調査(複数回答)では、48.3%が「内部監査部門型(監査部、検査部等が実施)」となっており、「外部委託型(システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業やコンサルタント会社等へ委託)」は77.2%となっている。前回調査に比較して「内部監査部門型」が3.9ポイント減少した反面、「外部委託型」が3.8ポイントの増加となっている。この傾向は、前回調査でもみられ、徐々に外部監査の実施の割合が増加してきている。

監査担当部門に対する調査では、「内部監査部門型」が67.0%であり「外部委託型」は39.6%であった(監Q33)。被監査部門からの回答は必ずしも監査担当部門がある事業体からだけの回答とはいえないため、監査担当部門と回答の母集団が異なることがある程度影響していると想定される。また監査担当部門の回答は、回答者自身が内部監査担当部門に所属しているため、自らが実施した監査の実施方式をよく把握していることも影響していると思われる。

(監査担当部門に対する分析(監Q33)は、「3.1.3」を参照のこと。)

Q17. (Q16 で「2」を回答した場合)外部委託企業は、システム監査企業台帳の登録企業ですか。

1	はい	77	43.0
2	いいえ	9	5.0
3	わからない	90	50.3
無回答		3	1.7
計		179	100.0

システム監査を委託している場合の委託先企業が「システム監査企業台帳の登録企業であるか」の調査では、「はい」が43.0%、「いいえ」が5.0%であった。また、登録企業か否かが不明の回答も多かった(50.3%)。それぞれの選択肢の回答状況は、監査担当部門からの回答と同様であった(監査Q34)。

(監査担当部門に対する分析(監Q34)は、「3.1.3」を参照のこと。)

Q18. (Q16 で「2」を回答した場合)外部委託の場合、どこが実施しましたか。

1	監査法人(公認会計士を含む)	150	83.8
2	コンサルタント(個人／企業)	8	4.5
3	情報処理サービス業者	4	2.2
4	その他	3	1.7
無回答		13	7.3
複数回答		1	0.6
計		179	100.0

外部委託先に監査を委託した場合の委託先は、圧倒的に「監査法人(公認会計士を含む)」が83.8%と多く、前回調査と比較して5.9ポイントの増加となった。一方、コンサルタント(個人／企業)、情報処理サービス業者は少なかった。

Q19. システム監査を受けた結果、監査人に対してどのような印象をもちましたか。(単一回答)

1	問題があった	21	9.1
2	十分満足できた →Q21へ	26	11.2
3	特に問題はなかった →Q21へ	164	70.7
4	わからない →Q21へ	18	7.8
無回答		3	1.3
計		232	100.0

システム監査を受けた被監査部門が、システム監査人に対して持った印象を調査した。

「十分満足できた」(11.2%)、「特に問題はなかった」(70.7%)と、被監査部門としては監査

人の活動に対して問題視してはいないことがわかった。

Q20. (Q19 で「1」を回答した場合)どのような点で問題があったと思いますか。最も問題だと思った点を1つ選んで下さい。(単一回答)

1	監査人の権限および役割分担が不明確であった	7	33.3
2	現場(被監査部門)とのコミュニケーション能力が不足していた	3	14.3
3	監査人の監査対象業務に関する知識が不足していた	2	9.5
4	監査人の情報システムに関する知識が不足していた	4	19.0
5	監査人の洞察力・判断力に問題があった	1	4.8
6	その他	2	9.5
複数回答		2	9.5
計		21	100.0

Q19 で明らかになったように、全体的にはシステム監査人の活動に対しての問題点があるとした回答は少なかったが、「問題があった」とした回答に対する具体的な問題点は、上記の表のとおりである。「監査人の権限および役割分担が不明確であった」(33.3%)、「監査人の情報システムに関する知識が不足していた」(19.0%)と「知識」に関する回答が最も多かった。しかし、回答数の絶対数が少ないため、回答結果の評価に対しては、十分な配慮が必要である。

「その他」の回答としては、「経営者向けの報告書に技術的な表現が多すぎた」との意見が挙げられた。

Q21. システム監査を受けた時、現場の負担はありましたか。

1	負担はなかった	16	6.9
2	負担は多少あったが、通常業務に支障をきたすほどではなかった	183	78.9
3	通常業務に支障をきたした	26	11.2
4	その他	4	1.7
無回答		3	1.3
計		232	100.0

システム監査の実施時には、被監査部門に準備、対応などの負担がかかる場合がある。被監査部門に対し、システム監査を受けた際の現場での負担状況について調査した。

6.9%が「負担はなかった」、78.9%が「負担はあったが通常業務に支障をきたすほどではなかった」とし、「通常業務に支障をきたした」は、わずか11.2%となっている。

「その他」の回答としては、「残業を与儀なくされた」、「負担は多いが、止むを得ない」等の意見があげられた。

Q22. システム監査を受けた結果、どのような点が問題だと感じましたか。最も問題だと感じた点を3つまで選んで下さい。

回答件数	232	-
1 システム監査計画に無理があった	8	3.4
2 システム監査方法が現場を無視したものであった	7	3.0
3 システム監査人へ提出すべき資料を整理していなかった	63	27.2
4 資料提出や意見聴取の指示が不明確であった	35	15.1
5 資料要求が多すぎた	67	28.9
6 現場の説明がシステム監査人に理解されなかった	27	11.6
7 監査プログラムの使用のために現場に負担がかかった	12	5.2
8 実地調査が多すぎた	14	6.0
9 その他	13	5.6
10 特に問題は感じなかった	98	42.2
無回答	6	2.6
複数回答(4つ以上選択)	1	3.6

システム監査を受けた結果の問題点についての調査では、前回調査までは「最も問題だと感じた点を1つ選択」としていたが、今回は「最も問題だと感じた点を3つまで選択」に変更した。

その結果、「特に問題を感じなかった」が半数近い 42.2% (H16:48.3%) であったが、何らかの問題点があったとの回答も多かった。被監査部門に対する調査の「Q19. システム監査を受けた結果、監査人に対する印象」、あるいは「Q21. システム監査を受けた時の現場の負担」に関してはシステム監査に対する肯定的な意見が多かったが、この調査ではいくつかの問題点が提起されている。

問題点で多かったのは「資料要求が多すぎた」(28.9%)、「システム監査人に提出すべき資料を整理していなかった」(27.2%)であり、監査時の資料に関する問題点が多く、システム監査を受ける側の準備として、資料の作成、収集の時間が必要なことを挙げている。

「その他」の回答としては、「監査計画で作業が想定できず、予想外の資料依頼があった」、「その時点での資料要請等が多いため、時間がかかる」等、監査資料に関する問題点を挙げたものがあった。

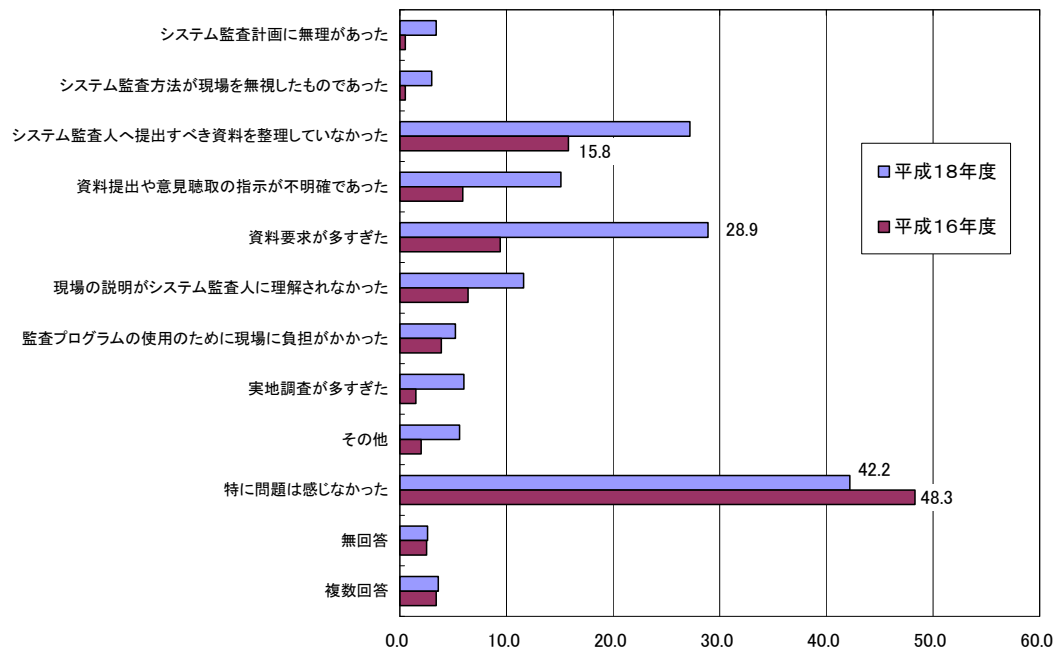


図3-2-7. システム監査を受けて感じた問題点(被監査部門)

Q23. 監査結果について、システム監査人と貴部門との間で講評会(監査報告書を作成する前に意見交換、確認等を行うことをいう)が行われましたか。

1	行われた	188	81.0
2	行われなかった	41	17.7
無回答		3	1.3
計		232	100.0

講評会は、監査報告書の作成前に監査担当部門と被監査部門との間で開催されるものであり、システム監査実施時の事実誤認を排除するとともに、被監査部門のシステム監査結果に対する理解を深めることを目的とするものである。システム監査の実効性、効果を高めるため、可能な限り講評会を開催することが推奨されているが、調査結果では81.0%と高い割合で実施していることがわかった。この質問は監査担当部門に対しても行われており、90.1%であった(監Q48)。被監査部門と監査担当部門の回答の傾向は一致している。

(監査担当部門に対する分析(監Q48)は、「3.1.3」を参照のこと。)

Q24. 監査報告書の作成後に関係者を含めた監査報告会が行われましたか。

1	行われた	162	69.8
2	行われなかった →Q26へ	67	28.9
無回答		3	1.3
計		232	100.0

監査結果の報告を監査関係者を集めて実施する監査報告会の開催状況は69.8%であった。講評会に比べて低い値であるが、監査報告書を関係部署に対して提出／送付することで監査終了としている場合が約3割程度あるためと思われる。

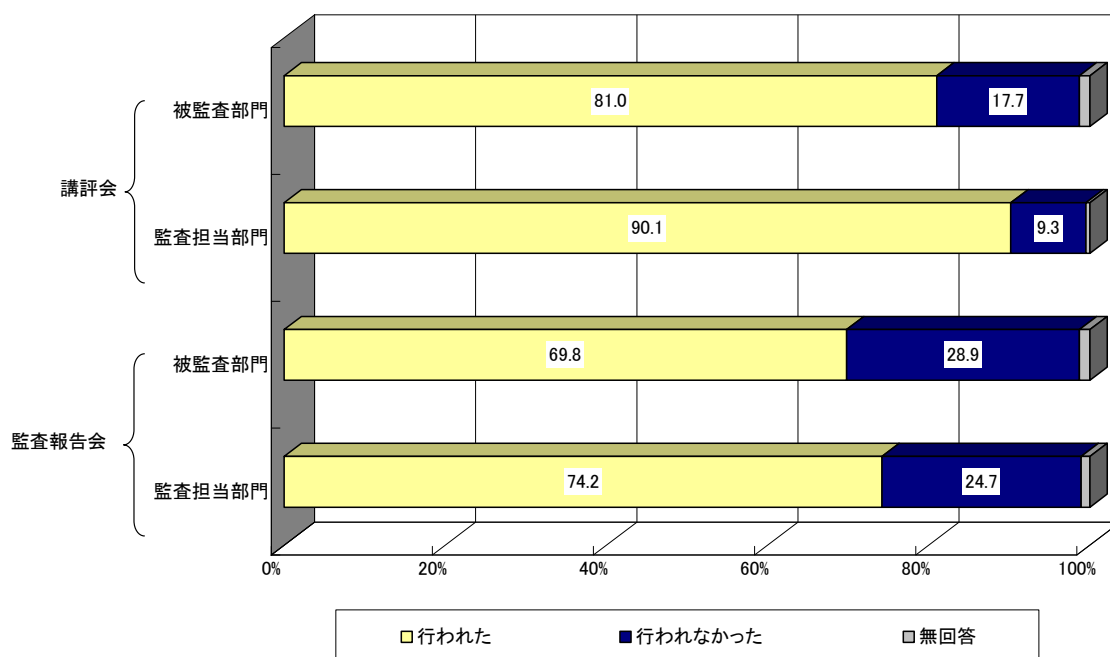


図3-2-8. 講評会／監査報告会の実施状況(被監査部門)

Q25. 監査報告会に情報システム部門から出席しましたか。

1	した	140	86.4
2	しない	21	13.0
	無回答	1	0.6
	計	162	100.0

監査報告会を実施した場合に、監査報告会に対する情報システム部門が出席している割合は86.4%と、比較的、高率であるといえる。なお、監査報告会の出席者の全体の状況については監査担当部門に対して調査しており、その結果は監査担当部門のQ50に記載している。

(監査担当部門に対する分析(監Q50)は、「3.1.3」を参照のこと。)

Q26. 監査報告書の指摘事項や改善勧告の内容について妥当だと思いますか。

1	妥当だと思う	151	65.1
2	一部妥当だと思う	70	30.2
3	妥当だと思わない	1	0.4
	無回答	10	4.3
	計	232	100.0

監査報告書の指摘事項や改善勧告に対する被監査部門の評価をみると、65.1%が「妥当だと思う」と評価している。残りのほとんどが「一部妥当だと思う」(30.2%)と回答しており、「妥当だと思わない」は僅少であった。先述のシステム監査の実施上の問題点(被Q20)、現場の負荷(被Q21)などの調査項目の回答と合わせ、システム監査の実施、結果に対して、被監査部門はおおむね妥当と評価しているといえよう。

Q27. 改善命令を受けましたか。

1	受けた	138	59.5
2	受けない →Q29へ	90	38.8
無回答		4	1.7
計		232	100.0

過去2年間にシステム監査を実施した事業体のうち、改善命令を受けた被監査部門は59.5%で、約6割が改善命令を受けている。なお、「改善命令を受けた」回答の割合は12年度調査の70.9%から平成14年度の66.9%、前回調査の58.6%と減少傾向にあったが、今回調査で若干増加した。

Q28. 改善命令を受けて対策を実施しましたか。

1	実施した	72	52.2
2	一部実施した	64	46.4
3	実施していない	1	0.7
無回答		1	0.7
計		138	100.0

改善命令に対し対策を「実施した」のは52.2%、「一部実施した」のは46.4%となっており、ほとんどの被監査部門で何らかの形でシステム監査の結果が情報システムの改善に反映されていることとなる。前回調査では「実施した」が58.8%、「一部実施した」が37.8%であり、「実施した」の割合は減少したが、「一部実施した」を加えれば、大きな変化はない。「一部実施」を含め「実施」の割合が高く、システム監査は情報システムの改善に役立っているといえる。

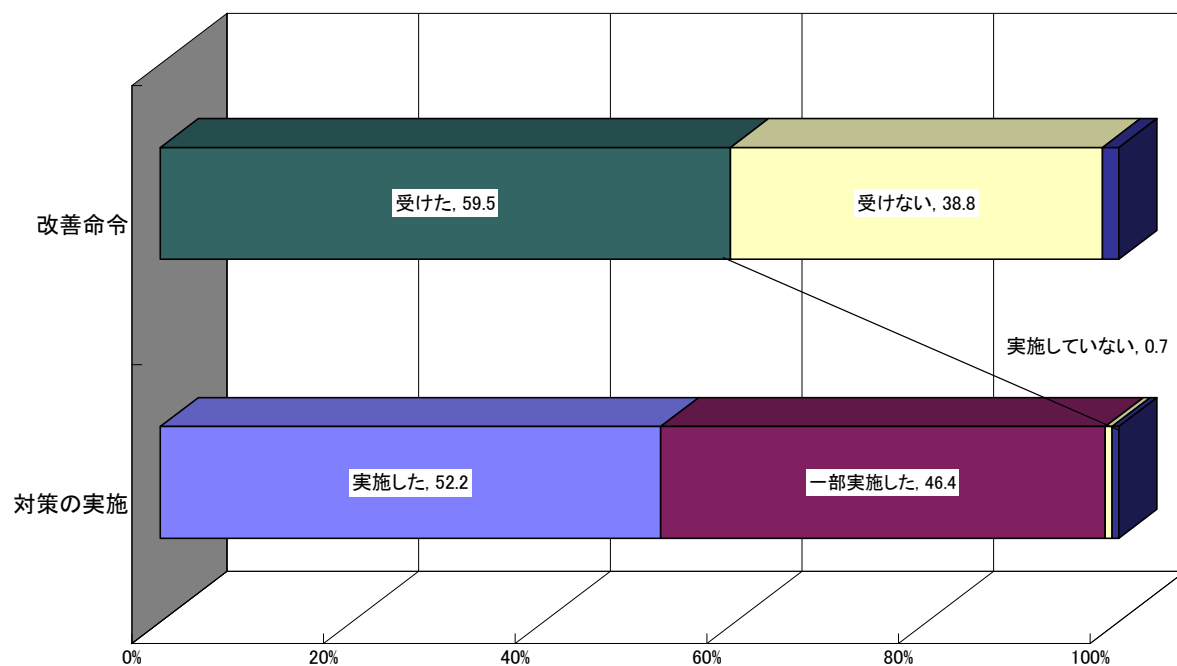


図3-2-9. 改善命令の発令／対策の実施(被監査部門)

Q29. システム監査を受けた結果、被監査部門としては効果があったと思いますか。

1	効果があったと思う	178	76.7
2	効果はなかったと思う →Q32へ	4	1.7
3	どちらともいえない →Q32へ	44	19.0
4	わからない →Q32へ	2	0.9
無回答		4	1.7
計		232	100.0

システム監査を受けた結果、被監査部門として効果があったかを問うた質問に対し、「効果があったと思う」という回答は76.7%であり、前回調査の73.4%に比べ、微増した。一方、「効果はなかったと思う」(1.7%)は前回調査(1.0%)同様、低い値となっている。

被監査部門に対するQ26、Q28およびQ29の調査結果から、システム監査実施の効果は上がっていると判断できる。今後、システム監査の効果をさらに高めるため、講評会や監査報告会での議論を深め、改善勧告が全面実施されるよう工夫することが必要である。

Q30. (Q29 で「1」と回答した場合)どのような点に効果があったと思いますか。最も効果があったと思う点を3つまで選んで下さい。

回答件数	178	－
1 システムに起因する事故・障害が未然に防止できた	15	8.4
2 リスク対策をどこまで考慮すればよいかが明らかになった	92	51.7
3 担当者がリスクを考慮しながら業務を実行するようになった	72	40.4
4 システムの安全性向上対策のレベルが明らかになった	81	45.5
5 システムの有効利用が促進された	7	3.9
6 有効なシステムの開発設計が可能になった	3	1.7
7 業務の継続性の確保が図られた	15	8.4
8 要員が規定・ルール等を意識して業務を実行するようになった	96	53.9
9 その他	11	6.2
無回答	2	1.1
複数回答(4つ以上選択)	3	1.7

システム監査の実施による効果に関し、前回調査では、最も効果があったと思う点を1つのみ回答する方式であったが、今回は3つまでを選択する調査とした。

単一回答であった前回調査の上位3つは、「リスク対策をどこまで考慮すればよいか明らかになった」(25.5%)、「要員が規定・ルール等を意識して業務を実行するようになった」(20.1%)、「システムの安全性向上対策のレベルが明らかになった」(16.1%)であった。

3つ選択する今回調査でも、上位3つの項目は変化がなかったが、第1位は、「要員が規定・ルール等を意識して業務を実行するようになった」(53.9%)となり、前回第1位の「リスク対策をどこまで考慮すればよいか明らかになった」(51.7%)が2位に、3位は前回同様「システムの安全性向上対策のレベルが明らかになった」(45.5%)であった。

情報システムや情報資産のリスク管理の重要性が IT ガバナンスの充実と共に唱えられている現状を反映している。また、「担当者がリスクを考慮しながら業務を実行するようになった」も40.4%であり、上位3項目とそう大きな差はなく、これらの4項目が圧倒的に多かった。この結果から、システム監査は、安全性向上やリスク対策など、とるべき対策の目標設定を明確にする効果が大きいことがわかる。

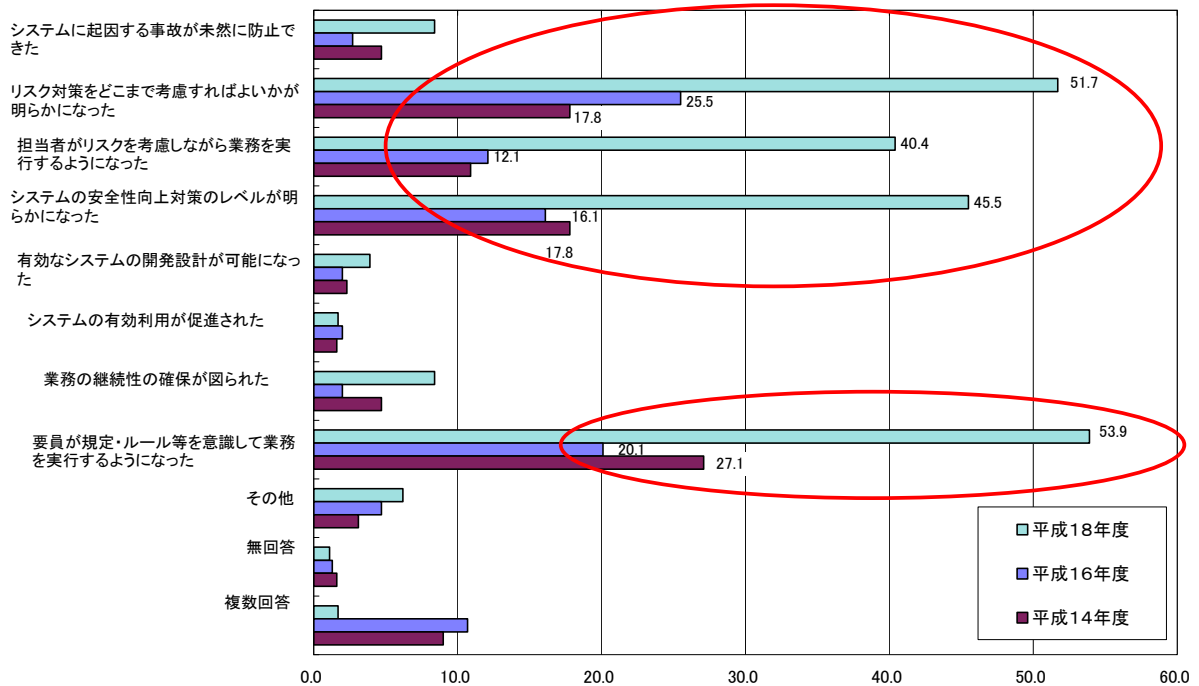


図3-2-10. システム監査の効果 (被監査部門)

Q31. (Q29で「1」と回答した場合)どのような点で最も改善が図れたと思いますか。最も改善が図れたと思う点を3つまで選んで下さい。

回答件数		178	－
1	ITガバナンスの確立	21	11.8
2	スケジュール管理の適正化	3	1.7
3	コストの削減	0	0.0
4	情報の保護対策の向上	48	27.0
5	セキュリティ対策の向上	59	33.1
6	生産性の向上	0	0.0
7	品質管理の向上	5	2.8
8	変更管理の向上	11	6.2
9	規則・手続き等の遵守	12	6.7
10	ドキュメント類の整備	2	1.1
11	作業環境の改善	0	0.0
12	人的資源管理の適正化	0	0.0
13	内部統制の強化	1	0.6
14	その他	2	1.1
無回答		6	3.4
複数回答(4つ以上選択)		8	4.5

システム監査の実施により最も改善された点に関する調査も、前回調査までの1つの選択から、「最も改善が図れたと思う点を3つまで選択」する質問に変更した。前回調査では、「セキュリティ対策の向上」が38.3%と他を大きく引き離していた。

今回調査では、「セキュリティ対策の向上」はやはり最も多い33.1%の回答となったが、続く2位は「情報保護対策の向上」が27.0%と、「セキュリティ対策の向上」に近い回答率となった。もっとも、この両者のシステム監査は監査対象、監査目的が類似あるいは重複する部分もあるのでこのような回答になったとも思える。

今回の調査で新たに選択肢として加えた「ITガバナンスの確立」は3番目に多い11.8%となった。システム管理基準においても「全体最適化の方針・目標」としてITガバナンスの方針の明確化などが定められており、この調査結果は注目に値するといえる。

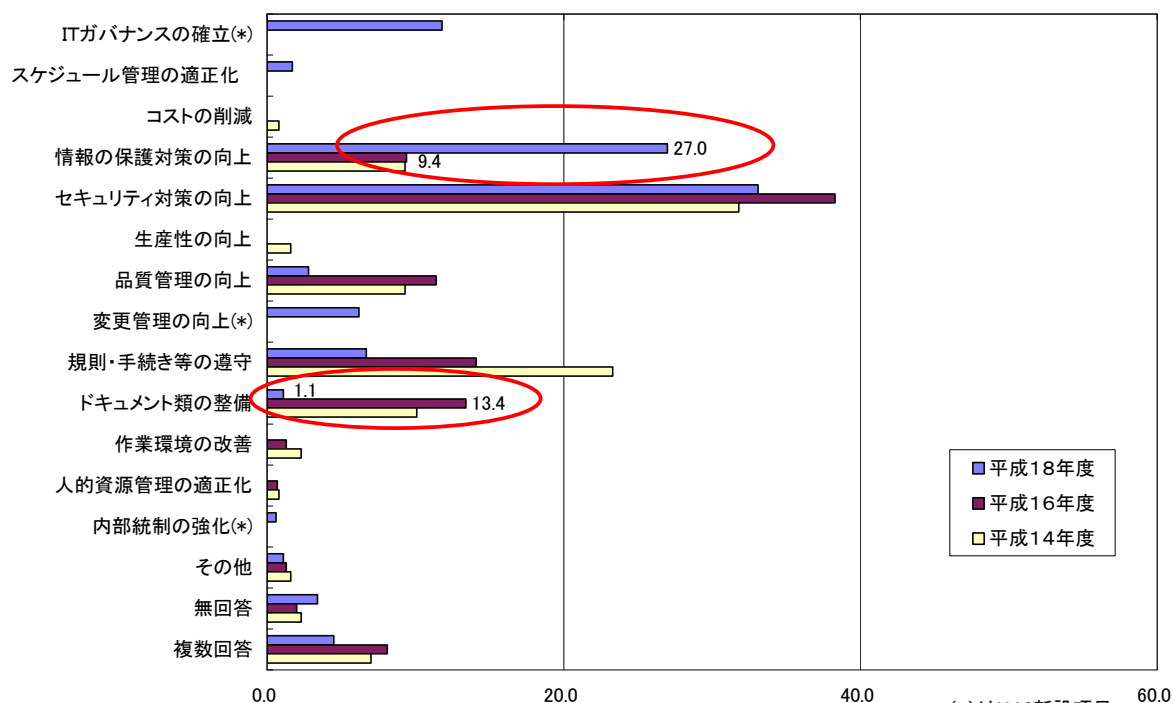


図3-2-11. システム監査による改善点(被監査部門)

(*)はH18新設項目

3.2.3 システム監査のあり方について

Q32. 各業務の監査で重視すべき着眼点は何ですか。業務ごとにそれぞれ1つ選んで下さい。

着眼点 業務	安全性	信頼性	機密性	準拠性	採算性	適時性	生産性	効率性	有効性	無回答	複数 回答	計
①企画業務	12 2.5	19 4.0	33 6.9	24 5.0	54 11.3	46 9.6	9 1.9	33 6.9	213 44.6	28 5.9	7 1.5	478 100.0
②開発業務	21 4.4	138 28.9	31 6.5	28 5.9	39 8.2	14 2.9	85 17.8	68 14.2	22 4.6	24 5.0	8 1.7	478 100.0
③運用業務	127 26.6	189 39.5	53 11.1	12 2.5	3 0.6	4 0.8	9 1.9	44 9.2	13 2.7	17 3.6	7 1.5	478 100.0
④保守業務	126 26.4	187 39.1	25 5.2	12 2.5	8 1.7	48 10.0	11 2.3	20 4.2	12 2.5	21 4.4	8 1.7	478 100.0

システム監査を実施した事業体のみならず、システム監査を実施していない事業体を含めて、被監査部門で最も重視すべきと考えているシステム監査の着眼点を調査した。

企画業務では、前回調査から新たな選択肢として加えた「有効性」が前回調査で第1位となったが、今回調査ではさらに6.7ポイント増加し44.6%となった。その影響で、14年度調査で27.7%で第1位であった「適時性」は、前回13.6%となったが、今回、さらに下がり、9.6%となった。2位は前回調査同様、「採算性」で11.3%であった。企画業務では情報システムの効果を重要視する傾向がわかった。

開発業務で多かったのが「信頼性」(28.9%)、「生産性」(17.8%)で、システム開発に責任を持つ被監査部門の意識が表れている。生産性に続いて「効率性」(14.2%)、「採算性」(8.2%)であった。「効率性」は、情報システムの稼働時の処理の効率性と、開発時の開発効率性が考えられるが、多くの回答が開発効率性を指していると想定される。また、採算性は情報システムの開発を外部に委託する場合のコスト等との関連が重要とみていると想定される。

運用業務で最も重視すべきと考えられている着眼点は「信頼性」が39.5%、「安全性」が26.6%と多くなっており、次いで「機密性」が11.1%、「効率性」が9.2%で、この4項目で9割近くを占めている。

保守業務でも「信頼性」が39.1%、「安全性」が26.4%となっており、監査担当部門に対する調査同様、運用業務と同じ傾向となっている。

(監査担当部門に対しては、過去2年以内の監査実施事業体が実施した業務に対する着眼点をQ36で調査している。監査担当部門に対する分析(監Q36)は、「3.1.3」を参照のこと。)

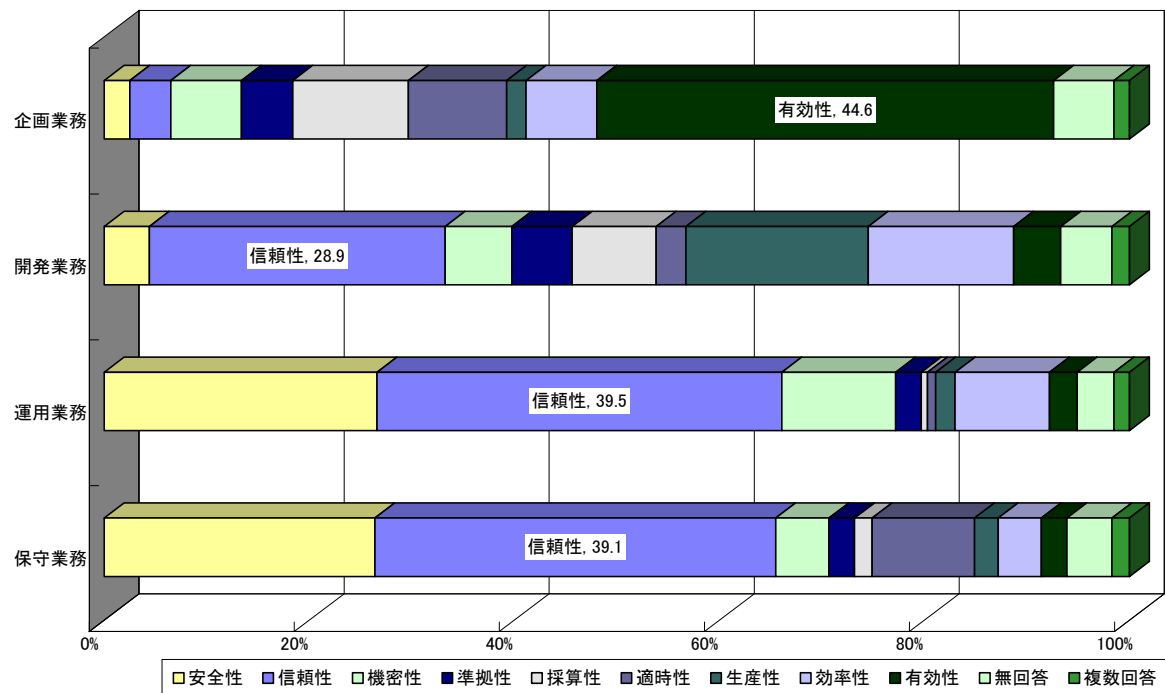


図3-2-12. システム監査で重視すべき着眼点(業務別-被監査部門)

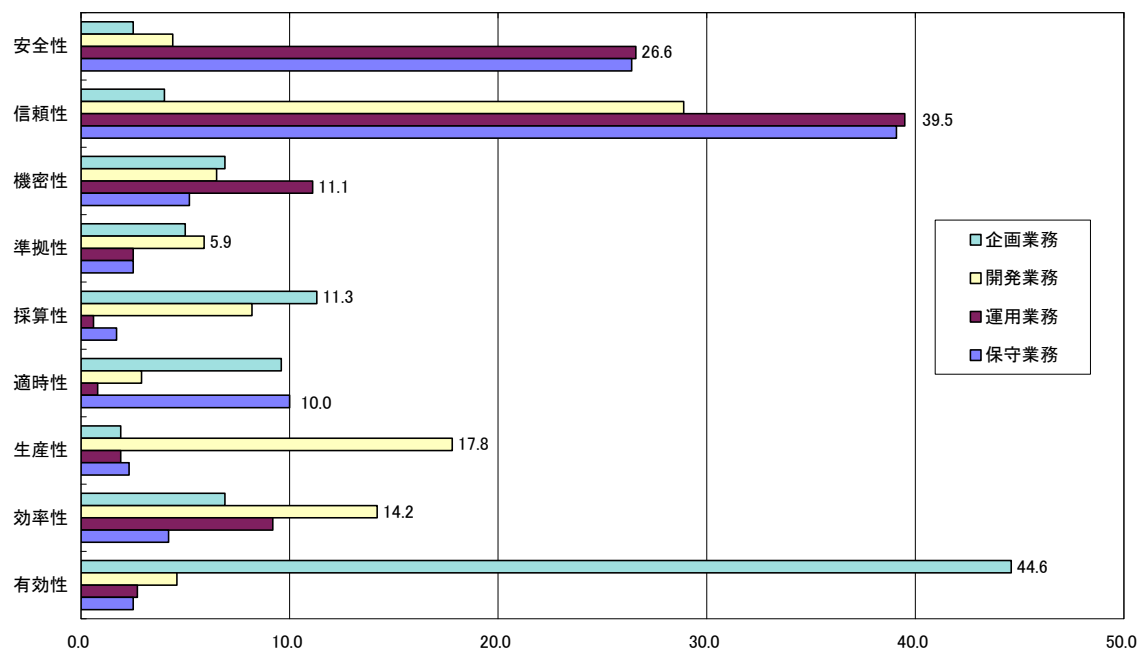


図3-2-13. システム監査で重視すべき着眼点(被監査部門)

Q33. 各テーマの監査で重視すべき着眼点は何ですか。テーマごとにそれぞれ1つ選んで下さい。

着眼点 テーマ	安全性	信頼性	機密性	準拠性	採算性	適時性	生産性	効率性	有効性	無回答	複数 回答	計
①情報戦略	6	24	41	12	22	93	4	21	222	29	4	478
	1.3	5.0	8.6	2.5	4.6	19.5	0.8	4.4	46.4	6.1	0.8	100.0
②ドキュメント管理	33	113	90	83	2	29	14	51	34	25	4	478
	6.9	23.6	18.8	17.4	0.4	6.1	2.9	10.7	7.1	5.2	0.8	100.0
③進捗管理	7	53	4	21	16	137	91	80	35	31	3	478
	1.5	11.1	0.8	4.4	3.3	28.7	19.0	16.7	7.3	6.5	0.6	100.0
④品質管理	50	286	3	30	7	6	18	6	37	30	5	478
	10.5	59.8	0.6	6.3	1.5	1.3	3.8	1.3	7.7	6.3	1.0	100.0
⑤コスト管理	1	21	5	3	283	9	38	60	27	27	4	478
	0.2	4.4	1.0	0.6	59.2	1.9	7.9	12.6	5.6	5.6	0.8	100.0
⑥人的資源管理	13	33	20	6	32	36	122	116	65	31	4	478
	2.7	6.9	4.2	1.3	6.7	7.5	25.5	24.3	13.6	6.5	0.8	100.0
⑦外部委託 (開発の委託)	29	147	67	16	51	7	64	44	24	25	4	478
	6.1	30.8	14.0	3.3	10.7	1.5	13.4	9.2	5.0	5.2	0.8	100.0
⑧外部委託 (運用の委託)	77	168	74	11	53	6	12	35	14	24	4	478
	16.1	35.1	15.5	2.3	11.1	1.3	2.5	7.3	2.9	5.0	0.8	100.0
⑨変更管理	66	146	20	78	1	71	7	26	35	24	4	478
	13.8	30.5	4.2	16.3	0.2	14.9	1.5	5.4	7.3	5.0	0.8	100.0
⑩セキュリティ管理	192	69	161	9	1	2	0	1	18	21	4	478
	40.2	14.4	33.7	1.9	0.2	0.4	0.0	0.2	3.8	4.4	0.8	100.0
⑪ネットワーク管理	148	212	59	6	2	3	0	11	7	26	4	478
	31.0	44.4	12.3	1.3	0.4	0.6	0.0	2.3	1.5	5.4	0.8	100.0
⑫ソフトウェア の適正利用 (ライセンス管理)	37	80	14	218	18	22	2	20	36	28	3	478
	7.7	16.7	2.9	45.6	3.8	4.6	0.4	4.2	7.5	5.9	0.6	100.0
⑬個人情報 保護対策	93	39	237	61	0	0	0	1	21	22	4	478
	19.5	8.2	49.6	12.8	0.0	0.0	0.0	0.2	4.4	4.6	0.8	100.0
⑭PC管理、 モバイル機 器管理	128	75	123	34	5	19	3	35	25	28	3	478
	26.8	15.7	25.7	7.1	1.0	4.0	0.6	7.3	5.2	5.9	0.6	100.0
⑮コンピュ ータウイルス 対策	281	57	34	6	2	28	0	1	42	24	3	478
	58.8	11.9	7.1	1.3	0.4	5.9	0.0	0.2	8.8	5.0	0.6	100.0
⑯情報シス テム関連の リスク管理	201	97	30	16	11	11	1	5	73	29	4	478
	42.1	20.3	6.3	3.3	2.3	2.3	0.2	1.0	15.3	6.1	0.8	100.0
⑰災害対策	272	32	3	9	19	25	0	1	91	22	4	478
	56.9	6.7	0.6	1.9	4.0	5.2	0.0	0.2	19.0	4.6	0.8	100.0
⑱内部統制	32	117	31	118	2	8	3	13	126	24	4	478
	6.7	24.5	6.5	24.7	0.4	1.7	0.6	2.7	26.4	5.0	0.8	100.0

被監査部門に対し、監査テーマ別に最も重視すべき着眼点を調査した。今回調査では、テーマとして新たに「情報戦略」、「変更管理」、「内部統制」を加えた。

新しく追加した情報戦略では、やはり「有効性」(46.4%)が他の選択肢を大きく引き離した。次いで「適時性」(19.5%)であった。この傾向は監査担当部門に対する調査でも同様であった。

ドキュメント管理では、第1位が「信頼性」(23.6%)、次いで「機密性」(18.8%)、「準拠性」(17.4%)となっている。

進捗管理では、「適時性」(28.7%)、「生産性」(19.0%)、「効率性」(16.7%)が多くなっており、コストに関連した事項が高くなっている。

人的資源管理(前回調査までは「要員管理」として調査)では、「生産性」(25.5%)、「効率性」(24.3%)が第1位で頭を並べている。

外部委託は開発の外部委託と運用の委託(アウトソーシング)に分けて調査を行った。開発の外部委託では、「信頼性」(30.8%)が圧倒的で、次いで「機密性」(14.0%)と「生産性」(13.4%)が並んでいる。一方、運用の委託でも開発の外部委託と同様、「信頼性」が最も多く35.1%である。次いで「安全性」が16.1%、「機密性」が15.5%であり、情報セキュリティを重視する傾向がある。

セキュリティ関連のセキュリティ対策、個人情報保護対策、コンピュータウイルス対策、情報システムのリスク管理などは、当然ながらそれぞれ「安全性」、「信頼性」あるいは「機密性」が圧倒的に高くなっている。

今回調査で新たに調査に加えた内部統制は「有効性」(26.4%)、「準拠性」(24.7%)、「信頼性」(24.5%)と回答が分かれた。これ以外の回答は少なく、内部統制の監査の着眼点はこの3つに絞られている。

(監査担当部門に対しては、過去2年以内の監査実施事業体が実施した業務に対する着眼点をQ37で調査している。監査担当部門に対する分析(監Q37)は、「3.1.3」を参照のこと。)

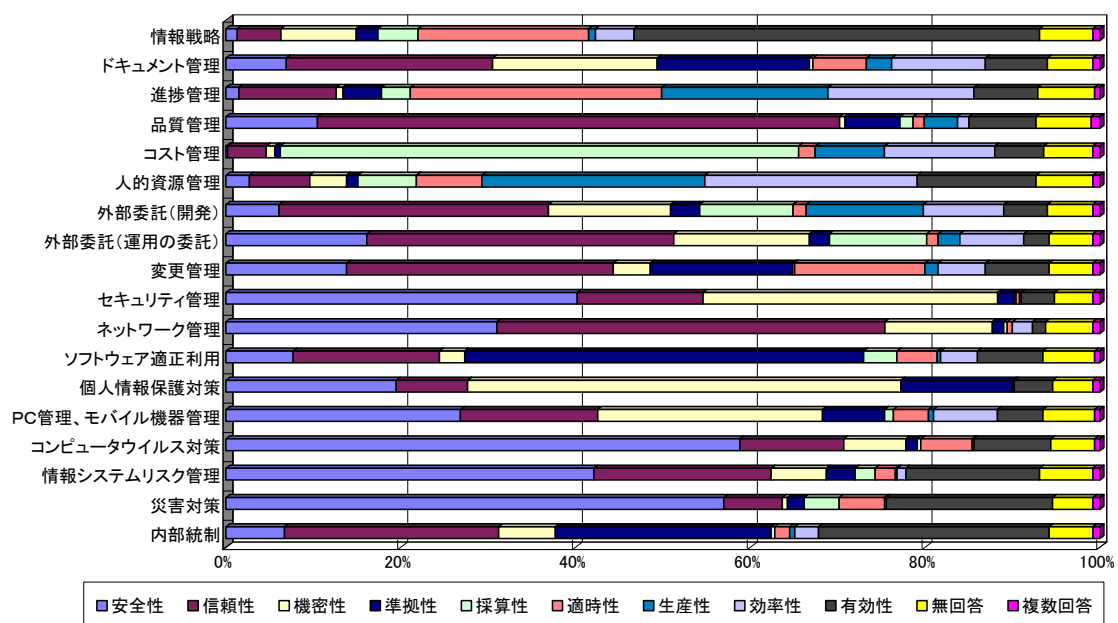
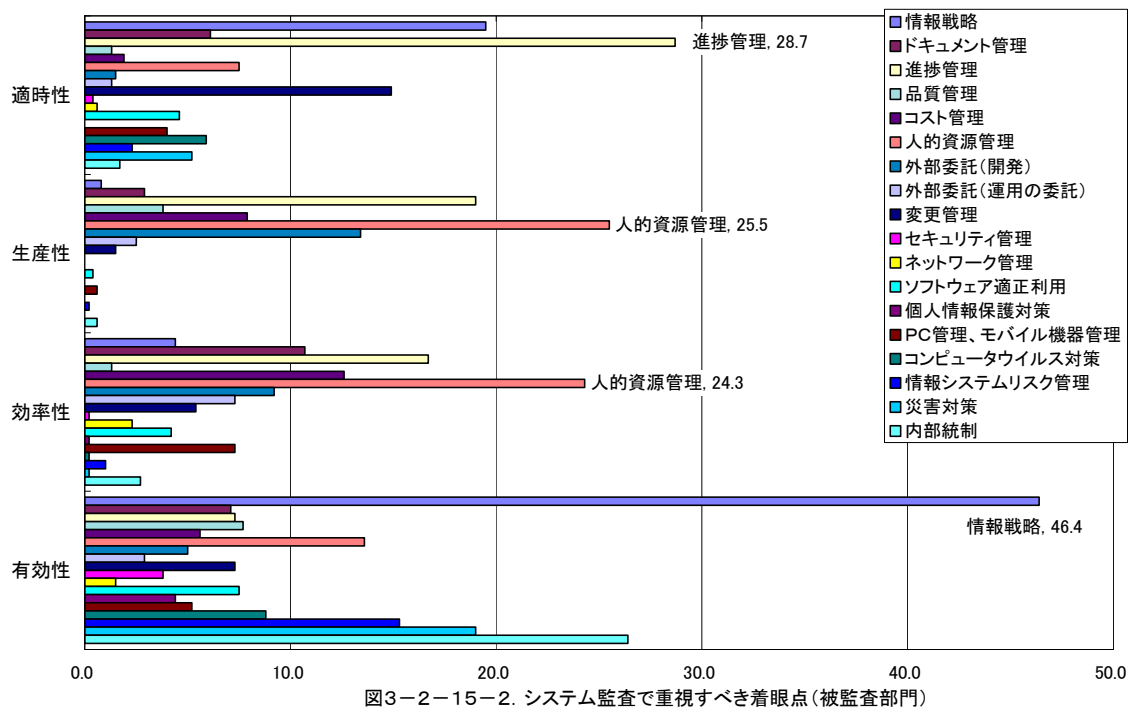
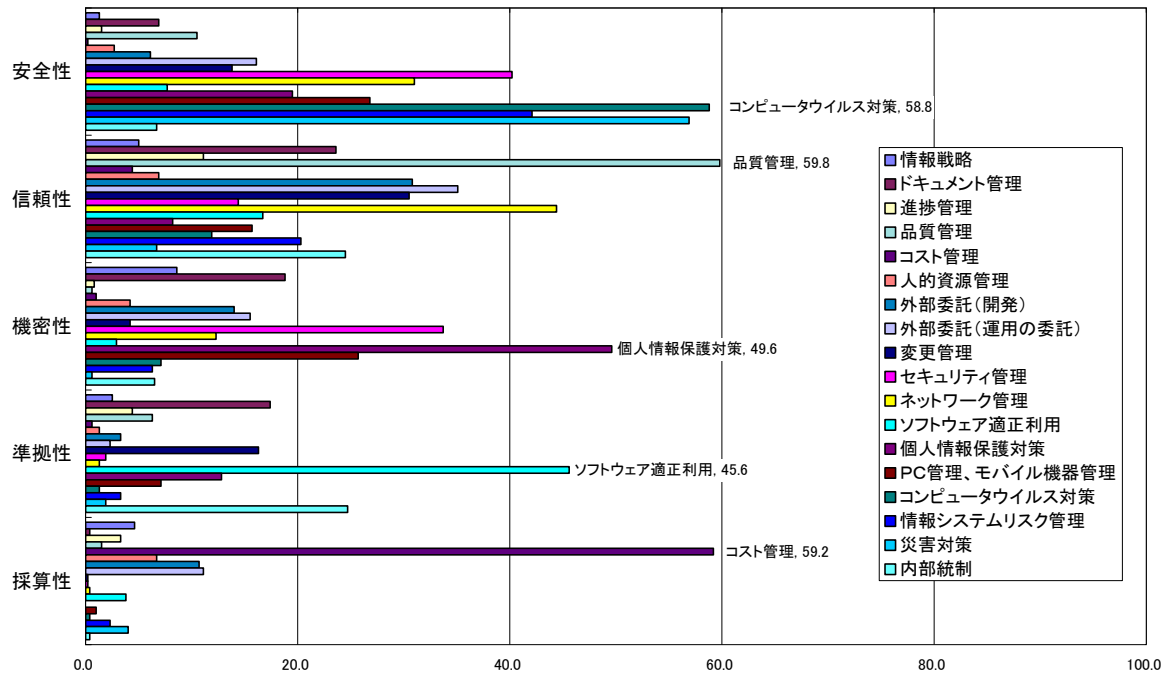


図3-2-14. システム監査で重視すべき着眼点(テーマ別-被監査部門)



Q34. システム監査を実施する場合、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要と思われる点を1つ選んで下さい。

1	監査計画	96	20.1
2	事前調査	52	10.9
3	実地調査	102	21.3
4	改善勧告内容	131	27.4
5	監査報告会	20	4.2
6	チェックリスト	49	10.3
7	その他	9	1.9
無回答		17	3.6
複数回答		2	0.4
計		478	100.0

システム監査の実施過程でどのような点を充実しなくてはならないか、最も充実すべきと考えている点について調査した。

システム監査を受けた被監査部門としては、「改善勧告内容」(27.4%)が高く、次いで「実地調査」(21.3%)、「監査計画」(20.1%)となっている。同一の調査について監査を実施する立場にある監査担当部門に対しても行っている。監査担当部門では、「事前調査」が23.8%で第1位であり、被監査部門で第1位の「改善勧告内容」は16.8%で4位であった。監査を実施する側と受ける側で、重要と思われる選択に差があった。

(監査担当部門に対しては、過去2年以内の監査実施事業体が実施した業務に対する着眼点をQ22で調査している。監査担当部門に対する分析(監Q22)は、「3.1.2」を参照のこと。)

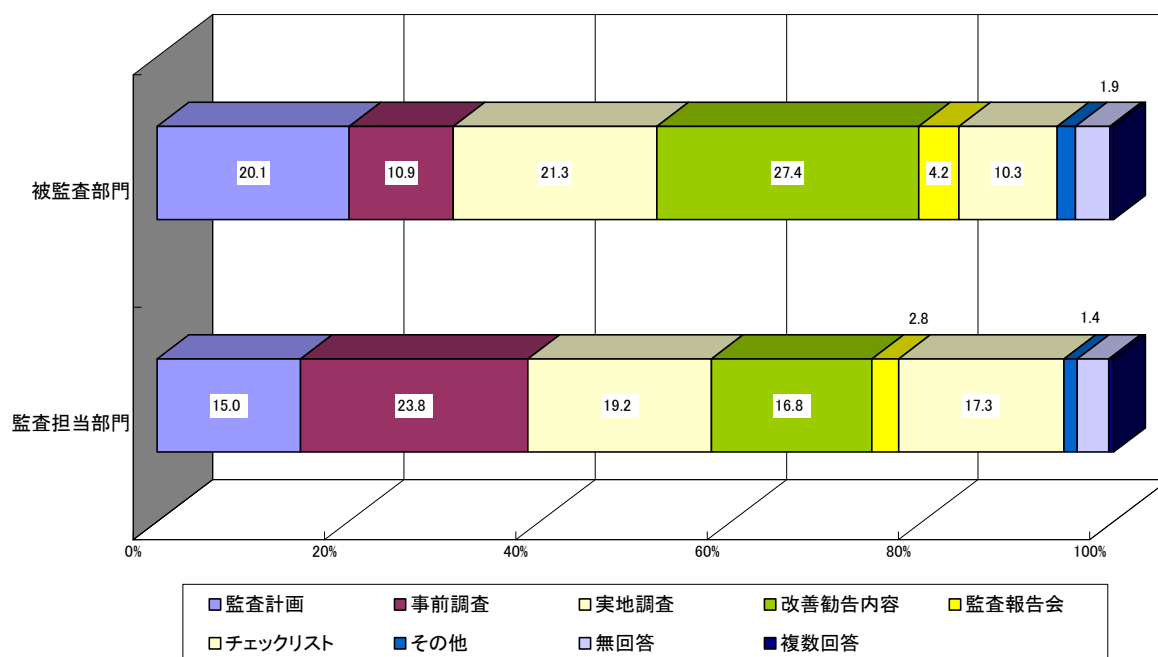


図3-2-16. 監査実施において充実すべき点(被監査部門／監査担当部門の比較)

Q35. 貴事業体では、どのようなテーマのシステム監査を実施してもらいたいと思いますか。(複数回答)

回答件数		478	－
1	情報戦略	94	19.7
2	ドキュメント管理	78	16.3
3	進捗管理	30	6.3
4	品質管理	108	22.6
5	コスト管理	77	16.1
6	人的資源管理	66	13.8
7	外部委託(開発の委託)	89	18.6
8	外部委託(運用の委託)	97	20.3
9	変更管理	70	14.6
10	セキュリティ管理	283	59.2
11	ネットワーク管理	139	29.1
12	ソフトウェアの適正利用(ライセンス管理)	61	12.8
13	個人情報保護対策	137	28.7
14	PC管理、モバイル機器管理	65	13.6
15	コンピュータウイルス対策	71	14.9
16	情報システム関連のリスク管理	227	47.5
17	災害対策	103	21.5
18	内部統制	235	49.2
19	その他	3	0.6
無回答		18	3.8

今回調査では、監査を受ける被監査部門がどのようなテーマのシステム監査を望んでいるか、新たに調査項目として加えた。

回答は複数回答を可とする方式であり、第1位は「セキュリティ管理」(59.2%)、次いで「内部統制」(49.2%)、「情報システム関連のリスク管理」(47.5%)であった。この3つが回答としては多かった。この3つに続くのが回答数は少し落ちるものの「ネットワーク管理」(29.1%)、「個人情報保護対策」(28.7%)、「品質管理」(22.6%)、「災害対策」(21.5%)、「外部委託(運用の委託)」(20.3%)であった。

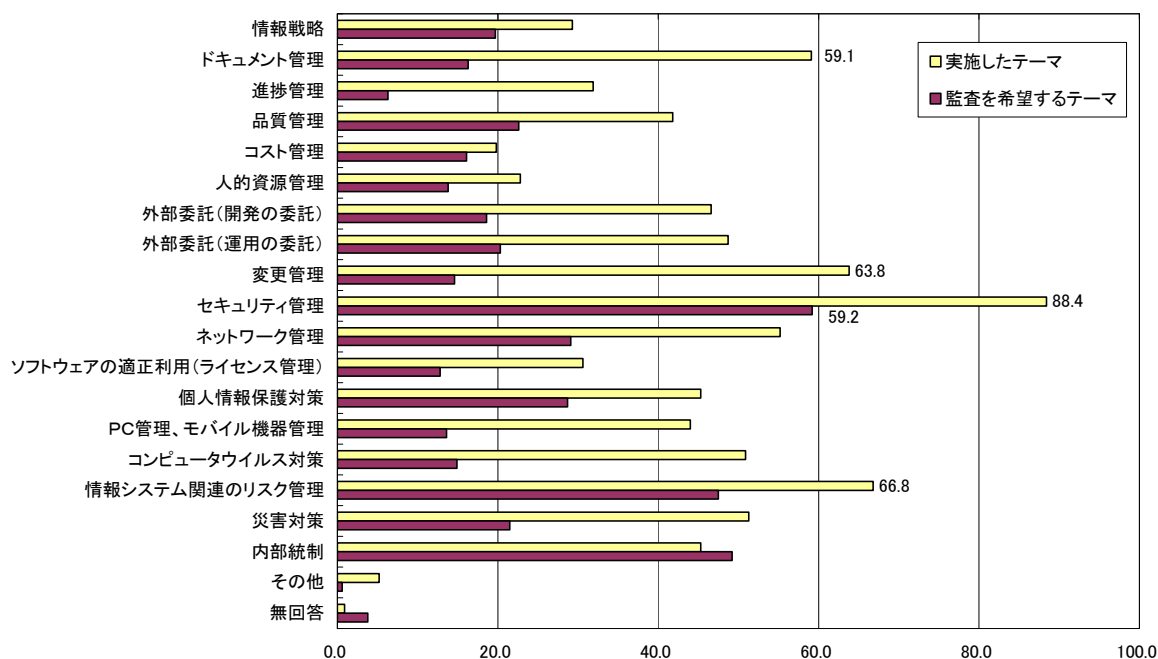


図3-2-17. 監査実施テーマと希望テーマ(被監査部門)

Q36. システム監査は誰が実施するのが効果的だと思いますか。最も効果的と思われるものを1つ選んで下さい。(貴事業体の実態とは別にお答えいただいても結構です)

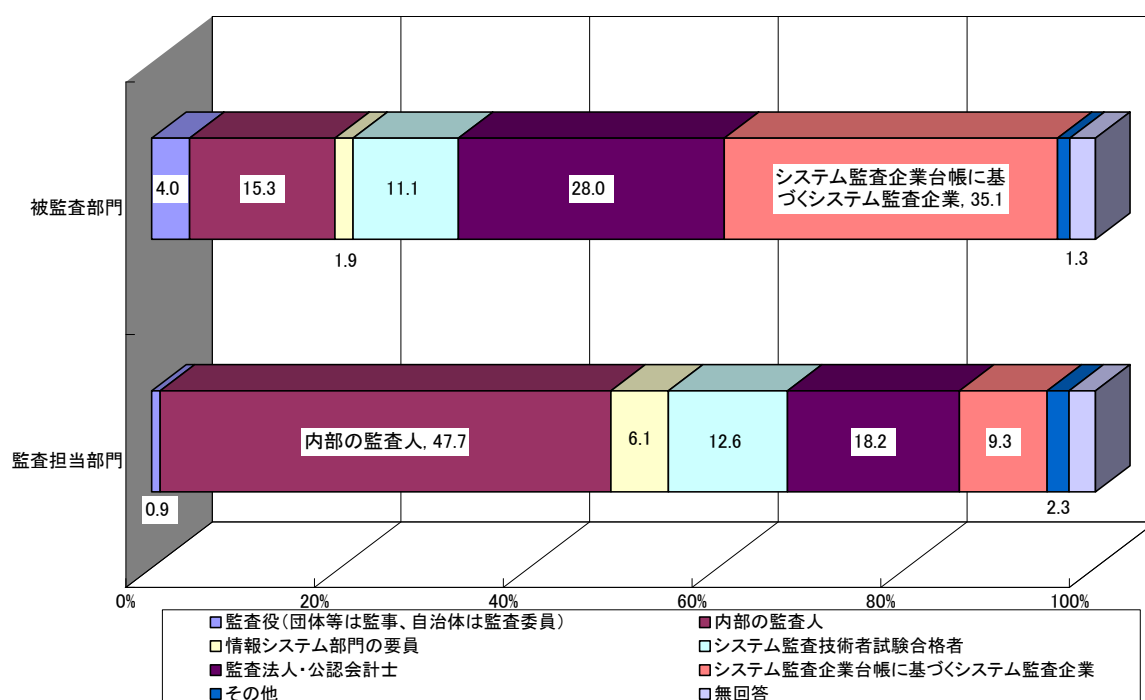
1	監査役(団体等は監事、自治体は監査委員)	19	4.0
2	内部の監査人	73	15.3
3	情報システム部門の要員	9	1.9
4	システム監査技術者試験合格者	53	11.1
5	監査法人・公認会計士	134	28.0
6	システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業	168	35.1
7	その他	6	1.3
無回答		13	2.7
複数回答		3	0.6
計		478	100.0

被監査部門のQ16、監査担当部門のQ33の調査結果でもわかるように、システム監査は内部監査として実施されている割合が最も高い。

しかしながら監査を受ける被監査部門では、最も効果的な監査主体として、内部監査部門ではなく「システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業」(35.1%)をあげている。次いで「監査法人・公認会計士」(28.0%)であり、「内部の監査人」(15.3%)は3番目となっている。監査担当部門に対する同一の調査(監Q21)では、「内部の監査人」が47.7%と圧倒的に高く、被監査部門と監査担当部門の意識に大きな差が出ている。

(監査担当部門に対する分析(監Q21)は、「3.1.2」を参照のこと。)

その他の意見としては、「システム監査法人と内部監査人」、「社長（企業のトップ）」、「現実的に情報システム部門と内部監査人がペアで計画的に」等があげられた。



3.2.4 システム監査結果の開示と保証型監査について

(Q37～Q41の質問については、被監査部門に対しても同一の調査を行っている(Q56～Q60)ので、「3.1.5」を参照のこと。)

Q37. 貴事業体で実施したシステム監査は助言型監査ですか、保証型監査ですか。(複数回答)

回答件数	478	-
1 助言型監査	232	48.5
2 保証型監査	37	7.7
3 実施していない →Q39へ	212	44.4
無回答	13	2.7

被監査部門に対して助言型監査と保証型監査の実施状況を調査した。被監査部門に対する同様の調査は、Q13で過去2年間にシステム監査を実施した事業体を対象として調査を実施したが、このQ37では、2年以上前にシステム監査を実施し、この2年間ではシステム監査を実施していない事業体も含め、全事業体に対して調査を行った。

Q13に比較してシステム監査実施の対象期間が長いこともあり、助言型監査と保証型監査の実施の回答数は多くなっている。しかし、助言型監査の割合が多いという回答の傾向は変わらない。

この調査では、保証型監査を実施した事業体に保証型監査の実施テーマを自由記載してもらった。その内容は、下記のとおりである。下記の表は、回答内容をそれぞれ個別にほぼそのまま記載している。

参考)保証型監査を実施した場合の実施テーマ(自由記載一記述回答分をそのまま転記)

規程に従った運用の確認	セキュリティ全般(ネットワークの強度)
セキュリティ全般(物理的セキュリティ)	セキュリティ全般(人的セキュリティ)
セキュリティ全般(社内徹底度合い)	セキュリティ全般(権限管理)
IT統制(開発→導入の手続き、臨時JOB運用手順)	システム部門の業務全般
認定制度で設定された基準への準拠性	ドキュメント管理、進捗管理、品質管理
ISMS IT統制(開発→導入の手続き、臨時JOB運用手順)	システム内部統制チェック(変更管理/ビジネス継続計画/システム開発・導入手順/システム運用/セキュリティ管理)
ユーザ管理	プライバシーマーク
受注管理	売上管理
システム全般について、公認会計士による監査を実施中。IT全般統制の一部と促えている	データ入力から経理台帳までのデータ整合性チェック
ISO9001	内部統制
基幹業務システムの開発運用	会計監査におけるシステム監査
内部牽制	COBITに準拠し全般を実施
情報システム関連規程	システム部門の組織・人員、職務分掌
主要なシステムウェア	重要なハードウェア
情報セキュリティ管理	主要なネットワーク
システム運用管理	システム開発・変更管理
業務サブシステム毎の監査	売上その他取引による残高更新結果の正確性など
業務処理統制	全般統制
情報セキュリティ対策	個人情報保護対策
米国404条対応	

Q38. (Q37 で「1」または「2」を回答した場合) 貴事業体ではシステム監査の結果(システム監査報告書)を利害関係者に開示していますか。(複数回答)

回答件数		253	-
1	経営者に提出するのみである	41	16.2
2	経営者に提出し、取締役会に報告している	75	29.6
3	内部の利害関係者に必要箇所のみ開示している	41	16.2
4	内部の利害関係者に報告書を開示している	131	51.8
5	内外の利害関係者に必要箇所のみ開示している	3	1.2
6	内外の利害関係者に報告書を開示している	11	4.3
7	開示していない	16	6.3
無回答		8	3.2

これまでに助言型監査、保証型監査を実施した事業体の被監査部門に対して、システム監査の監査報告書の利害関係者に対する開示状況を調査した（複数回答）。回答では、「内部の利害関係者に報告書を開示している」が51.8%と最も多かったが、監査担当部門に対する同一の質問への回答（65.1%）に対し、13.3ポイント低い回答であった。次いで「経営者に提出し、取締役会に報告している」（29.6%）、「経営者に提出するのみである」と「内部の利害関係者に必要箇所のみ開示している」（16.2%）となっている。「内部の利害関係者に必要箇所のみ開示している」以外の回答は、いずれも監査担当部門の回答率より下回っている。これは、監査担当部門側は開示の状況、相手先を実施した全監査に関してよく知っているのに対し、情報システム部門などの被監査部門では、開示先をすべての監査に関して認識していないためと想定される。

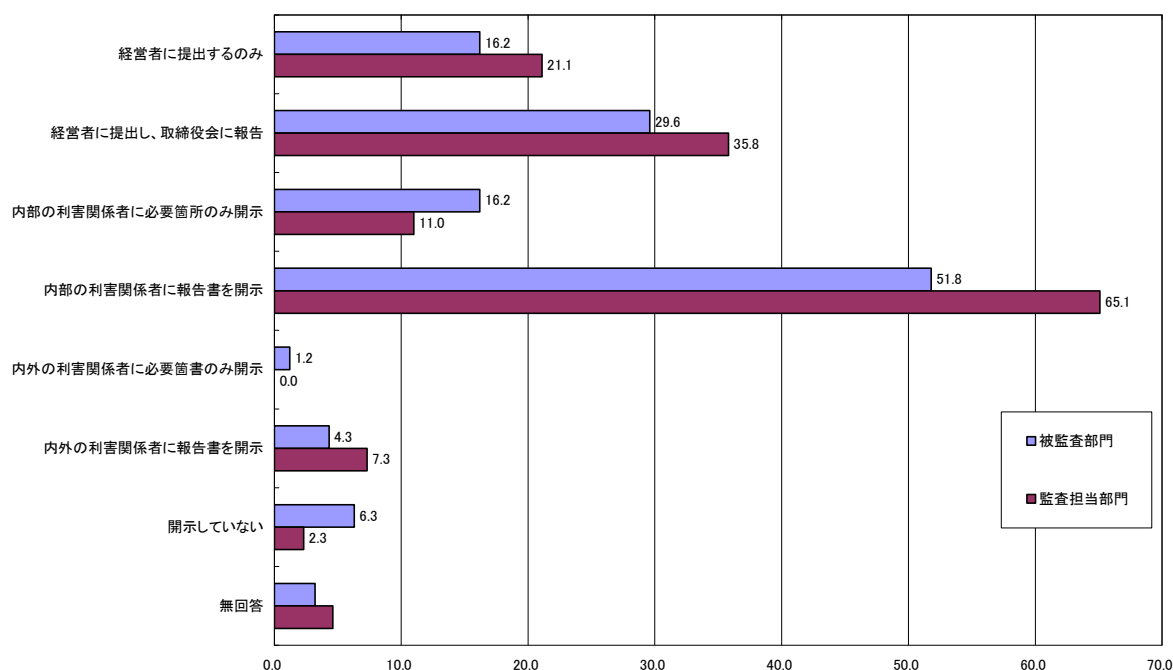


図3-2-19. システム監査結果の開示状況(被監査部門／監査担当部門の比較)

Q39. システム監査の結果を利害関係者に開示すべきだと思いますか。

1	思う	290	60.7
2	思わない	81	16.9
3	わからない	93	19.5
無回答		14	2.9
計		478	100.0

被監査部門に対する利害関係者に対する開示の是非に関する調査では、60.7%の事業体が開示すべきと「思う」と回答した。一方、開示すべきと「思わない」は少なく、16.9%であった。残りは「わからない」(19.5%)と「無回答」(2.9%)であった。監査担当部門の結果と比べると、開示すべきと「思う」が6.2ポイント低いのに対し、開示すべきと「思わない」が8.0ポイント高い。監査を実施する監査担当部門の監査結果の開示賛成の回答に比べ、監査を受ける被監査部門は賛成が多いものの、その数値は低くなっている。

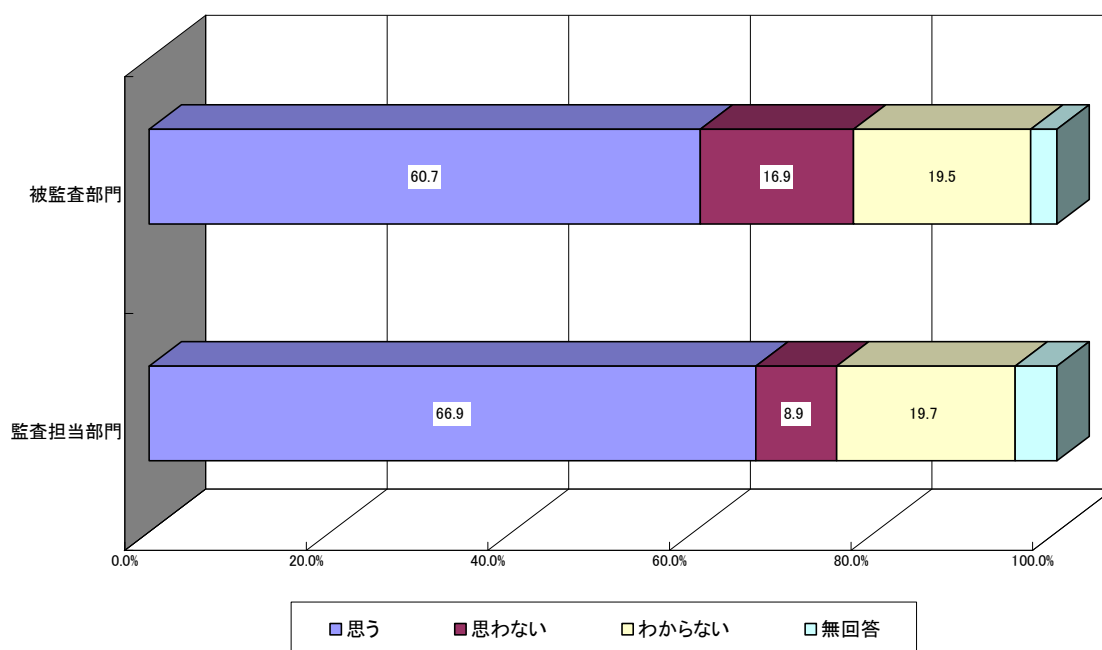


図3-2-20. システム監査結果の開示の必要性(被監査部門／監査担当部門の比較)

Q40. システム監査を保証型監査で実施すべきだと思いますか。

1	思う	109	22.8
2	思わない	115	24.1
3	わからない	239	50.0
無回答		15	3.1
計		478	100.0

システム監査の実施形態を「保証型監査で実施すべき」であるとの回答は22.8%、一方「保証型監査で実施すべきと思わない」は24.1%と多くなっている。この傾向は監査担当部門に対する調査と同様の傾向である。「わからない」(50.0%)も多く、問題の難しさがわかった。

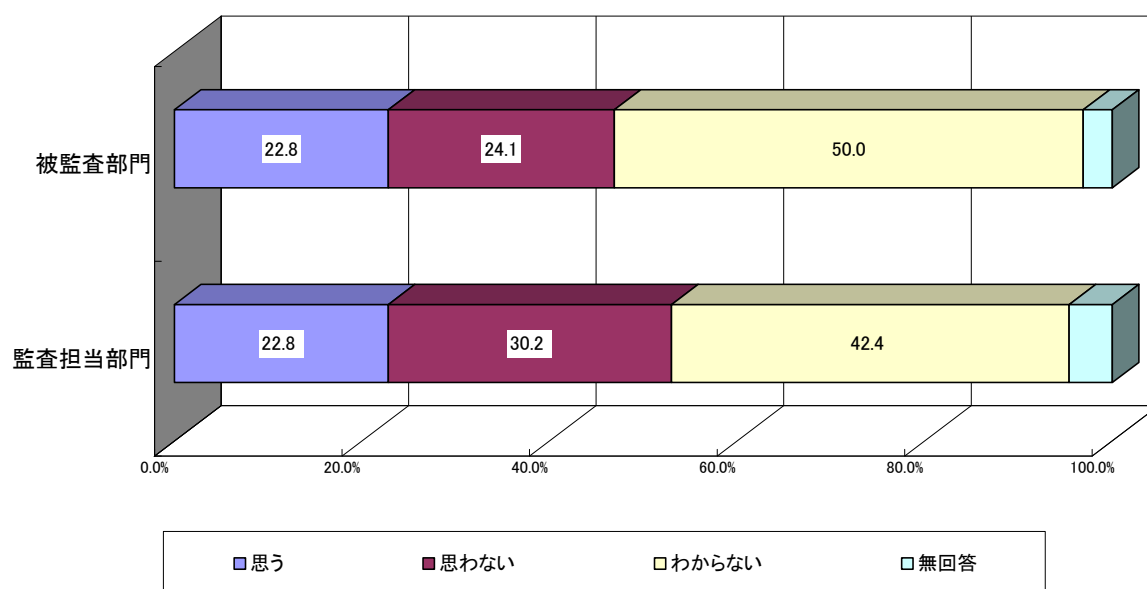


図3-2-21. 保証型監査実施の期待度(被監査部門／監査担当部門の比較)

Q41. 保証型監査の実施主体に関してはどのように思われますか。

1	内部監査で保証型監査ができる	37	7.7
2	外部監査でなければ保証型監査にはならない	225	47.1
3	わからない	200	41.8
無回答		16	3.3
計		478	100.0

監査担当部門に対する調査同様、被監査部門に対しても、保証型監査は内部監査で得られるのか、あるいは外部監査でないと保証型監査にはならないのか、を調査した。

回答では、「内部監査で保証型監査ができる」(7.7%、監査担当部門：14.4%)に対し、「外部監査でなければ保証型監査にならない」(47.1%、監査担当部門：35.5%)が、監査担当部門に対する調査同様、大きく上回った。しかしながら、この被監査部門に対する調査では、その差が大きく拡大し、「内部監査は保証型監査にならず、外部監査でなければ保証型監査にはならない」との意見が多かった。一方、「わからない」(41.8%、監査担当部門：44.4%)も多く、この傾向は監査担当部門に対する調査結果と同様であり、まだ判断がつかない状況の事業体も多くいることがわかった。

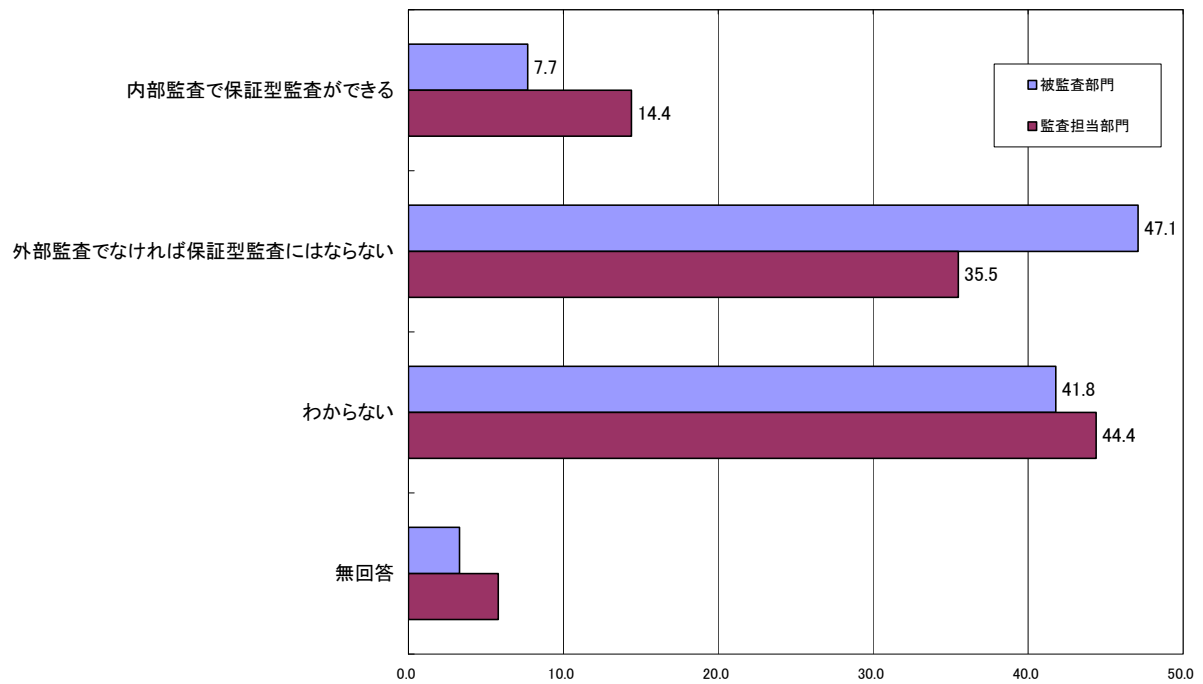


図3-2-22. 保証型監査の実施主体(被監査部門／監査担当部門の比較)

3.2.5 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について

ここでは、金融商品取引法により求められている経営者による財務報告の信頼性をめぐる内部統制に関する調査を試みたものであり、内容は監査担当部門対象調査と同じである。この質問内容は、基本的には監査担当部門を対象として設定されているので、被監査部門（情報システム部門）に対するこの調査はあくまでも監査担当部門調査を補完するものである。

すなわち、調査結果をより正確に把握するための参考にするためのものとみるべきであろう。なぜなら、この「財務諸表の信頼性をめぐる内部統制」に関する質問項目については、監査担当部門の方がより直接的な関わりをもつテーマであり、その動向をよりよく把握していなければならない立場にあるからである。

したがって、同一質問について監査担当部門調査結果と被監査部門調査結果で大きな差が表れた場合は、監査担当部門調査結果を実態に近いものと解釈することとしたい。そして、その場合の被監査部門調査結果については、なぜそのような乖離が生じているのかを分析することにした。調査結果に乖離が生じる一般的な理由としては、次の2点が考えられる。

- ①被監査部門は、財務報告の信頼性をめぐる内部統制の評価・監査について、経営者や内部監査部門等がどのように対処しているかを詳細に知り得る立場にない可能性があるのではないか。
- ②被監査部門は、財務報告の信頼性をめぐる内部統制、あるいは内部統制システムという用語について、内容の理解に正確性を欠いている可能性があるのではないか。

上記の2点を念頭に置いて、監査担当部門調査との比較も試みたい。また、この部分の集計対象は上場企業の209社のみであるが、監査担当部門に対する調査と回答企業が同一ではないことにも留意しなければならない。

（監査担当部門に対する分析(Q61～65)は「3.1.6」を参照のこと。）

1. 内部統制システムの構築状況

Q42. 貴事業体では日本版 SOX 法が設けられた場合における内部統制システム構築に向けての検討を行っていますか。

表 3-2-1. 内部統制システム構築の状況(上場企業対象)

資本金規模	回答 件数	検討を行い、 すでに構築 済みである		検討を行って おり、現在、 構築中である		検討を行って いるが、未着 手である		検討を行って いない		無回答	
500 億円以上	37	2	5.4	23	62.2	12	32.4	0	0.0	0	0.0
100 億円以上 500 億円未満	74	3	4.1	39	52.7	29	39.2	3	4.1	0	0.0
50 億円以上 100 億円未満	46	1	2.2	23	50.0	21	45.7	1	2.2	0	0.0
10 億円以上 50 億円未満	44	0	0.0	18	40.9	25	56.8	1	2.3	0	0.0
10 億円未満	8	0	0.0	0	0.0	6	75.0	2	25.0	0	0.0
計	209	6	2.9	103	49.3	93	44.5	7	3.3	0	0.0
金融・保険以外	172	6	3.5	85	49.4	76	44.2	5	2.9	0	0.0
金融保険	37	0	0.0	18	48.6	17	45.9	2	5.4	0	0.0
監査担当部門調査	183	7	3.8	120	65.6	48	26.2	7	3.8	1	0.5

内部統制システムの構築状況についての質問は、「貴事業体では日本版 SOX 法が設けられた場合における内部統制システム構築に向けての検討を行っていますか」というものである。

この結果は、監査担当部門と比較した場合、「現在構築中」と「未着手」の割合が大きく異なっているのが特徴である。監査担当部門では、「現在構築中」が 65.6%で「未着手」が 26.2%である。一方、被監査部門では、「現在構築中」が 49.3%で、「未着手」が 44.5%となっている。すなわち、被監査部門は、「現在構築中」が監査担当部門より 16.3 ポイント低く、同様に「未着手」は 18.3 ポイント高くなっている。

内部統制システムの構築については単に回答企業が多少異なるからという理由だけではないと思われる。監査担当部門と被監査部門とでは、構築中も未着手の比率が大幅に異なっている。

内部統制システムの構築について、未着手／未検討の企業を、資本金 50 億円以上と 50 億円以下に分けて集計し、監査担当部門と被監査部門の結果を比較してみると、次のようになる。

	監査担当部門	被監査部門
資本金 50 億円以上の企業	22.8%	42.0%
資本金 50 億円以下の企業	51.1%	65.4%

監査担当部門をみると、資本金 50 億円以上の企業で「未着手／未検討」が 22.8%に及ぶことも問題であるが、資本金 50 億円以下の企業では過半数を超える 51.1%の企業が「未着手／未検討」と回答していることが大きな問題である。

一方、被監査部門になると、資本金 50 億円以上の企業であっても 42.0%が「未着手／未検討」であり、しかも資本金 500 億円以上の企業であっても 32.4%が未着手／未検討であり、これが事実であれば深刻な状態にあるといわざるを得ない。

この監査担当部門と被監査部門の調査結果の差については、どちらの数字が正しいかという判断をすることよりも、この問題に対する両者の内部統制システムに対する認識あるいは理解度の差が表れているものと理解した方がわかりやすい。しかし、実際には、この調査結果からだけではその理由を把握する手立てはなく、理由を明確にするためには追跡調査を実施しなければならないといえよう。

また、金融・保険業(37社)とそれ以外の業種(172社)を比較してみると、「構築済み」の6社は、すべて金融・保険業以外の企業である。これは、監査担当部門でも述べたが、金融・保険業は非常に慎重な業界であるから、政策当局の方針が確定する（実施基準の決定）のを待って、手戻りのないように進めたいという意向があるものと思われる。

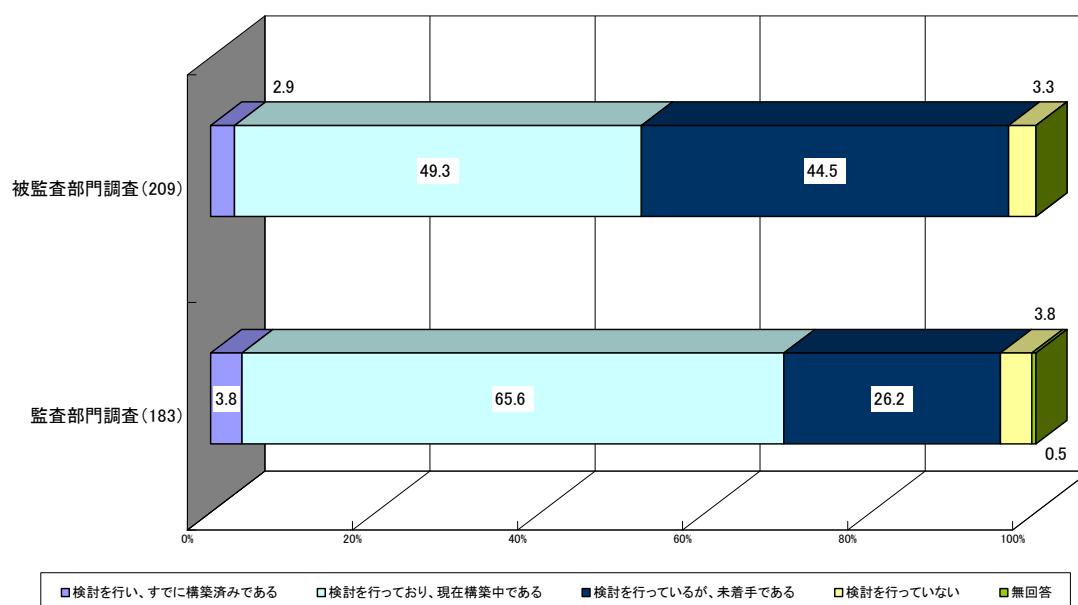


図3-2-23. 内部統制システム構築の実施状況(被監査部門/監査担当部門の比較—上場企業)

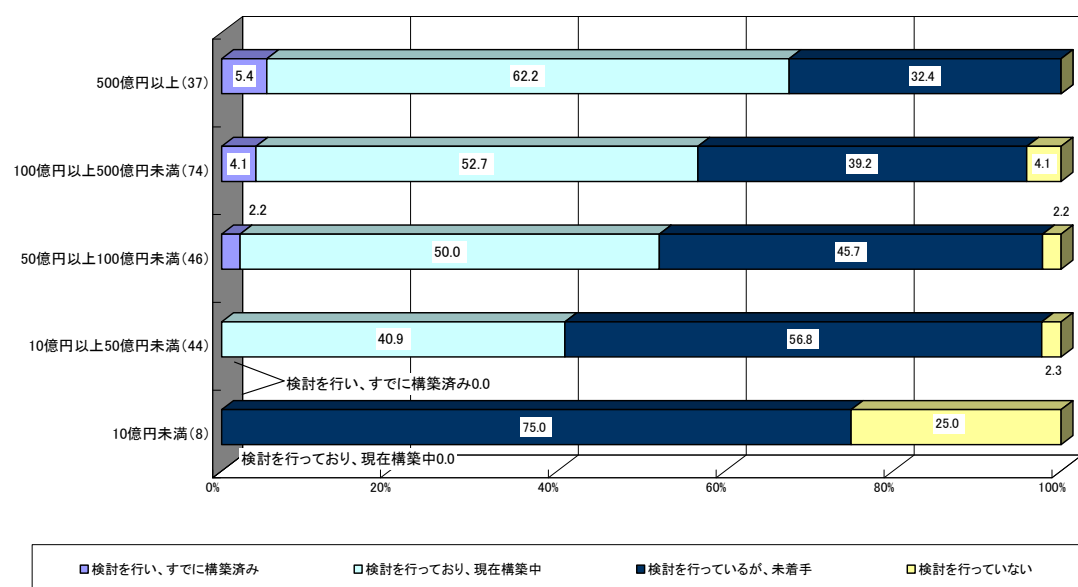


図3-2-24. 内部統制システム構築の実施状況(被監査部門—上場企業 資本金規模別)

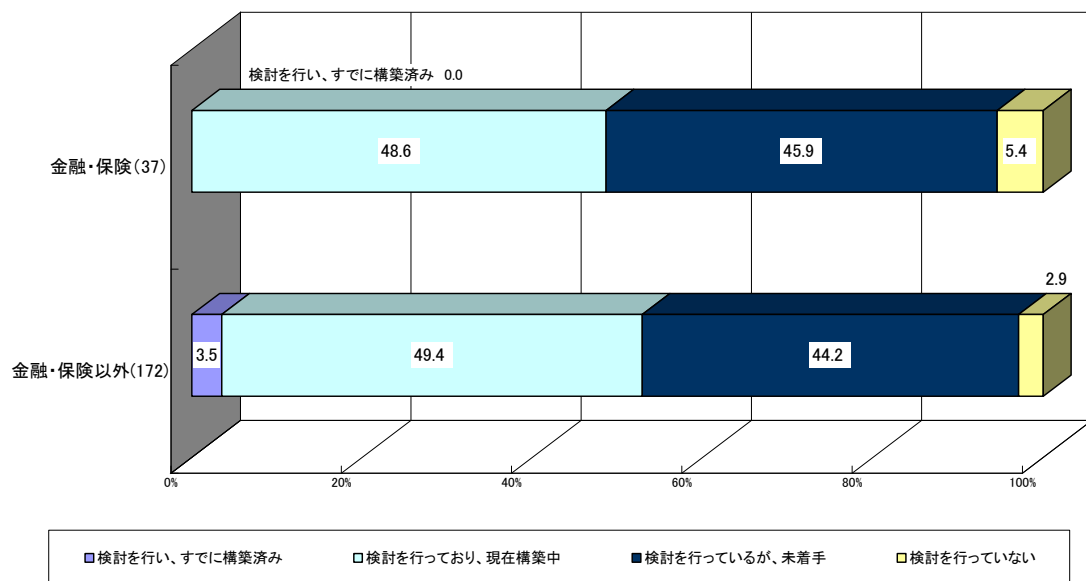


図3-2-25. 内部統制システム構築の実施状況(被監査部門－上場企業 業種別)

2. 企業内部における内部統制監査の実施状況

Q43. 貴事業体では財務諸表の信頼性をめぐる内部統制の監査を行っていますか。

表 3-2-2. 企業内における内部統制監査の実施状況(上場企業対象)

資本金規模	回答 件数	行っている		未実施である が、今後、 実施する予 定である		検討中である		実施の予定 はない		無回答	
500 億円以上	37	16	43.2	12	32.4	7	18.9	1	2.7	1	2.7
100 億円以上 500 億円未満	74	23	31.1	32	43.2	17	23.0	1	1.4	1	1.4
50 億円以上 100 億円未満	46	15	32.6	16	34.8	14	30.4	1	2.2	0	0.0
10 億円以上 50 億円未満	44	9	20.5	16	36.4	19	43.2	0	0.0	0	0.0
10 億円未満	8	0	0.0	0	0.0	5	62.5	3	37.5	0	0.0
計	209	63	30.1	76	36.4	62	29.7	6	2.9	2	1.0
金融・保険以外	172	45	26.2	67	39.0	52	30.2	6	3.5	2	1.2
金融保険	37	18	48.6	9	24.3	10	27.0	0	0.0	0	0.0
監査担当部門調査	183	65	35.5	78	42.6	34	18.6	6	3.3	0	0.0

企業において財務諸表の信頼性をめぐる内部統制の監査を実施しているかに関する質問の回答は、「行っている」が 30.1%（監査担当部門：35.5%）、「未実施であるが、今後実施する予定である」が 36.4%（監査担当部門：42.6%）、「検討中である」が 29.7%（監査担当部門：18.6%）、「実施の予定はない」が 2.9%（監査担当部門：3.3%）となっている。

監査担当部門の結果と比較すると、「行っている」で5.4ポイント低く、「今後実施する予定」で6.2ポイント低くなっている。一方、「検討中である」については、逆に被監査部門の方が11.1ポイント高くなっている。

しかし、「検討中」を近い将来に実施することを考えている企業と解釈すると、実施中から検討中までが96.2%（監査担当部門：96.7%）に達することになる。つまり、ほとんどの企業が、内部監査で内部統制の監査を実施しようとしていることになり、この質問に関しては一部の遅れている企業が実施を急ぐべきではないかと思われる。

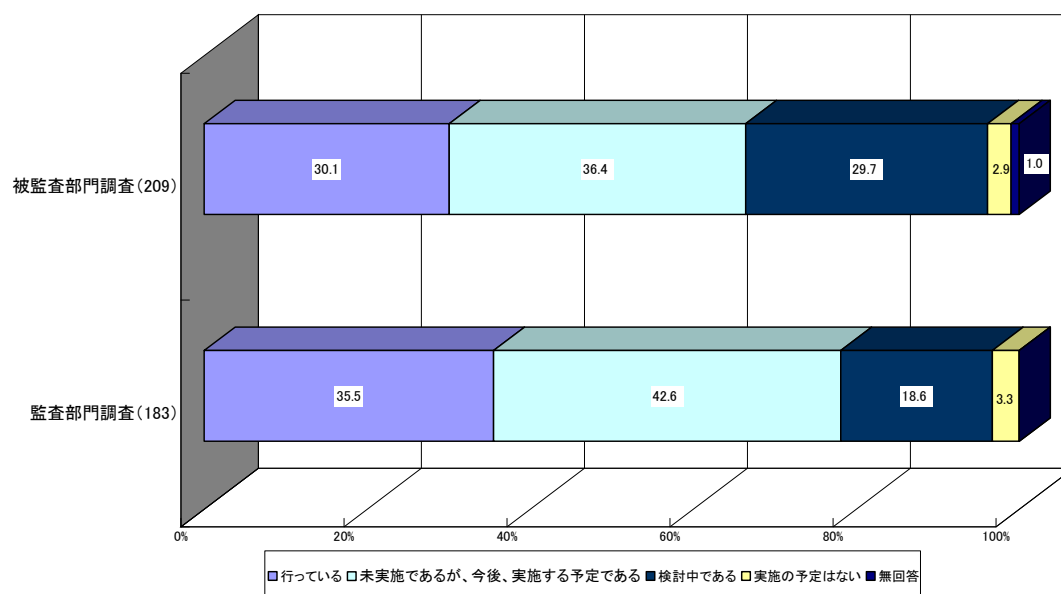


図3-2-26. 企業内における内部統制監査の実施状況（被監査部門－上場企業 資本金規模別 金融・保険業）

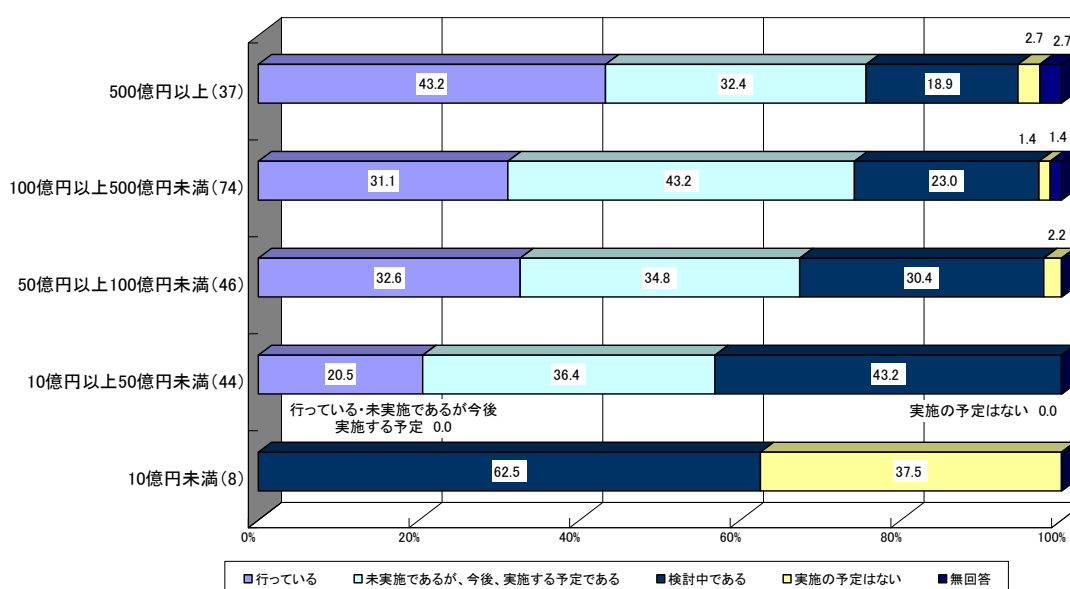


図3-2-27. 企業内における内部統制監査の実施状況（被監査部門－上場企業 資本金規模別）

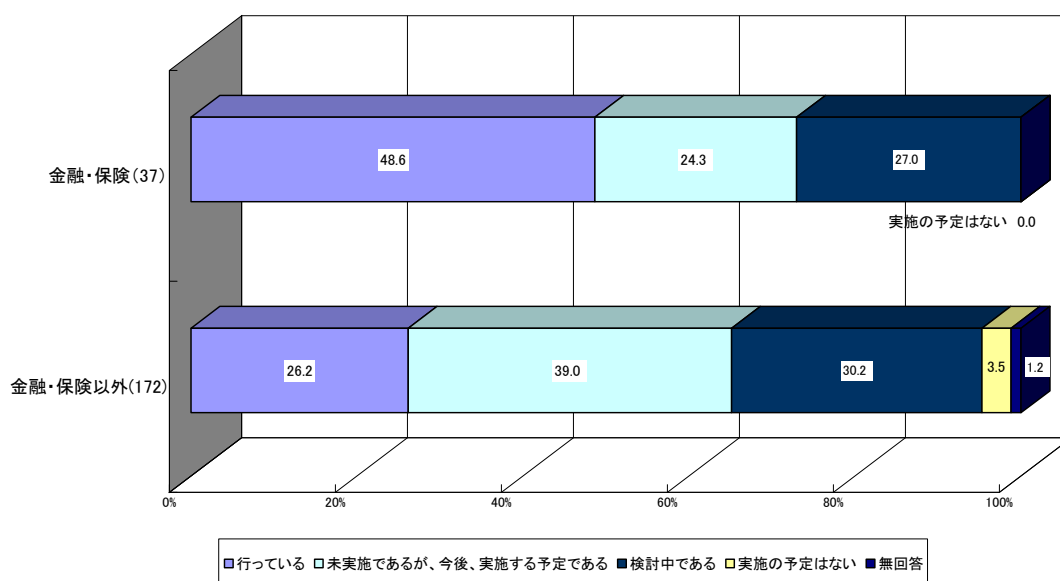


図3-2-28. 企業内における内部統制監査の実施状況(被監査部門—上場企業 業種別)

3. 会計知識をもつシステム監査人の存在

Q44. 貴事業体には会計知識をもったシステム監査人がいますか。

表 3-2-3. 会計知識をもつシステム監査人の存在(上場企業対象)

資本金規模	回答 件数	いる		いない		無回答	
500 億円以上	37	8	21.6	28	75.7	1	2.7
100 億円以上 500 億円未満	74	12	16.2	59	79.7	3	4.1
50 億円以上 100 億円未満	46	6	13.0	39	84.8	1	2.2
10 億円以上 50 億円未満	44	7	15.9	36	81.8	1	2.3
10 億円未満	8	0	0.0	8	100.0	0	0.0
計	209	33	15.8	170	81.3	6	2.9
金融・保険以外	172	31	18.0	137	79.7	4	2.3
金融・保険	37	2	5.4	33	89.2	2	5.4
監査担当部門調査	183	40	21.9	142	77.6	1	0.5

「貴事業体では会計知識をもったシステム監査人がいますか」という質問については、「いる」が15.8%（監査担当部門：21.9%）で、「いない」が81.3%（監査担当部門：77.6%）である。被監査部門、監査担当部門共に「いない」という回答が圧倒的な割合を占めている。いずれにしても、現時点では、会計知識をもったシステム監査人がいる企業はごく少数ということである。

この質問についても、他の質問と同様に監査担当部門より被監査部門の方が会計知識をもつシステム監査人が「いる」という回答が低くなっているが、極端な差はみられない。そして、会計知識をもつシステム監査人がいる企業(15.8%)について、金融・保険業とそれ以外の業種に分けてみると次のようになる。

	監査担当部門	被監査部門
金融・保険業	16.7%	5.4%
金融・保険業以外	23.1%	18.0%

会計知識をもつシステム監査人が「いる」と回答した企業は、金融・保険業よりそれ以外の業種の方が多い。また、金融・保険業だけでみると、被監査部門で「いる」と回答した企業は、監査担当部門の3分の1に過ぎない。両部門とも、金融・保険業よりそれ以外の業種の方が会計知識をもつシステム監査人がいる比率が高い。しかし、金融・保険業だけでみると、被監査部門では、「いる」の割合が監査担当部門の3分の1という結果になっている。この理由はわからないが、被監査部門の回答の方が監査担当部門の回答より、システム監査人の情報システムに関する知識・技能等について見る目が厳しいと解釈できれば、監査担当部門でシステム監査人としている担当者が、被監査部門からみればシステム監査人ではないと判断されていることなども考えられるかもしれない。

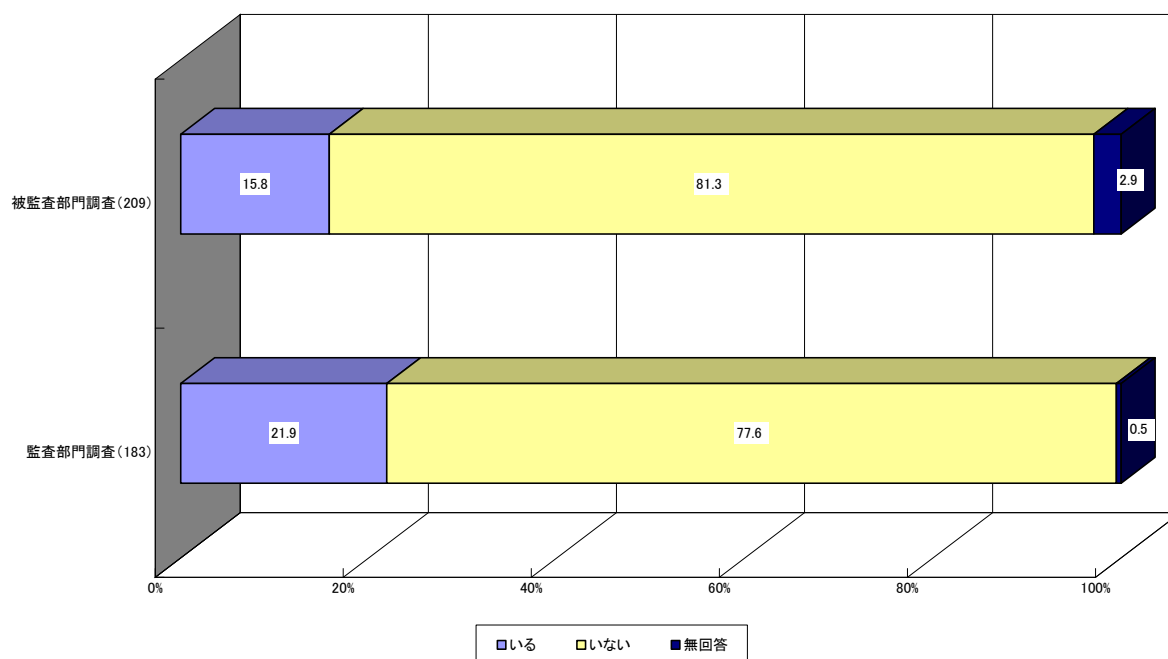


図3-2-29. 会計知識を持つシステム監査人の配置状況(被監査部門／監査担当部門の比較－上場企業)

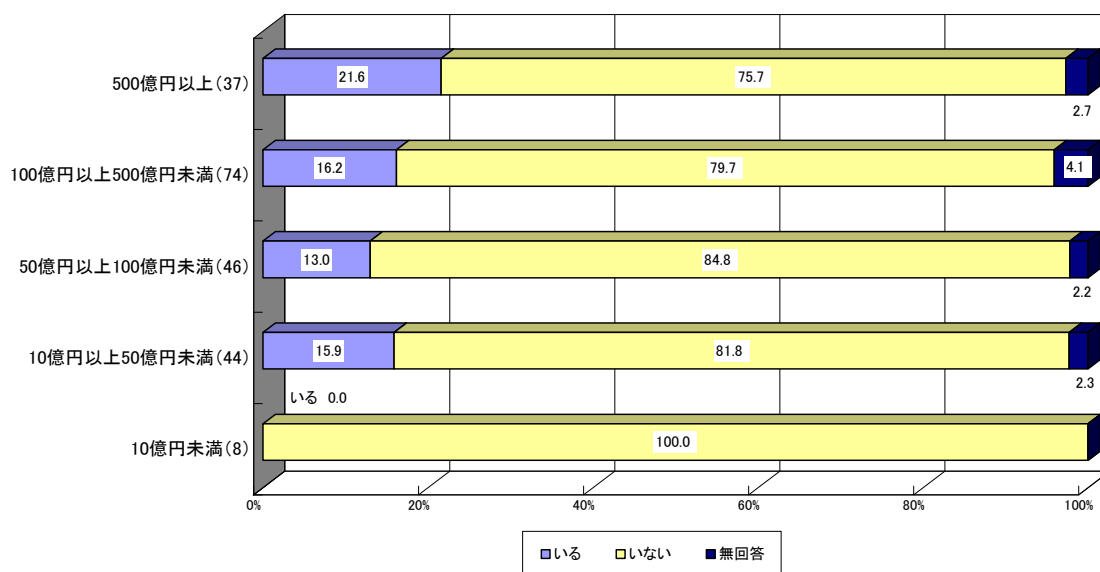


図3-2-30. 会計知識を持つシステム監査人の配置状況(被監査部門－上場企業 資本金規模別)

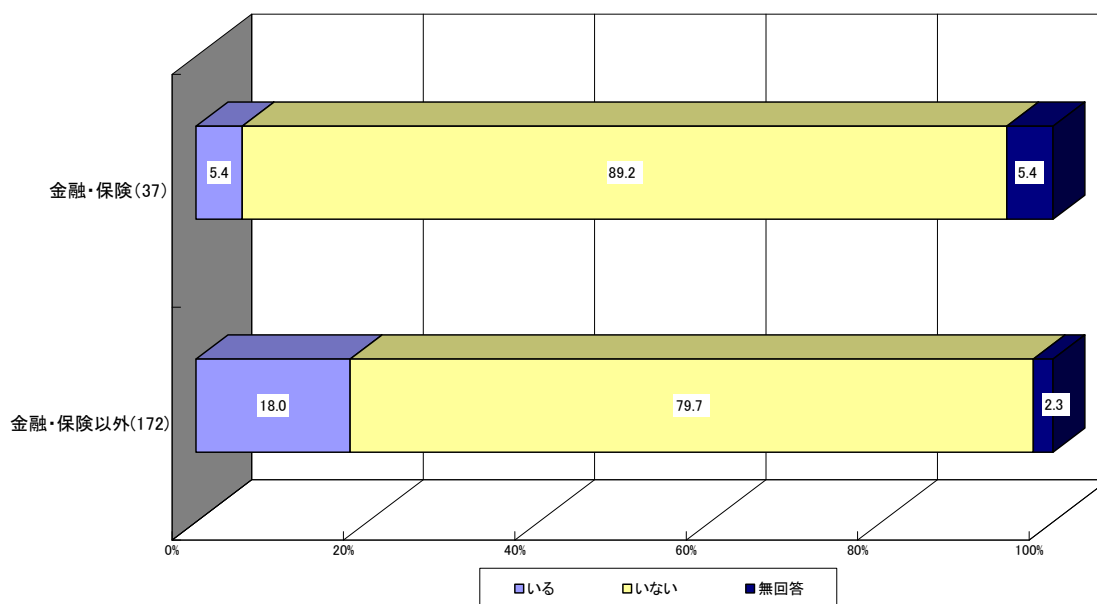


図3-2-31. 会計知識を持つシステム監査人の配置状況(被監査部門－上場企業 業種別)

4. 内部統制監査のできるシステム監査人の必要性

Q45. 貴事業体では内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要だと思いますか

表 3-2-4. 内部統制監査を実施できるシステム監査人の必要性(上場企業対象)

資本金規模	回答 件数	思う		思わない		わからない	
500 億円以上	37	27	73.0	2	5.4	8	21.6
100 億円以上 500 億円未満	74	52	70.3	10	13.5	12	16.2
50 億円以上 100 億円未満	46	33	71.7	4	8.7	9	19.6
10 億円以上 50 億円未満	44	24	54.5	6	13.6	14	31.8
10 億円未満	8	3	37.5	0	0.0	5	62.5
計	209	139	66.5	22	10.5	48	23.0
金融・保険以外	172	110	64.0	20	11.6	42	24.4
金融保険	37	29	78.4	2	5.4	6	16.2
監査担当部門調査	183	147	80.3	7	3.8	29	15.8

表 3-2-5. 内部統制監査を実施できるシステム監査人の必要性(上場企業－金融・保険業のみ)

資本金規模	回答 件数	思う		思わない		わからない	
500 億円以上	10	7	70.0	1	10.0	2	20.0
100 億円以上 500 億円未満	16	13	81.3	1	6.3	2	12.5
50 億円以上 100 億円未満	8	7	87.5	0	0.0	1	12.5
10 億円以上 50 億円未満	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0
10 億円未満	1	0	0.0	0	0.0	1	100.0
計	37	29	78.4	2	5.4	6	16.2

企業内に内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要であると思うかについては、「思う」が 66.5%であり、監査担当部門の 80.3%と比較して 13.8 ポイント低くなっている。これは、監査担当部門と被監査部門のこの問題に対する認識の差と考えれば仕方のないことであろう。また、「思わない」は 10.5%（監査担当部門：3.8%）と低くなっているが、「わからない」が 23.0%と 5 分の 1 を超えており、これは監査担当部門の 15.8%に対して 7.2 ポイント高くなっている。

資本金規模別で内部統制監査のできるシステム監査人を必要とするかどうかをみると、資本金 50 億円以上では、「思う」が 71.3%、「思わない」が 10.2%、「わからない」が 18.5%である。資本金 50 億円以下では、「思う」が 51.9%、「思わない」が 11.5%、「わからない」が 36.5%である。すなわち、内部統制監査のできるシステム監査人を必要だと「思う」のは、資本金 50 億円以上の企業の方が約 20 ポイント多く、この質問について「わからない」とするのは、資本金 50 億円以下の企業の方が約 20 ポイント多いということになる。つまり、金融商品取引法で求めている内部統制の評価・監査について、その趣旨および内容の理解が末端まで浸透していないことを物語っているのではないかと思われる。

また、内部統制監査のできるシステム監査人が必要だと思う 66.5%の企業を、金融・保険業とそれ以外の業種に分けて比較してみると、金融・保険業では 78.4%が必要と思っており、それ以

外の業種の 64.0%を 14.4 ポイント上回っている。すなわち、内部統制監査ができるシステム監査人の必要性は、金融・保険業でより強く求められているといえよう。

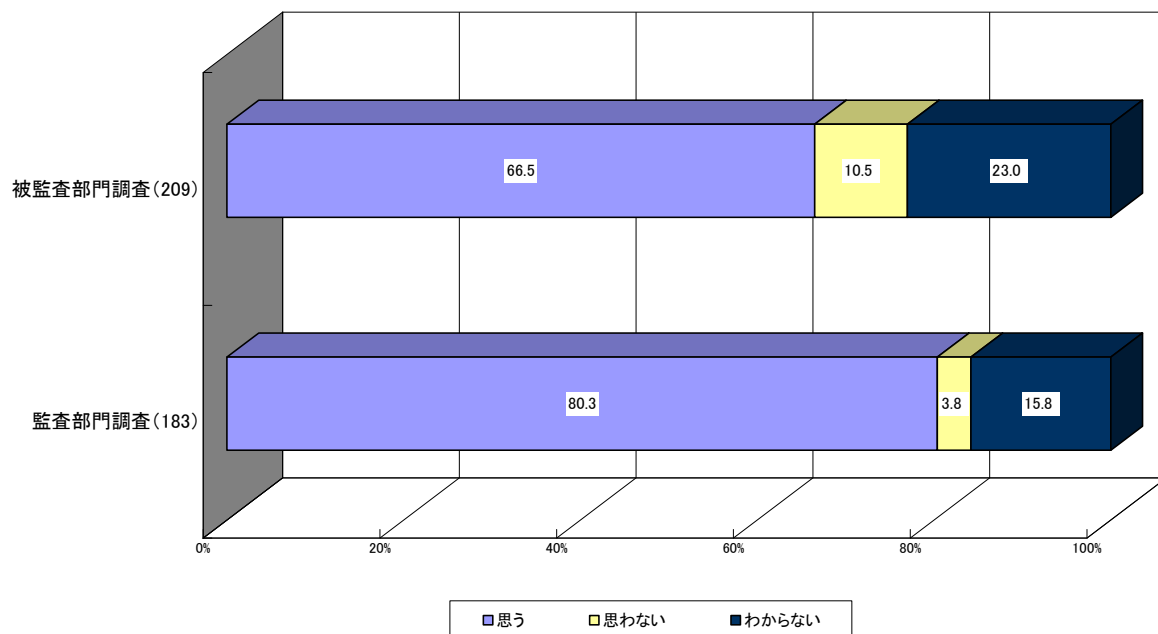


図3-2-32. 内部統制監査を実施できるシステム監査人の必要性(被監査部門／監査担当部門の比較－上場企業)

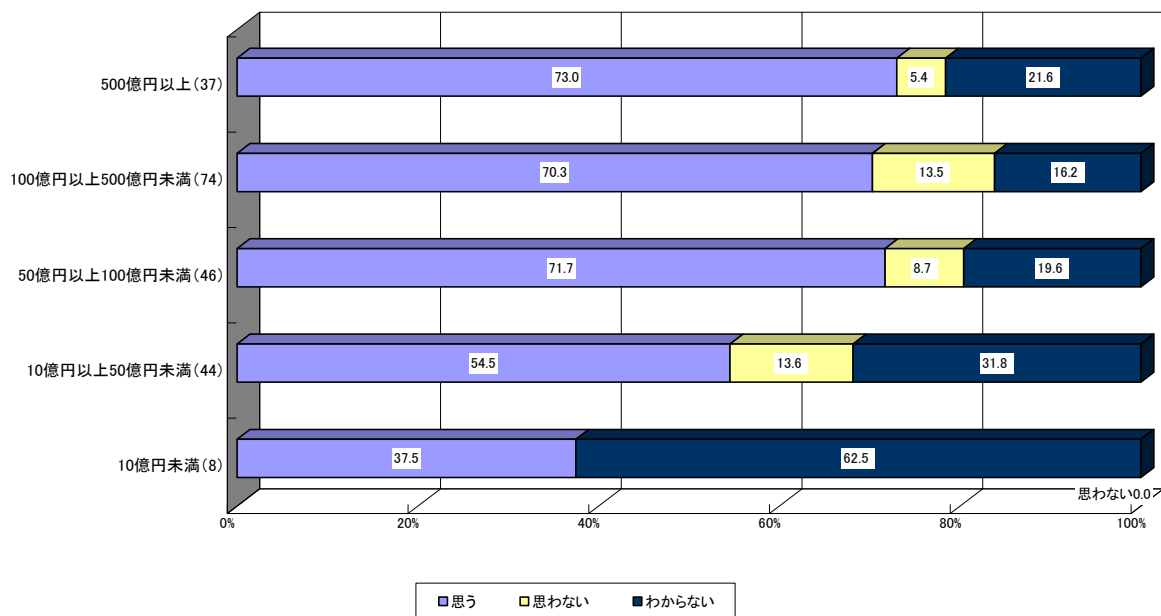


図3-2-33. 内部統制監査を実施できるシステム監査人の必要性(被監査部門－上場企業 資本金規模別)

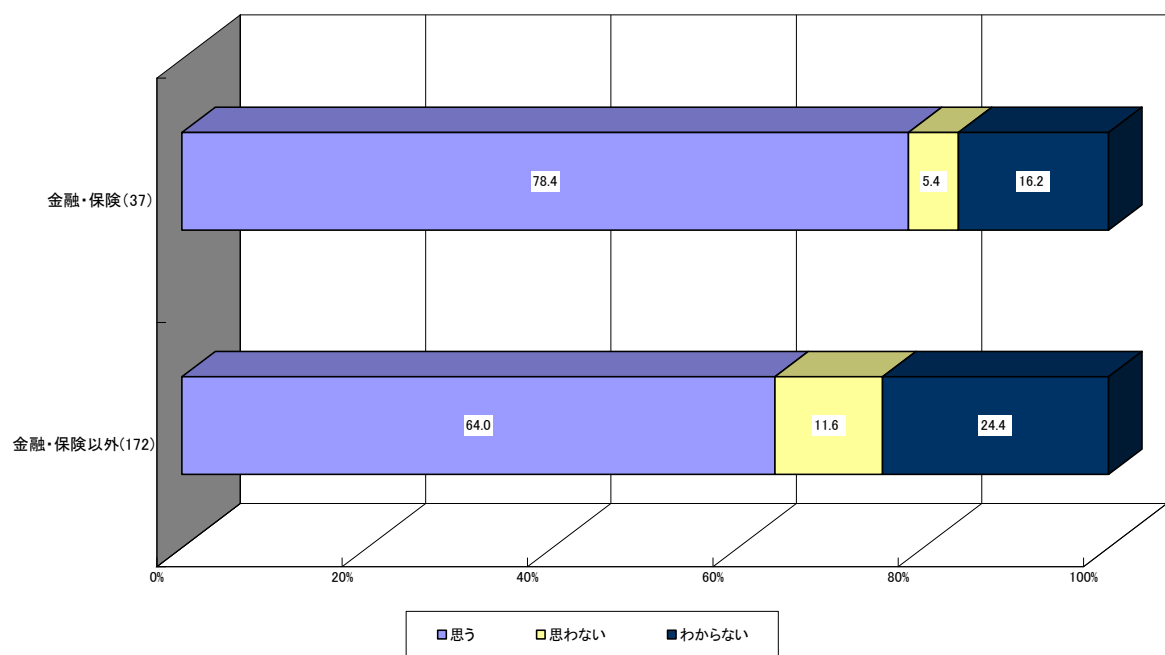


図3-2-34. 内部統制の監査で重要な事項(被監査部門－上場企業 業種別)

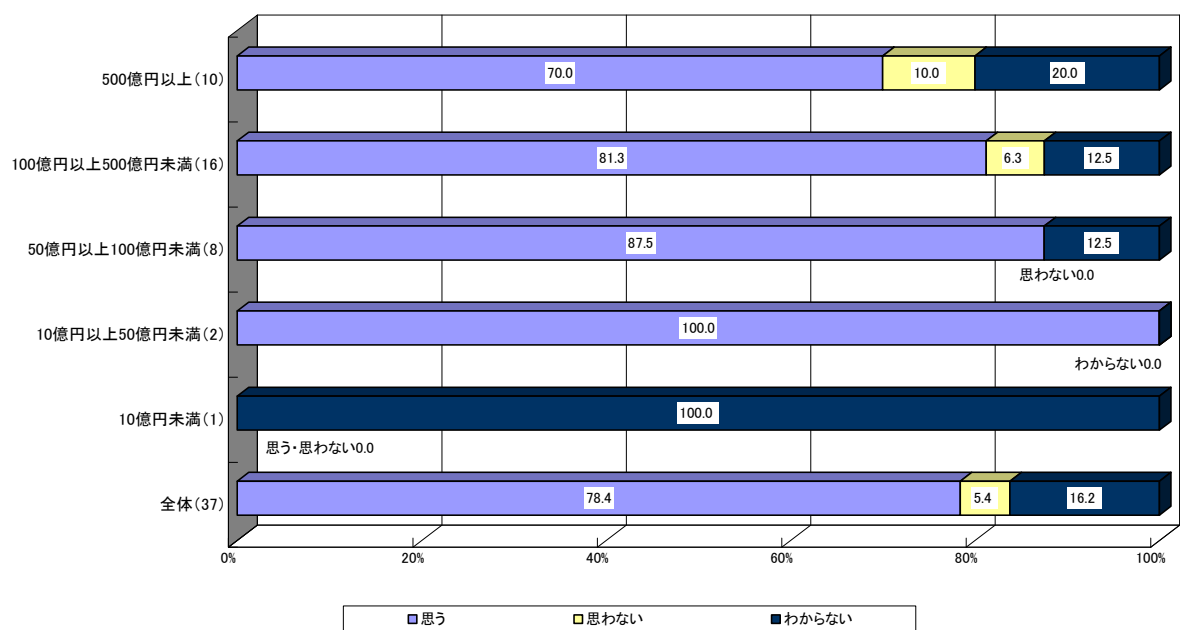


図3-2-35. 会計知識を持つシステム監査人の配置状況(被監査部門－上場企業 資本金規模別(金融・保険業))

5. 内部監査での重要事項

Q46. 貴事業体で内部統制の監査を実施する際、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要と思うものを1つ選んで下さい。(単一回答)

表 3-2-6. 内部統制の監査で重要な事項(上場企業対象)

資本金規模	回答 件数	監査部 門の体 制の強 化	監査方 法の確 立	監査対 象の洗 い出し	監査チ ェックリ ストの作 成	被監査 部門の 協力	内部統 制の監 査実施 の予定 はない	その他
500 億円以上	37	20 54.1	15 40.5	0 0.0	1 2.7	1 2.7	0 0.0	0 0.0
100 億円以上 500 億円未満	74	30 40.5	24 32.4	5 6.8	5 6.8	7 9.5	0 0.0	1 1.4
50 億円以上 100 億円未満	46	22 47.8	15 32.6	3 6.5	5 10.9	1 2.2	0 0.0	0 0.0
10 億円以上 50 億円未満	44	19 43.2	9 20.5	7 15.9	6 13.6	0 0.0	1 2.3	0 0.0
10 億円未満	8	2 25.0	2 25.0	0 0.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5	0 0.0
計	209	93 44.5	65 31.1	15 7.2	19 9.1	10 4.8	2 1.0	1 0.5
金融・保険以外	172	72 41.9	52 30.2	14 8.1	18 10.5	10 5.8	2 1.2	1 0.6
金融・保険	37	21 56.8	13 35.1	1 2.7	1 2.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
監査担当部門 調査	183	91 49.7	52 28.4	11 6.0	16 8.7	8 4.4	2 1.1	3 1.6

内部統制の監査を実施する際に、どのような点を充実させなければならないと思うかについては、傾向としては監査担当部門と同様の結果が得られており、その中心的な課題になっているのは「監査部門の体制の強化」と「監査方法の確立」である。

この質問は、単一回答であり、「監査部門の体制の強化」と「監査方法の確立」という2つの基本的な課題と、「監査対象の洗い出し」と「監査チェックリストの作成」という具体的な手法上の課題と、「被監査部門の協力」という社内事情と、「内部統制の監査実施の予定はない」という無関心の意見で構成されている。

(1) 監査部門の体制強化・監査方法の確立が課題

わが国の内部統制ルールは、これから始まる分野であるから、基本的な課題である「監査部門の体制の強化」と「監査方法の確立」に回答が集中していることも自然であるといえる。そして、単一回答ということを考慮すると、これら2つのうちどちらの比率が高いかは多少の優先順位の問題だけで、この2つの課題とも企業としては重視しているのではないと思われる。

ただし、「監査部門の体制の強化」の中身で、“専門要員がいない”ということが大きなウェイトを占めているとすると、かなり問題が大きいといわざるを得ない。また、「監査方法の確立」の中身が、“やり方がわからない”ということであるとすれば、何らかの指導が必要なことになり、やはり問題が大きいといわざるを得ない。

（２）資本金規模別の状況

資本金 500 億円以上では、「監査部門の体制の強化」が 54.1%で、「監査方法の確立」が 40.5%であり、両者をあわせると 94.6%となり、この 2つの選択肢に回答が集中していることがわかる。そして、資本金規模が 500 億円未満になると、これら 2つの選択肢以外にも回答がみられるようになる。この傾向は、資本金 50 億円で分けてみるとさらに明確になる。

資本金 50 億円以上では、「監査部門の体制の強化」が 45.9%、「監査方法の確立」が 34.4%であり、両者をあわせると 80.3%になる。

資本金 50 億円未満では、「監査部門の体制の強化」が 40.4%、「監査方法の確立」が 21.1%であり、両者をあわせると 61.5%であり、資本金 50 億円以上の企業より他の選択肢への回答が分散していることがよくわかる。

（３）金融・保険業の状況

金融・保険業では、「監査部門の体制の強化」をあげたのが 56.8%であり、資本金 500 億円以上の 54.1%より高くなっている。これは、「会計知識を持つシステム監査人がある」のが、わずかに 5.4%であり、逆に「内部統制監査を実施できるシステム監査人を必要と思う」のが 78.4%に及んでいることと考えあわせると興味深い。すなわち、内部監査体制の最も充実していると思われる金融・保険業でさえも、監査体制について問題を抱えていることが明確になった。

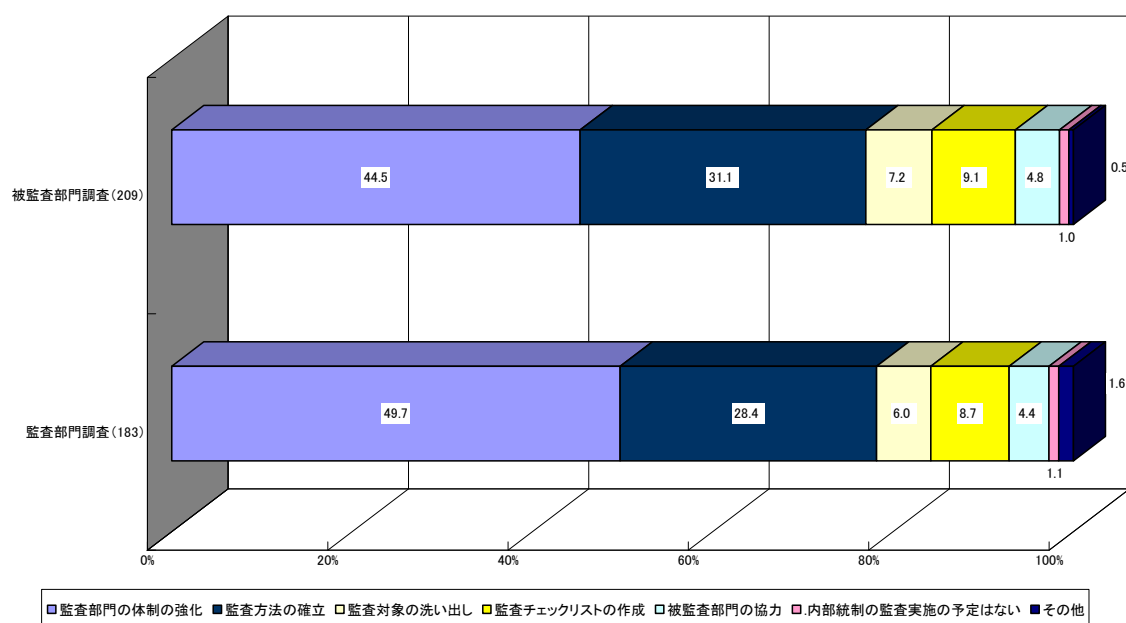


図3-2-36. 内部統制の監査で重要な事項(被監査部門／監査担当部門の比較－上場企業)

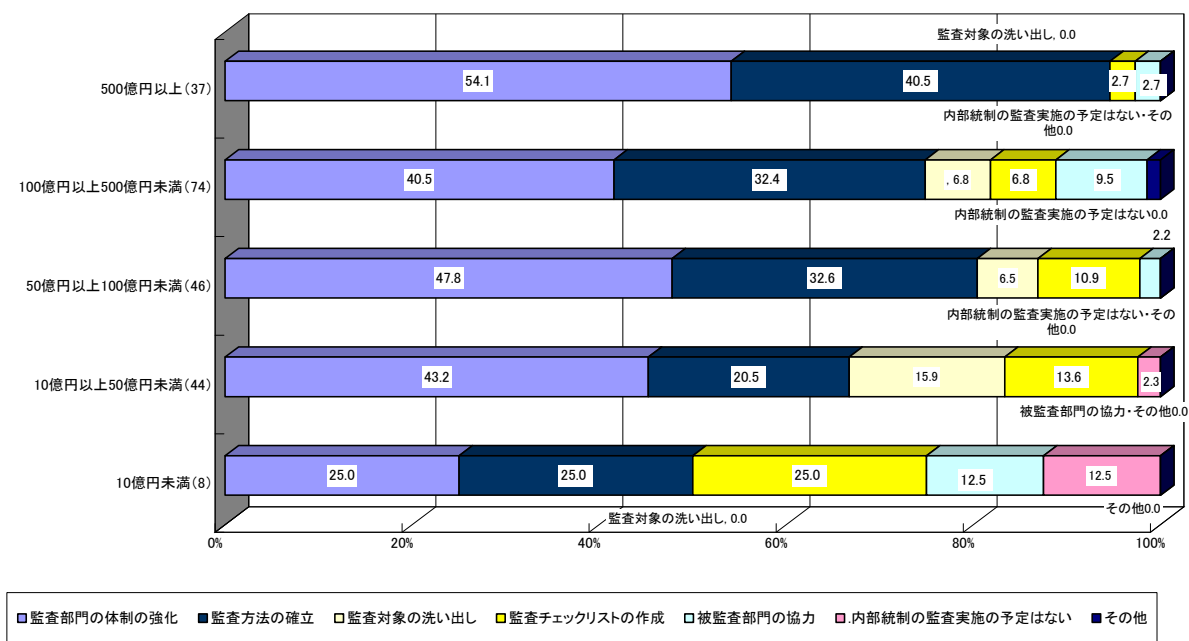


図3-2-37. 内部統制の監査で重要な事項(被監査部門—上場企業 資本金規模別)

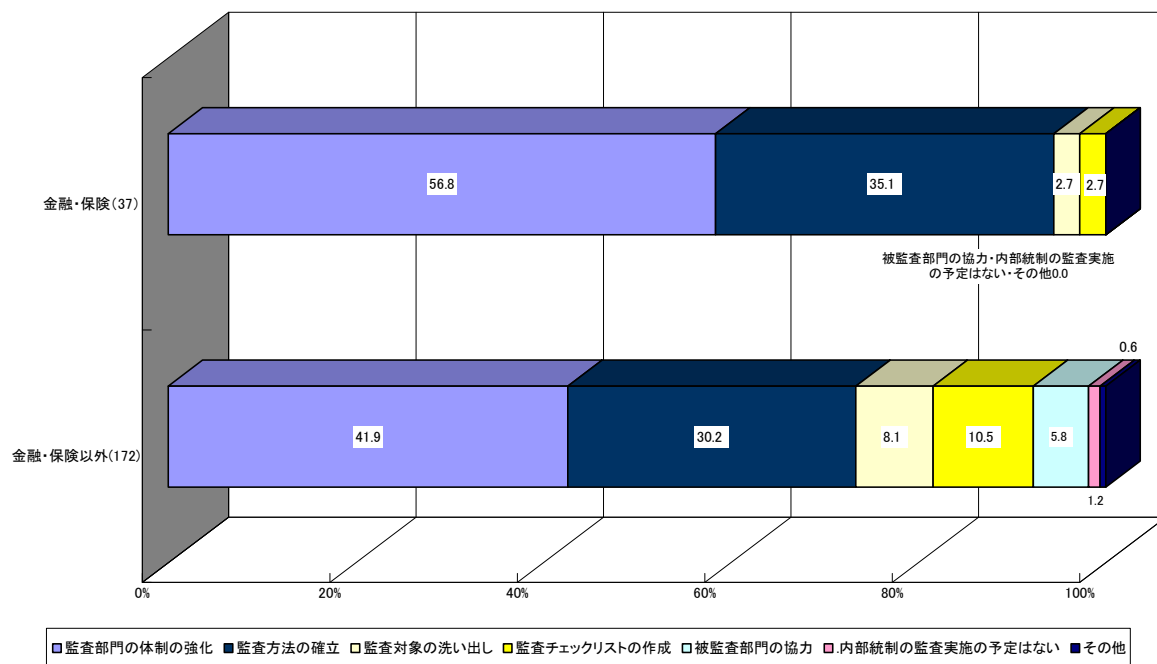


図3-2-38. 内部統制の監査で重要な事項(被監査部門—上場企業 業種別)

(参考)「5. 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について」

以下は、上場／非上場に問わず、全事業体からの回答結果をまとめたものである。

Q42. 貴事業体では日本版 SOX 法が設けられた場合における内部統制システム構築に向けての検討を行っていますか。

1	検討を行い、すでに構築済みである	13	2.7
2	検討を行っており、現在、構築中である。	134	28.0
3	検討を行っているが、未着手である	170	35.6
4	検討を行っていない	144	30.1
無回答		17	3.6
計		478	100.0

Q43. 貴事業体では財務諸表の信頼性をめぐる内部統制の監査を行っていますか。

1	行っている	131	27.4
2	未実施であるが、今後、実施する予定である	102	21.3
3	検討中である	118	24.7
4	実施の予定はない	107	22.4
無回答		20	4.2
計		478	100.0

Q44. 貴事業体には会計知識をもったシステム監査人がいますか。

1	いる	66	13.8
2	いない	390	81.6
無回答		22	4.6
計		478	100.0

Q45. 貴事業体では内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要だと思いますか。

1	思う	260	54.4
2	思わない	56	11.7
3	わからない	147	30.8
無回答		15	3.1
計		478	100.0

Q46. 貴事業体で内部統制の監査を実施する際、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要と思うものを1つ選んで下さい。(単一回答)

1	監査部門の体制の強化	164	34.3
2	監査方法の確立	143	29.9
3	監査対象の洗い出し	33	6.9
4	監査チェックリストの作成	40	8.4
5	被監査部門の協力	26	5.4
6	内部統制の監査実施の予定はない	42	8.8
7	その他	6	1.3
無回答		21	4.4
複数回答		3	0.6
計		478	100.0

付属資料

2007-2008年版 システム監査白書資料

「システム監査」普及状況調査 (1)

貴社名 (または団体名)		〒	
所在地	国	〒	市町村
ご回答者所属、役職名		ご方名	
貴事業 (事業)「システム監査普及状況調査」アンケート様式		事業種別 (事業) 貴事業 (事業)	
従業員数 (事業) (事業)の場合は常勤従業員、特約の場合は派遣員、兼員		事業種別 (事業) 貴事業 (事業)	
(事業)の場合は一般行政部門の人数をご記入下さい。		事業種別 (事業) 貴事業 (事業)	

- 本調査におきましては、秘密を厳守し、個別データは絶対に公表いたしません。
- ご回答者に関する事項 (氏名、所属等) については、本調査に関わる目的外では使いたしません。
- ご回答頂きました事業体には、全体の集計結果を後日お送り申し上げます。
- なお、ご回答は、当該項目の番号に○印をお付けいただくか、もしくは記入欄にて記入いただく方式です。選択肢に「その他」とある場合は、具体的に記述して下さい。
- ご回答は平成18年10月31日までお願いいたします。

業 種	複数業種に関連する場合は、主力業種1つのみ○印をつけて下さい。	
1 農・林・漁・畜産、水産物製造業	16 電気機械器具製造業	31 金属・金属製品製造業
2 鉱業	17 輸送用機械器具製造業	32 情報処理サービス業 (ソフトウェア開発等)
3 建設業	18 化学・化学製品製造業	33 情報業 (IT)
4 食品製造業	19 その他化学製造業	34 情報通信業
5 繊維工業	20 医薬・医療	35 建設業
6 紙・パルプ、紙加工品製造業	21 その他	36 工業
7 印刷業、出版業	22 金属業	37 その他製造業
8 皮革業、靴製造業	23 化学・化学製品製造業	38 情報通信業
9 化学工業	24 金属製品製造業 (金型製造、鍛冶工業)	39 輸入・輸出・通関
10 化学工業	25 その他製造業 (金型製造、鍛冶工業)	40 金融機関サービス業
11 石油・石炭製品製造業	26 機械製造業	41 建設業
12 窯業・土石製品製造業	27 金属・金属製品製造業	42 建設業
13 窯業	28 電力・ガス事業	43 建設業
14 窯業・土石製品製造業	29 電力・ガス事業	
15 窯業・土石製品製造業	30 建設業	

※1 「業種別」欄に「その他」を選択した場合、その業種は「その他」に分類されます。また、業種別欄に「その他」を選択した場合、その業種は「その他」に分類されます。

※2 「業種別」欄に「その他」を選択した場合、その業種は「その他」に分類されます。また、業種別欄に「その他」を選択した場合、その業種は「その他」に分類されます。

本調査に関するお問い合わせ

財団法人 日本情報処理開発協会 プライバシーマーク推進センター

(システム監査普及状況調査 年表)

〒100-0071 東京都千代田区千代田 3-5-5 日本情報処理開発協会

2007-2008年版 システム監査白書資料

「システム監査」普及状況調査 (I)

貴社名 (または団体名)													
所在地	〒	Tel		—		—		内線					
ご回答者所属/役職名		ご芳名											
資本金 (非営利法人においては、基金、出資金等)				6	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	13 円
従業員数 (学校の場合は常勤教員数、病院の場合は病床数、官公庁の場合は一般行政部門の人数をご記入下さい。)				14	十萬	萬	千	百	十			19 人	

- ◇ 本調査におきましては、機密を厳守し、個別データは絶対に公表いたしません。
- ◇ ご回答者に関する事項 (氏名、所属等) については、本調査に関わる目的外では使用いたしません。
- ◇ ご回答賜りました事業体には、全体の集計結果を後日お送り申し上げます。
- ◇ なお、ご回答は、当該項目の番号に○印をお付けいただくか、もしくは記入欄にご記入いただく方式です。選択肢に「その他」とある場合は、具体的に記述して下さい。
- ◇ ご回答は平成18年10月31日までお願いいたします。

業 種 ^{20, 21}	複数業種に関連する場合は、主力業種1つのみ○印をつけて下さい。	
1 農・林・漁・狩猟・水産養殖業	16 電気機械器具製造業	31 広告・調査・情報提供サービス業
2 鉱業	17 輸送用機械器具製造業	32 情報処理サービス業・ソフトウェア業 (注1)
4 建設業	18 精密機械器具製造業	33 医療業 (注2)
5 食品製造業	19 その他の製造業	34 宗教法人
6 繊維工業	21 卸業・商社	35 高校
7 紙・パルプ・紙加工品製造業	22 小売業	36 大学
8 新聞業・出版業	23 金融業	37 その他の教育機関
9 印刷業・同関連産業	24 証券業・商品取引業	38 学術研究機関
10 化学工業	25 生命保険業 (含代理業・サービス業)	39 法人団体・農協
11 石油製品製造業	26 損害保険業 (含代理業・サービス業)	40 その他のサービス業
12 窯業・土石製品製造業	27 不動産業	42 政府
13 鉄鋼業	28 運輸・通信・倉庫業	43 地方公共団体
14 非鉄金属製造業・金属製品製造業	29 電力・ガス事業	
15 一般機械器具製造業	30 放送業	

(注1) 「情報処理サービス業・ソフトウェア業」では、コンピュータを利用して、情報の処理、加工等のサービスを行なうものおよびコンピュータのソフトウェア開発を行なうものをいいますが、本調査ではこれらの業務量が年間事業収入の50%以上あるもののみに限定します。

(注2) 「医療業」：病院などで、その管轄が政府、地方公共団体、大学、組合などであっても、その管轄主体の分類に入らず、この医療業に入れて下さい。

本調査に関するお問い合わせ

財団法人 日本情報処理開発協会 プライバシーマーク推進センター
(システム監査普及状況調査担当 塚本)

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館
TEL: 03-3432-3156

I システム監査一般について

Q1. 経済産業省の「システム監査基準」(平成16年10月改訂)を知っていますか。

23	1	利用したことがある
	2	内容は知っているが、利用したことはない
	3	存在だけは知っている
	4	知らない

Q2. 経済産業省から「システム管理基準」(平成16年10月策定)を知っていますか。

24	1	利用したことがある
	2	内容は知っているが、利用したことはない
	3	存在だけは知っている
	4	知らない

Q3. 経済産業省の「システム監査企業台帳制度」(平成3年施行)を知っていますか。

25	1	知っている
	2	知らない

→Q5へ

Q4. システム監査を外部の企業に委託する場合、「システム監査企業台帳」を参考にしたいと思いますか。

26	1	参考にしたことがある
	2	今後参考にしたいと思う
	3	参考にしたいと思わない

Q5. 経済産業省の「情報セキュリティ監査基準」(平成15年4月策定)を知っていますか。

27	1	利用したことがある
	2	内容は知っているが、利用したことはない
	3	存在だけは知っている
	4	知らない

Q6. 経済産業省の「情報セキュリティ管理基準」(平成15年4月策定)を知っていますか。

28	1	利用したことがある
	2	内容は知っているが、利用したことはない
	3	存在だけは知っている
	4	知らない

Q7. 経済産業省の「情報セキュリティ監査企業台帳制度」(平成15年施行)を知っていますか。

29	1	知っている
	2	知らない

→Q9へ

Q8. 情報セキュリティ監査を外部の企業に委託する場合、「情報セキュリティ監査企業台帳」を参考にしたいと思いますか。

30	1	参考にしたことがある
	2	今後参考にしたいと思う
	3	参考にしたいと思わない

Q9. 経済産業省の情報処理技術者試験制度で行われている「システム監査技術者試験」を知っていますか。

31	1	知っている
	2	知らない

32 B

Ⅱ 貴事業体の監査体制について

Q10. 貴事業体には内部監査部門(監査部、検査部等)が設置されていますか。

33	1	いる	
	2	いない	→Q13へ

Q11. 内部監査人は何人いますか。

34				人	36
----	--	--	--	---	----

Q12. 内部監査人は平均何歳ですか。(端数切捨て)

37			歳	38
----	--	--	---	----

Q13. 貴事業体にはシステム監査人(システム監査の担当者)がいますか。

39	1	いる	
	2	いない	→Q18へ

Q14. システム監査人は何人いますか。

40				人	42
----	--	--	--	---	----

Q15. システム監査人は平均何歳ですか。(端数切捨て)

43			歳	44
----	--	--	---	----

Q16. システム監査人を置いたのはいつですか。(西暦でお答え下さい)

45					年	48
----	--	--	--	--	---	----

Q17. システム監査人の中にシステム監査技術者試験の合格者がいますか。

49	1	いる
	2	いない
	3	把握していない

Q18. 貴事業体では過去にシステム監査を実施したことがありますか。

50	1	あ る(実施中を含む)	
	2	な い	→Q52へ

Q19. システム監査の実施に関する規程が定められていますか。

51	1	定められている
	2	他の社内規程でシステム監査の実施が明記されている
	3	定められていない

Q20. システム監査の実施において問題がありましたか。最も問題だと思われるものを1つ選んで下さい。

52	1	トップマネジメントのサポートが得られない
	2	システム監査人が不足している
	3	システム監査の実施に関する規程が整備されていない
	4	システム監査のチェックリストが整備されていない
	5	利用できるシステム監査技法が少ない
	6	被監査部門の協力が得られない
	7	委託先のシステム監査企業の実施内容が期待どおりでなかった
	8	その他(具体的に書いて下さい:)
	9	実施上の問題点はない

Q21. システム監査は誰が実施するのが効果的だと思いますか。最も効果的と思うものを1つ選んで下さい。

53	1	監査役(団体等は監事、自治体は監査委員)
	2	内部の監査人
	3	情報システム部門の要員
	4	システム監査技術者試験の合格者
	5	監査法人・公認会計士
	6	システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業
	7	その他(具体的に書いて下さい:)

Q22. システム監査を実施する際、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要と思うものを1つ選んで下さい。

54	1	監査計画
	2	事前調査
	3	実地調査
	4	改善勧告内容
	5	監査報告会
	6	チェックリスト
	7	その他(具体的に書いて下さい:)

Q23. 貴事業体ではシステム監査人は何人位必要だと思いますか。

55					人	57
----	--	--	--	--	---	----

Q24. システム監査人に最も不足していると思われる知識は何ですか。次の中から1つ選んで下さい。

58	1	経営に関する知識
	2	業務知識
	3	法律知識
	4	監査知識
	5	情報システムの知識
	6	その他(具体的に書いて下さい:)
	7	わからない

Q25. システム監査人に最も不足していると思われる能力は何ですか。次の中から1つ選んで下さい。

59	1	インタビュー能力
	2	分析能力
	3	判断能力
	4	報告書作成能力
	5	その他(具体的に書いて下さい:)
	6	わからない

60 C

Q26. システム監査の対象はどのようにして決定していますか。(複数回答)

61	1	トップマネジメントの要求に基づいて決定
62	2	監査役(団体等は監事、自治体は監査委員)の要求に基づいて決定
63	3	内部監査部門長の判断に基づいて決定
64	4	システム監査人の独自の判断で決定
65	5	特定システムオペレーション(SO)企業認定制度に基づいて決定
66	6	プライバシーマーク制度の要求事項に基づいて決定
67	7	ISMS制度の要求事項に基づいて決定
68	8	その他(具体的に書いて下さい:)

Q27. 監査テーマはどのようにして決定していますか。(複数回答)

69	1	トップマネジメントの要求に基づいて決定
70	2	監査役(団体等は監事、自治体は監査委員)の要求に基づいて決定
71	3	内部監査部門の判断で決定
72	4	システム監査人の独自の判断で決定
73	5	各種認定制度等の要求事項に基づいて決定
74	6	その他(具体的に書いて下さい:)

Q28. システム監査の基本(年度)計画書を策定していますか。

75	1	いる	→Q30へ
	2	いない	

Q29. システム監査基本計画書を作成していない理由はなぜですか。(複数回答)

76	1	必要性がない
77	2	個別計画書だけで十分である
78	3	内部監査計画に含まれている
79	4	システム監査基本計画書作成のルールがない
80	5	外部に委託しているので作成していない
81	6	必要に応じてシステム監査を実施しているため、作成していない
82	7	その他(具体的に書いて下さい:)

Q30. システム監査を実施する場合、事前に被監査部門へ通知していますか。

83	1	い る
	2	いない

84 D

Ⅲ システム監査の実施について

Q31. 過去2年以内にシステム監査を実施しましたか。

85	1	し た(実施中を含む)	→Q52へ
	2	しない	

Q32. 貴事業体で実施したシステム監査は助言型監査ですか、保証型監査ですか。(複数回答)

86	1	助言型監査
87	2	保証型監査

定義) 助言型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールの改善を目的として、監査対象の情報システム上の問題点を検出し、必要に応じて当該検出事項に対応した改善提言を行う監査の形態をいう。

保証型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールが監査手続を実施した限りにおいて適切である旨(又は不適切である旨)を伝達する監査の形態をいう。

Q33. システム監査は次のどの方式で実施しましたか。(複数回答)

88	1	内部監査部門型(監査部、検査部等が実施)	} →Q36へ
89	2	部門監査型(情報システム部門が実施)	
90	3	指名方式(トップから指名された者がシステム監査人となって実施)	
91	4	委員会方式(システム監査委員会を設置して実施)	
92	5	チームアプローチ(システム監査プロジェクトチームを編成して実施)	} →Q34へ
93	6	外部委託型(システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業やコンサルタント会社等へ委託)	
94	7	その他(具体的に書いて下さい:)	→Q36へ

Q34. (Q33 で「6」を回答した場合) 外部委託企業は、システム監査企業台帳登録企業ですか。

95	1	は い
	2	いいえ
	3	わからない

Q35. (Q33 で「6」を回答した場合) 外部委託の場合、どこが実施しましたか。

96	1	監査法人(公認会計士を含む)
	2	コンサルタント(個人/企業)
	3	情報処理サービス業者
	4	その他(具体的に書いて下さい:)

97 E

Q36. システム監査を実施した業務欄の数字に○をつけ、その業務について右欄の着眼点(1～9)で最も重視した項目を1つ選んで下さい。(実施業務は複数回答)

実施業務		着眼点	安全性	信頼性	機密性	準拠性	採算性	適時性	生産性	効率性	有効性
98	1	企画業務 ➡	1	2	3	4	5	6	7	8	9
99	2	開発業務 ➡	1	2	3	4	5	6	7	8	9
100	3	運用業務 ➡	1	2	3	4	5	6	7	8	9
101	4	保守業務 ➡	1	2	3	4	5	6	7	8	9

Q37. システム監査を実施したテーマ欄の数字に○をつけ、その業務について右欄の着眼点(1～9)で最も重視した項目を1つ選んで下さい。(実施テーマは複数回答)

実施テーマ			着眼点	安全性	信頼性	機密性	準拠性	採算性	適時性	生産性	効率性	有効性
106	1	情報戦略	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
107	2	ドキュメント管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
108	3	進捗管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
109	4	品質管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
110	5	コスト管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
111	6	人的資源管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
112	7	外部委託(開発の委託)	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113	8	外部委託(運用の委託)	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
114	9	変更管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
115	10	セキュリティ管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
116	11	ネットワーク管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
117	12	ソフトウェアの適正利用 (ライセンス管理)	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
118	13	個人情報保護対策	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
119	14	PC管理、モバイル機器管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
120	15	コンピュータウイルス対策	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
121	16	情報システム関連のリスク管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
122	17	災害対策	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
123	18	内部統制	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9

142 F

Q38. 貴事業体の情報システムの信頼性は十分だと思いますか。

143	1 十分だと思う
	2 やや十分だと思う
	3 普通だと思う
	4 やや不十分だと思う
	5 不十分だと思う
	6 わからない

Q39. 貴事業体の情報システムの信頼性を高めるために改善の余地があると思いますか。

144	1	思 う
	2	思わない
	3	わからない

Q40. 貴事業体の情報システムの信頼性を高めるためにもっと投資すべきだと思いますか。

145	1	思 う
	2	思わない
	3	わからない

Q41. 貴事業体の情報システムの安全性は十分だと思いますか。

146	1	十分だと思う
	2	やや十分だと思う
	3	普通だと思う
	4	やや不十分だと思う
	5	不十分だと思う
	6	わからない

Q42. 貴事業体の情報システムの安全性を高めるために改善の余地があると思いますか。

147	1	思 う
	2	思わない
	3	わからない

Q43. 貴事業体の情報システムの安全性を高めるためにもっと投資すべきだと思いますか。

148	1	思 う
	2	思わない
	3	わからない

Q44. 貴事業体の情報システムの効率性は十分だと思いますか。

149	1	十分だと思う
	2	やや十分だと思う
	3	普通だと思う
	4	やや不十分だと思う
	5	不十分だと思う
	6	わからない

Q45. 貴事業体の情報システムの効率性を高めるために改善の余地があると思いますか。

150	1	思 う
	2	思わない
	3	わからない

Q46. 貴事業体の情報システムの効率性を高めるためにもっと投資すべきだと思いますか。

151	1	思 う
	2	思わない
	3	わからない

Q47. 貴事業体の情報システムは、総合的に見て満足できる状態ですか。

152	1	十分満足
	2	満足
	3	なんともいえない
	4	多少不満
	5	大いに不満
	6	わからない

Q48. 監査結果について、情報システム部門との間での講評会(監査報告書を作成する前に意見交換、確認等を行うことをいう)を行いましたか。

153	1	行った
	2	行わなかった

Q49. 監査報告書の作成後に関係者を含めた監査報告会を行いましたか。

154	1	行った
	2	行わなかった

→Q51へ

Q50. 監査報告会に出席したのは誰ですか。(複数回答)

155	1	最高経営者(会長、社長、知事、市長等)
156	2	財務担当役員
157	3	情報システム担当役員
158	4	監査役
159	5	情報システム部門の管理者
160	6	内部監査人
161	7	ユーザ部門の管理者
162	8	外部のシステム監査人
163	9	その他(具体的に書いて下さい:)

Q51. 監査報告書の原本は誰に提出(報告書の宛先)しましたか。(単一回答)

(複数部署に報告書を配布している場合は、その中での最高権限者に○をつけて下さい。)

164	1	最高意思決定機関(取締役会、理事会、議会等)
	2	最高経営者(社長、理事長、首長等)
	3	担当役員
	4	監査役(団体等は監事、自治体は監査委員)
	5	内部監査部門長
	6	その他(具体的に書いて下さい:)

IV 未実施および実施可能性について

(Q52からQ55までは、Q18およびQ31で「システム監査を実施していない」と回答した事業体のみお答え下さい。)

Q52. システム監査を実施していない理由はどのような点ですか。次の中から主な理由を1つ選んで下さい。

166	1	システム監査についてトップマネジメントの認識が欠如している
	2	システム監査の実施のためのコンセンサス、組織風土が十分に育っていない
	3	システム監査の実施よりもシステム化推進そのものに力点がある
	4	システム監査を実施する担当者(部門)の確保が難しい
	5	システム監査の方法、制度、手続きなどが十分でない
	6	システム監査の効果が明確でない
	7	システム監査の必要性を感じない
	8	アウトソーシングしているため
	9	その他(具体的に書いて下さい:)

Q53. 今後、システム監査についてどのように対応されますか。次の中から1つ選んで下さい。

167	1	現在、システム監査の導入を計画中
	2	2～3年以内には導入の予定
	3	当面導入の予定はない →Q56へ
	4	将来とも導入の予定はない →Q56へ
	5	その他(具体的に書いて下さい:)

Q54. 実施する監査は助言型監査、保証型監査のどちらを実施する予定ですか。(複数回答)

168	1	助言型監査
169	2	保証型監査
170	3	決まっていない

定義) 助言型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールの改善を目的として、監査対象の情報システム上の問題点を検出し、必要に応じて当該検出事項に対応した改善提言を行う監査の形態をいう。

保証型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールが監査手続を実施した限りにおいて適切である旨(又は不適切である旨)を伝達する監査の形態をいう。

Q55. どのような体制で進められる予定ですか。(複数回答)

171	1	内部監査部門型(監査部、検査部等が実施)
172	2	外部委託型(システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業やコンサルタント会社等へ委託)
173	3	決まっていない

以下の質問については、貴事業体の実態とは別にお答えいただいて結構です。

V システム監査結果の開示と保証型監査について

Q56. 貴事業体で実施したシステム監査は助言型監査ですか、保証型監査ですか。(複数回答)

175	1	助言型監査
176	2	保証型監査
177	3	実施していない

→Q58へ

定義) 助言型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールの改善を目的として、監査対象の情報システム上の問題点を検出し、必要に応じて当該検出事項に対応した改善提言を行う監査の形態をいう。

保証型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールが監査手続を実施した限りにおいて適切である旨(又は不適切である旨)を伝達する監査の形態をいう。

※Q56で「保証型監査」と回答した場合、どのようなテーマを実施しましたか。(自由記載)

--

Q57. (Q56で「1」または「2」を回答した場合) 貴事業体ではシステム監査の結果(システム監査報告書)を利害関係者に開示していますか。(複数回答)

178	1	経営者に提出するのみである
179	2	経営者に提出し、取締役会に報告している
180	3	内部の利害関係者に必要箇所のみ開示している
181	4	内部の利害関係者に報告書を開示している
182	5	内外の利害関係者に必要箇所のみ開示している
183	6	内外の利害関係者に報告書を開示している
184	7	開示していない

Q58. システム監査の結果を利害関係者に開示すべきだと思いますか。

185	1	思う
	2	思わない
	3	わからない

Q59. システム監査を保証型監査で実施すべきだと思いますか。

186	1	思う
	2	思わない
	3	わからない

Q60. 保証型監査の実施主体に関してはどのように思われますか。

187	1	内部監査で保証型監査ができる
	2	外部監査でなければ保証型監査にはならない
	3	わからない

VI 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について

Q61. 貴事業体では日本版SOX法が設けられた場合における内部統制システム構築に向けての検討を行っていますか。

189	1	検討を行い、すでに構築済みである
	2	検討を行っており、現在、構築中である
	3	検討を行っているが、未着手である
	4	検討を行っていない

Q62. 貴事業体では財務諸表の信頼性をめぐる内部統制の監査を行っていますか。

190	1	行っている
	2	未実施であるが、今後、実施する予定である
	3	検討中である
	4	実施の予定はない

Q63. 貴事業体には会計知識をもったシステム監査人がいますか。

191	1	いる
	2	いない

Q64. 貴事業体では内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要だと思いますか。

192	1	思う
	2	思わない
	3	わからない

Q65. 貴事業体で内部統制の監査を実施する際、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要と思うものを1つ選んで下さい。(単一回答)

193	1	監査部門の体制の強化
	2	監査方法の確立
	3	監査対象の洗い出し
	4	監査チェックリストの作成
	5	被監査部門の協力
	6	内部統制の監査実施の予定はない
	7	その他(具体的に書いて下さい:)

194 J

ご協力ありがとうございました。



このアンケートは競輪の補助を受けて実施しているものです。
<http://www.keirin.jp>



2007-2008年版 システム監査白書資料

「システム監査」普及状況調査 (II)

貴社名 (または団体名)															
所在地	〒	Tel		—		—		内線							
ご回答者所属/役職名			ご芳名												
資本金 (非営利法人においては、基金、出資金等)						6	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	13 円
従業員数 (学校の場合は常勤教員数、病院の場合は病床数、官公庁の場合は一般行政部門の人数をご記入下さい。)						14	十萬	萬	千	百	十			19 人	

- ◇ 本調査におきましては、機密を厳守し、個別データは絶対に公表いたしません。
- ◇ ご回答者に関する事項 (氏名、所属等) については、本調査に関わる目的外では使用いたしません。
- ◇ ご回答賜りました事業体には、全体の集計結果を後日お送り申し上げます。
- ◇ なお、ご回答は、当該項目の番号に○印をお付けいただくか、もしくは記入欄にご記入いただく方式です。選択肢に「その他」とある場合は、具体的に記述して下さい。
- ◇ ご回答は平成18年10月31日までをお願いいたします。

業 種 ^{20, 21}		複数業種に関連する場合は、主力業種1つのみ○印をつけて下さい。	
1 農・林・漁・狩猟・水産養殖業	16 電気機械器具製造業	31 広告・調査・情報提供サービス業	
2 鉱業	17 輸送用機械器具製造業	32 情報処理サービス業・ソフトウェア業 (注1)	
4 建設業	18 精密機械器具製造業	33 医療業 (注2)	
5 食品製造業	19 その他の製造業	34 宗教法人	
6 繊維工業	21 卸業・商社	35 高校	
7 紙・パルプ・紙加工品製造業	22 小売業	36 大学	
8 新聞業・出版業	23 金融業	37 その他の教育機関	
9 印刷業・同関連産業	24 証券業・商品取引業	38 学術研究機関	
10 化学工業	25 生命保険業 (含代理業・サービス業)	39 法人団体・農協	
11 石油製品製造業	26 損害保険業 (含代理業・サービス業)	40 その他のサービス業	
12 窯業・土石製品製造業	27 不動産業	42 政府	
13 鉄鋼業	28 運輸・通信・倉庫業	43 地方公共団体	
14 非鉄金属製造業・金属製品製造業	29 電力・ガス事業		
15 一般機械器具製造業	30 放送業		

(注1) 「情報処理サービス業・ソフトウェア業」では、コンピュータを利用して、情報の処理、加工等のサービスを行なうものおよびコンピュータのソフトウェア開発を行なうものをいいますが、本調査ではこれらの業務量が年間事業収入の50%以上あるものみに限定します。

(注2) 「医療業」：病院などで、その管轄が政府、地方公共団体、大学、組合などであっても、その管轄主体の分類に入れず、この医療業に入れて下さい。

本調査に関するお問い合わせ

財団法人 日本情報処理開発協会 プライバシーマーク推進センター
(システム監査普及状況調査担当 塚本)

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館
TEL: 03-3432-3156

I システム監査一般について

Q1. 経済産業省の「システム監査基準」(平成16年改訂)を知っていますか。

23	1	利用したことがある
	2	内容は知っているが、利用したことはない
	3	存在だけは知っている
	4	知らない

Q2. 経済産業省の「システム管理基準」(平成16年10月策定)を知っていますか。

24	1	利用したことがある
	2	内容は知っているが、利用したことはない
	3	存在だけは知っている
	4	知らない

Q3. 経済産業省の「システム監査企業台帳制度」(平成3年施行)を知っていますか。

25	1	知っている
	2	知らない

→Q5へ

Q4. システム監査を外部の企業に委託する場合「システム監査企業台帳」を参考にしたいと思いますか。

26	1	参考にしたことがある
	2	今後参考にしたいと思う
	3	参考にしたいと思わない

Q5. 経済産業省の「情報セキュリティ監査基準」(平成15年4月策定)を知っていますか。

27	1	利用したことがある
	2	内容は知っているが、利用したことはない
	3	存在だけは知っている
	4	知らない

Q6. 経済産業省の「情報セキュリティ管理基準」(平成15年4月策定)を知っていますか。

28	1	利用したことがある
	2	内容は知っているが、利用したことはない
	3	存在だけは知っている
	4	知らない

Q7. 経済産業省の「情報セキュリティ監査企業台帳制度」(平成15年施行)を知っていますか。

29	1	知っている
	2	知らない

→Q9へ

Q8. 情報セキュリティ監査を外部の企業に委託する場合、「情報セキュリティ監査企業台帳」を参考にしたいと思いますか。

30	1	参考にしたことがある
	2	今後参考にしたいと思う
	3	参考にしたいと思わない

Q9. 経済産業省の情報処理技術者試験制度で行われている「システム監査技術者試験」を知っていますか。

31	1	知っている
	2	知らない

32 B

II システム監査の実施について

Q10. 貴事業体にはシステム監査人(システム監査の担当者)がいますか。

33	1	いる
	2	いない

Q11. 貴部門では、過去にシステム監査を受けたことがありますか。

34	1	あ る(実施中を含む)	
	2	受ける予定がある	→Q32へ
	3	な い	→Q32へ

Q12. 過去2年間にシステム監査を受けましたか。

35	1	受けた(実施中を含む)	
	2	受けない	→Q32へ

Q13. 貴事業体が実施したシステム監査は助言型監査ですか、保証型監査ですか。(複数回答)

36	1	助言型監査
37	2	保証型監査

定義) 助言型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールの改善を目的として、監査対象の情報セキュリティ上の問題点を検出し、必要に応じて当該検出事項に対応した改善提言を行う監査の形態をいう。

保証型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールが監査手続を実施した限りにおいて適切である旨(又は不適切である旨)を伝達する監査の形態をいう。

Q14. システム監査を受けたのはどの業務でしたか。(複数回答)

38	1	企画業務
39	2	開発業務
40	3	運用業務
41	4	保守業務

Q15. システム監査では、どのテーマを実施しましたか。(複数回答)

42	1	情報戦略
43	2	ドキュメント管理
44	3	進捗管理
45	4	品質管理
46	5	コスト管理
47	6	人的資源管理
48	7	外部委託(開発の委託)
49	8	外部委託(運用の委託)
50	9	変更管理
51	10	セキュリティ管理
52	11	ネットワーク管理
53	12	ソフトウェアの適正利用(ライセンス管理)
54	13	個人情報保護対策
55	14	PC管理、モバイル機器管理
56	15	コンピュータウイルス対策
57	16	情報システム関連のリスク管理
58	17	災害対策
59	18	内部統制
60	19	その他(具体的に書いて下さい:)

Q16. システム監査は次のどの方式で実施されましたか。(複数回答)

61	1	内部監査部門型(監査部、検査部等が実施)
62	2	外部委託型(システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業やコンサルタント会社等へ委託)

(注)「1 内部監査部門型」のみ該当する場合はQ19に進んで下さい。

Q17. (Q16で「2」を回答した場合)外部委託企業は、システム監査企業台帳の登録企業ですか。

63	1	はい
	2	いいえ
	3	わからない

Q18. (Q16で「2」を回答した場合)外部委託の場合、どこが実施しましたか。

64	1	監査法人(公認会計士を含む)
	2	コンサルタント(個人/企業)
	3	情報処理サービス業者
	4	その他(具体的に書いて下さい:)

Q19. システム監査を受けた結果、監査人に対してどのような印象をもちましたか。(単一回答)

65	1	問題があった	
	2	十分満足できた	→Q21へ
	3	特に問題はなかった	→Q21へ
	4	わからない	→Q21へ

Q20. (Q19 で「1」を回答した場合)どのような点で問題があったと思いますか。最も問題だと思った点を1つ選んで下さい。(単一回答)

66	1	監査人の権限および役割分担が不明確であった
	2	現場(被監査部門)とのコミュニケーション能力が不足していた
	3	監査人の監査対象業務に関する知識が不足していた
	4	監査人の情報システムに関する知識が不足していた
	5	監査人の洞察力・判断力に問題があった
	6	その他(具体的に書いて下さい:)

67 C

Q21. システム監査を受けた時、現場の負担はありましたか。

68	1	負担はなかった
	2	負担は多少あったが、通常業務に支障をきたすほどではなかった
	3	通常業務に支障をきたした
	4	その他(具体的に書いて下さい:)

Q22. システム監査を受けた結果、どのような点が問題だと感じましたか。最も問題だと感じた点を3つまで選んで下さい。

69	1	システム監査計画に無理があった
71	2	システム監査方法が現場を無視したものであった
73	3	システム監査人へ提出すべき資料を整理していなかった
	4	資料提出や意見聴取の指示が不明確であった
	5	資料要求が多すぎた
	6	現場の説明がシステム監査人に理解されなかった
	7	監査プログラムの使用のために現場に負担がかかった
	8	実地調査が多すぎた
	9	その他(具体的に書いて下さい:)
	10	特に問題は感じなかった

Q23. 監査結果について、システム監査人と貴部門との間で講評会(監査報告書を作成する前に意見交換、確認等を行うことをいう)が行われましたか。

75	1	行われた
	2	行われなかった

Q24. 監査報告書の作成後に関係者を含めた監査報告会が行われましたか。

76	1	行われた
	2	行われなかった

→Q26へ

Q25. 監査報告会に情報システム部門から出席しましたか。

77	1	した
	2	しない

Q26. 監査報告書の指摘事項や改善勧告の内容について妥当だと思いますか。

78	1	妥当だと思う
	2	一部妥当だと思う
	3	妥当だと思わない

Q27. 改善命令を受けましたか。

79	1	受けた	
	2	受けない	→Q29へ

Q28. 改善命令を受けて対策を実施しましたか。

80	1	実施した
	2	一部実施した
	3	実施していない

Q29. システム監査を受けた結果、被監査部門としては効果があったと思いますか。

81	1	効果があったと思う	
	2	効果はなかったと思う	→Q32へ
	3	どちらともいえない	→Q32へ
	4	わからない	→Q32へ

Q30. (Q29で「1」と回答した場合)どのような点に効果があったと思いますか。最も効果があったと思う点を3つまで選んで下さい。

82	1	システムに起因する事故・障害が未然に防止できた
83	2	リスク対策をどこまで考慮すればよいかが明らかになった
84	3	担当者がリスクを考慮しながら業務を実行するようになった
	4	システムの安全性向上対策のレベルが明らかになった
	5	システムの有効利用が促進された
	6	有効なシステムの開発設計が可能になった
	7	業務の継続性の確保が図られた
	8	要員が規定・ルール等を意識して業務を実行するようになった
	9	その他(具体的に書いて下さい:)

Q31. (Q29 で「1」と回答した場合)どのような点で最も改善が図れたと思いますか。最も改善が図れたと思う点を3つまで選んで下さい。

85	1	ITガバナンスの確立
87	2	スケジュール管理の適正化
89	3	コストの削減
	4	情報の保護対策の向上
	5	セキュリティ対策の向上
	6	生産性の向上
	7	品質管理の向上
	8	変更管理の向上
	9	規則・手続き等の遵守
	10	ドキュメント類の整備
	11	作業環境の改善
	12	人的資源管理の適正化
	13	内部統制の強化
	14	その他(具体的に書いて下さい:)

91 D

Ⅲ システム監査のあり方について

Q32. 各業務の監査で重視すべき着眼点は何ですか。業務ごとにそれぞれ1つ選んで下さい。

業 務	着眼点	安全性	信頼性	機密性	準拠性	採算性	適時性	生産性	効率性	有効性
92 ①企画業務	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
93 ②開発業務	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
94 ③運用業務	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
95 ④保守業務	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9

Q33. 各テーマの監査で重視すべき着眼点は何ですか。テーマごとにそれぞれ1つ選んで下さい。

テーマ	着眼点	安全性	信頼性	機密性	準拠性	採算性	適時性	生産性	効率性	有効性
96 ①情報戦略	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
97 ②ドキュメント管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
98 ③進捗管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
99 ④品質管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
100 ⑤コスト管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
101 ⑥人的資源管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
102 ⑦外部委託(開発の委託)	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
103 ⑧外部委託(運用の委託)	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
104 ⑨変更管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
105 ⑩セキュリティ管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
106 ⑪ネットワーク管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
107 ⑫ソフトウェアの適正利用(ライセンス管理)	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
108 ⑬個人情報保護対策	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
109 ⑭PC管理、モバイル機器管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
110 ⑮コンピュータウイルス対策	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
111 ⑯情報システム関連のリスク管理	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
112 ⑰災害対策	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113 ⑱内部統制	⇒	1	2	3	4	5	6	7	8	9

114 E

Q34. システム監査を実施する場合、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要だと思われる点を1つ選んで下さい。

115	1	監査計画
	2	事前調査
	3	実地調査
	4	改善勧告内容
	5	監査報告会
	6	チェックリスト
	7	その他(具体的に書いて下さい:)

Q35. 貴事業体では、どのようなテーマのシステム監査を実施してもらいたいと思いますか。(複数回答)

116	1	情報戦略
117	2	ドキュメント管理
118	3	進捗管理
119	4	品質管理
120	5	コスト管理
121	6	人的資源管理
122	7	外部委託(開発の委託)
123	8	外部委託(運用の委託)
124	9	変更管理
125	10	セキュリティ管理
126	11	ネットワーク管理
127	12	ソフトウェアの適正利用(ライセンス管理)
128	13	個人情報保護対策
129	14	PC管理、モバイル機器管理
130	15	コンピュータウイルス対策
131	16	情報システム関連のリスク管理
132	17	災害対策
133	18	内部統制
134	19	その他(具体的に書いて下さい:)

Q36. システム監査は誰が実施するのが効果的だと思いますか。最も効果的と思われるものを1つ選んで下さい。
(貴事業体の実態とは別にお答えいただいて結構です)

135	1	監査役(団体等は監事、自治体は監査委員)
	2	内部の監査人
	3	情報システム部門の要員
	4	システム監査技術者試験合格者
	5	監査法人・公認会計士
	6	システム監査企業台帳に基づくシステム監査企業
	7	その他(具体的に書いて下さい:)

以下の質問については、貴事業体の実態とは別にお答えいただいて結構です。

V システム監査結果の開示と保証型監査について

Q37. 貴事業体で実施したシステム監査は助言型監査ですか、保証型監査ですか。(複数回答)

137	1	助言型監査
138	2	保証型監査
139	3	実施していない

→Q39へ

定義) 助言型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールの改善を目的として、監査対象の情報システム上の問題点を検出し、必要に応じて当該検出事項に対応した改善提言を行う監査の形態をいう。

保証型監査: 監査の対象となる組織体の情報システムに関するマネジメントや、マネジメントにおけるコントロールが監査手続を実施した限りにおいて適切である旨(又は不適切である旨)を伝達する監査の形態をいう。

※Q37で「保証型監査」と回答した場合、どのようなテーマを実施しましたか。(自由記載)

--

Q38. (Q37で「1」または「2」を回答した場合) 貴事業体ではシステム監査の結果(システム監査報告書)を利害関係者に開示していますか。(複数回答)

140	1	経営者に提出するのみである
141	2	経営者に提出し、取締役会に報告している
142	3	内部の利害関係者に必要箇所のみ開示している
143	4	内部の利害関係者に報告書を開示している
144	5	内外の利害関係者に必要箇所のみ開示している
145	6	内外の利害関係者に報告書を開示している
146	7	開示していない

Q39. システム監査の結果を利害関係者に開示すべきだと思いますか。

147	1	思う
	2	思わない
	3	わからない

Q40. システム監査を保証型監査で実施すべきだと思いますか。

148	1	思う
	2	思わない
	3	わからない

Q41. 保証型監査の実施主体に関してはどのように思われますか。

149	1	内部監査で保証型監査ができる
	2	外部監査でなければ保証型監査にはならない
	3	わからない

VI 財務諸表の信頼性をめぐる内部統制について

Q42. 貴事業体では日本版 SOX 法が設けられた場合における内部統制システム構築に向けての検討を行っていますか。

151	1	検討を行い、すでに構築済みである
	2	検討を行っており、現在、構築中である。
	3	検討を行っているが、未着手である
	4	検討を行っていない

Q43. 貴事業体では財務諸表の信頼性をめぐる内部統制の監査を行っていますか。

152	1	行っている
	2	未実施であるが、今後、実施する予定である
	3	検討中である
	4	実施の予定はない

Q44. 貴事業体には会計知識をもったシステム監査人がいますか。

153	1	いる
	2	いない

Q45. 貴事業体では内部統制監査を実施できるシステム監査人が必要だと思いますか。

154	1	思う
	2	思わない
	3	わからない

Q46. 貴事業体で内部統制の監査を実施する際、どのような点を充実させなければならないと思いますか。最も重要と思うものを1つ選んで下さい。(単一回答)

155	1	監査部門の体制の強化
	2	監査方法の確立
	3	監査対象の洗い出し
	4	監査チェックリストの作成
	5	被監査部門の協力
	6	内部統制の監査実施の予定はない
	7	その他(具体的に書いて下さい:)



このアンケートは競輪の補助を受けて実施しているものです。
<http://www.keirin.jp>

